

平成29年度第4回袖ヶ浦市地域総合支援協議会

1 開催日時 平成29年10月31日(火) 午前10時開会

2 開催場所 袖ヶ浦市役所1階会議室

3 出席委員

会長	関口 幸一	委員	川名 克弘
委員	手塚 正二	委員	竹元 悦子
委員	関口 三枝子	委員	福本 正巳
委員	渡邊 泰之	委員	堀江 均
副会長	石井 啓	委員	渡邊 弘
委員	及川 和範	委員	庄司 三喜夫
委員	山口 誉典	委員	宮嶋 亮二
委員	小林 雄士		

(欠席委員)

委員	石毛 稔	委員	立川 久雄
委員	秋山 直輝	委員	杉山 布美江

4 出席職員

障がい者支援課長	伊藤 恵一	支援班班長	緒形 卓史
支援班主査	鹿間 久美子		

5 傍聴定員と傍聴人数

傍聴定員	5人
傍聴人数	0人

6 議 題

- 1) 袖ヶ浦市障がい者福祉基本計画(第3期)及び袖ヶ浦市障がい福祉計画(第5期)素案について
- 2) その他

7 議 事

発 言 者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項 等
事務局	<p>1 開 会</p> <p>ただ今から、平成29年度第4回袖ヶ浦市地域総合支援協議会を開催いたします。同じ月に2度も同様の会議にご出席いただき、本当にありがとうございます。</p> <p>本日は、立川委員、秋山委員、杉山委員、石毛委員から欠席の連絡を受けており、出席者は15名です。過半数の出席をいただいておりますので、会議は成立となります。また、この会議は公開の会議であることを申し添えます。</p>
事務局	<p>2 会長あいさつ</p> <p>はじめに、本協議会の関口会長にご挨拶をいただきます。よろしくお願いします。</p>
関口会長	<p>最近の悪天候がようやく落ち着いてきた中、今月2回目とお忙しいところをご出席いただきましてありがとうございます。どうぞ肩の力を抜いて、しかし中身は心をこめて、ご審議いただければと思いますので、どうかよろしく願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは議題に入らせていただきます。これからの議事進行は、当協議会の設置要綱第6条に基づき、関口会長にお願いしたいと思います。</p>
関口会長	<p>3 議題</p> <p>(1) 障がい者福祉基本計画（第3期）・障がい福祉計画（第5期）素案について</p> <p>それでは議長を務めさせていただきます。まず議題（1）について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>——資料『袖ヶ浦市障がい者福祉基本計画（第3期）・袖ヶ浦市障がい福祉計画（第5期）素案』の説明——</p>
関口会長	<p>ただ今の説明について、ご質問、ご意見等はございませんか。</p>
石井委員	<p>前回質問した基本計画と福祉計画の関連性を明確にし、また総合支援協議会と実務者会のこと盛り込んでいただき、ありがとうございます。</p> <p>質問ですが、障がい児支援の提供体制の整備のところ、80ページの「③目標値の設定」では児童発達支援センターを平成32年度末までに1か所設置するとしてい</p>

事務局	<p>ますが、92ページの「⑦児童発達支援センター等の運営支援」には「児童発達支援センターきみつ愛児園」を支援すると書かれています。この支援は設置とは別なのか、これをもって1か所設置の目標を達成すると考えているのか、どちらですか。</p> <p>80ページの障がい児支援の提供体制の整備の目標値は成果指標で、設置を検討し、なければ新規に、となります。92ページは、事業内容としての「児童発達支援センターきみつ愛児園」の紹介です。「きみつ愛児園の運営の安定化を図るための支援」によって80ページの目標値を達成するわけではなく、別のことです。80ページは、今ある施設等が指針に示されたものと合致するか整理し照らし合わせていく作業を示しています。92ページと関連がないわけではないですが、意味合いが少し違います。</p>
石井委員	<p>分かりました。ありがとうございました。</p>
関口会長	<p>その他のご意見ご質問等はいかがですか。では私の方からいくつか申し上げます。まずは28ページの理念です。私としては今の案がシンプルで内容がしっかり伝わると感じます。</p> <p>次に、66ページの総括の「地域での生活に移行することを希望する者がいなかったため」、「入所者やその養護者の意向を最優先しなければならず」等の表現についてです。実情は、情報がなくて外の生活がわからず移行を希望できない、どちらかと言えば親御さんが施設に入れておきたがる、というものです。そこで神奈川県では、入所者にグループホームや社会生活をよく知ってもらい期間を経てから判断してもらう方針になったそうです。この表現だと行政側の言い訳だけで終わってしまうように感じるので、表現の再考が必要だと思いました。</p> <p>そして86ページですが、「(ア) 障がい者相談支援事業」の5行目に『「基幹相談支援センター」について、本事業を基礎とした設置を検討します』とあり、90ページの最後には「基幹相談支援センター設置の検討」と触れられています。私は実務者会で「基幹相談支援センター」の議論をしているので、ここに載せてもらえたのはよかったです。単なる検討に終わっています。73ページの「地域生活支援拠点等の整備」という成果目標のように、高めるのは難しいでしょうか。「基幹相談支援センター」があれば相談支援事業の強化にも役立ち、障がいをお持ちの方とその家族にとっても非常に強い味方になります。実務者会で検討を始めたばかりのものをここまで載せてしまっているのかなと、行政の判断なので分からないのですがどうなのかなと思いました。</p>
事務局	<p>まず1点目の理念についてはよろしいでしょうか。ありがとうございます。</p> <p>2点目の66ページの総括は、よく考えて書いたつもりでしたが、先ほど読み上げていて自分でも少し違和感がありました。確かに雑だったという反省もあるので、工夫し、表現を変えます。ここに書いたかったのは、施設から地域やグループホームに移行された方の中には、例えば袖ヶ浦市に住みながら市原市の障がい者支援を受けて</p>

	<p>いる方等がいて、たまたま袖ヶ浦市の実施の方がいなかったということです。会長からあった「入所者が外のことがわからない、親御さんが施設を出るのを嫌がる」というお話も、サービス支援の中身を知れば変わることもあるので、周知方法も第5期の計画に付け加えられるか併せて考えたいと思います。</p> <p>3点目の「基幹相談支援センター」ですが、相談支援が核になるのはよく承知しております。ただ、73ページの5つの成果目標は、国の指針にある5項目をそのまま出しています。計画の随所で「基幹相談支援センター」については触れていますし、実際の取り組みとして、企画チームを設置して協議するという動きもありますので、計画の構成上はこのままでご理解いただきたいと思います。</p>
関口会長	<p>こだわっているわけではないので大丈夫です。他にご意見はございますか。</p>
福本委員	<p>20ページ「(2) 障がいのある人の推計」後段に「平成29年と比較すると、身体障害者手帳所持者で137人(約7%)、療育手帳所持者で34人(約5%)」とあります。しかしグラフでは、療育手帳所持者の平成32年推計値は546人、平成29年は519人なので、差し引くと27人です。文章の34人とグラフの27人、どちらが正しいのですか。</p>
事務局	<p>申し訳ございません。グラフの方が合っています。介護保険の数字が出るのを待ったり、数字を差し替えたりしているうちに、上の文章を直し忘れた可能性が高いです。内容を足した資料は急場で作成したのもありますので、もう一度確認します。</p>
福本委員	<p>34ページ下の「関連事業等」に私共の君津健康福祉センターの方で「療育相談」とありますが、地域保健の担当課に確認したところ、平成26年頃から行っていないそうなので削除してください。</p> <p>また、35ページ「関連事業等」の「中核地域生活支援センター」の事業は、今年の4月1日に改正された事業実施要項に沿った文言の検討をお願いします。「福祉の制度の狭間にある方、複合的な課題を抱えた方、制度や社会の変化から生じる新たな課題により生活不安を抱えた方及び広域的な調整が必要な方等を中心とした寄り添い支援を24時間365日体制で行います」、というような内容でご検討ください。</p>
事務局	<p>承知しました。大変失礼しました。</p>
福本委員	<p>81ページ「(1) 訪問系サービスの事業内容」の、「障がいのある人に対して」「重度の肢体不自由者であって」「在宅の視覚障がいのある人」等の表現についてです。難病の方も訪問系サービスを受けると思うので、「等」または「難病の方」という言葉を追加してはどうですか。対象を限定しているように感じるかもしれないので、ここに限らず、地域生活支援事業等についても表現をご検討ください。</p>
事務局	<p>全体的にということですね。承知しました。</p>

関口会長	<p>内容量が多いですが、その他にございませんでしょうか。よろしいでしょうか。</p>
事務局	<p>この量の資料をお配りしたのが先週ですので、隅から隅までということも難しかったかと思います。次のステップに進むのは11月の中旬頃を予定していますので、来週中までであれば修正の機会はまだまだあります。お気づきの点は教えていただければと思います。よろしくお願いいたします。</p>
関口会長	<p>来週までなら間に合うということなので、皆様をお願いしたいと思います。他にはないようなので、次の議題に移ります。</p> <p>(2) その他</p>
関口会長	<p>議題(2)について、事務局から何かありますか。</p>
事務局	<p>次回は1月25日(木)を予定しています。会場は今後もここを利用していこうと考えています。次回もよろしくお願いいたします。</p>
関口会長	<p>その他に特になければ、本日予定していた内容は全て終了しましたので、これで議長の任を解かせていただきます。ご協力どうもありがとうございました。</p> <p>4 閉会</p>
事務局	<p>ありがとうございました。委員の皆様方には、ご多忙のところ月に2回もご審議いただき感謝申し上げます。以上をもちまして袖ヶ浦市地域総合支援協議会を閉会いたします。どうもありがとうございました。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>

# 平成29年度第4回袖ヶ浦市地域総合支援協議会

日時 平成29年10月31日（火）

午前10時から

場所 袖ヶ浦市役所1階会議室

## 次 第

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議 題

1) 袖ヶ浦市障がい者福祉基本計画（第3期）  
及び袖ヶ浦市障がい福祉計画（第5期）の素案について

2) その他

4 閉 会

# 袖ヶ浦市地域総合支援協議会委員名簿

期間 平成28年4月1日～平成30年3月31日

番号	氏名	役職等	選出区分	備考
1	手塚 正二	袖ヶ浦市心身障害者(児)福祉会 副会長	障害者本人及びその家族並びに関係団体関係者	
2	関口 三枝子	袖ヶ浦市手をつなぐ育成会会長	障害者本人及びその家族並びに関係団体関係者	
3	渡邊 泰之	袖ヶ浦福祉センター養育園施設長	障害者支援関係機関関係者	
4	石井 啓	袖ヶ浦ひかりの学園園長	障害者支援関係機関関係者	
5	及川 和範	ケアセンターさつき施設長	障害者支援関係機関関係者	
6	関口 幸一	特定非営利活動法人ぽびあ代表	障害者支援関係機関関係者	
7	山口 誉典	君津ふくしネットセンター長	障害者支援関係機関関係者	
8	小林 雄士	白ゆり保育園主任保育士	障害者支援関係機関以外の福祉機関関係者	
9	川名 克弘	袖ヶ浦菜の花苑施設長	障害者支援関係機関以外の福祉機関関係者	
10	石毛 稔	袖ヶ浦さつき台病院診療部長	保健、福祉及び医療機関関係者	
11	竹元 悦子	袖ヶ浦市民生委員児童委員協議会 副会長	保健、福祉及び医療機関関係者	
12	福本 正巳	君津健康福祉センター 地域福祉課長	保健、福祉及び医療機関関係者	
13	堀江 均	千葉県立槇の実特別支援学校長	教育機関関係者	
14	立川 久雄	袖ヶ浦市商工会事務局長	雇用機関関係者	
15	秋山 直輝	木更津公共職業安定所 求人特別援 助部門 統括職業指導官	雇用機関関係者	
16	杉山 布美江	障害者就業・生活支援センター エール 主任就業支援員	雇用機関関係者	
17	渡邊 弘	袖ヶ浦市社会福祉協議会事務局長	保健、福祉及び医療機関関係者	
18	庄司 三喜夫	袖ヶ浦市教育委員会学校教育課長	行政機関関係者	
19	宮嶋 亮二	袖ヶ浦市福祉部長	行政機関関係者	

# そでがうら・ふれあいプラン

— 袖ヶ浦市障がい者福祉基本計画（第3期） —

— 袖ヶ浦市障がい福祉計画（第5期） —

<素案>

袖ヶ浦市 福祉部

障がい者支援課



# 目次

## — 総論 —

第1章 計画の目的と性格	5
第1節 計画策定の目的と背景	5
1 策定の目的	
第2節 計画の位置づけ	6
1 法的な位置づけ	
2 各種計画における位置づけ	
3 計画の対象	
4 計画の期間	
第3節 計画の策定方法	8
1 計画の策定体制	
2 アンケート調査の実施	
第2章 障がいのある人等の状況	9
第1節 人口の推移	9
1 年齢階級別人口の推移	
2 年齢別人口の推移	
第2節 障がいのある人の状況	11
1 身体障がいのある人の状況	
2 身体障がいのある人の障がい区分別の内訳	
3 知的障がいのある人の状況	
4 精神障がいのある人の状況	
5 障がい福祉サービスの状況	
6 障がいのある人の推計	
第3章 袖ヶ浦市障害者福祉基本計画（第2期）の評価・課題抽出	21
第1節 袖ヶ浦市障害者福祉基本計画（第2期）の評価	21
1 袖ヶ浦市障害者福祉基本計画（第2期）における施策及び事業の評価	21
2 袖ヶ浦市障害者福祉基本計画（第2期）における課題の抽出	23
第2節 袖ヶ浦市障がい者福祉基本計画（第3期）策定における課題	25
1 多様な相談に対応し、自立生活を支援する	
2 健康上の不安の解消	
3 子育て・教育について	
4 経済的自立の支援について	
5 安全・安心な生活環境の整備	

- 6 防災・防犯について
- 7 障がいへの理解・権利擁護・虐待・差別の対応

第4章 基本理念及び基本的な考え方	28
第1節 計画の基本理念	28
第2節 計画の基本的な考え方	29
1 障がいのある人が地域でその人らしく暮らせる環境づくり	
2 切れ目のない支援の体制づくり	
3 みんなで支え合う地域社会づくり	
第3節 施策の体系	30

## 一 袖ヶ浦市障がい者福祉基本計画（第3期） 一

第5章 袖ヶ浦市障がい者福祉基本計画（第3期）	33
第1節 自立生活の支援・意思決定支援の推進	33
1 各種相談支援の充実	
2 在宅福祉サービス等の充実	
3 サービスの質の確保・福祉を支える人材の育成	
4 介護家族等への支援	
第2節 保健・医療の推進	42
1 障がいの原因となる疾病等の予防	
2 医療サービス	
第3節 子育て・教育・生涯学習・スポーツ等の振興	46
1 子ども・子育ての支援	
2 インクルーシブ教育システムの構築	
3 教育環境の整備	
4 生涯学習・スポーツ	
第4節 雇用・就業・経済的自立の支援	51
1 就労支援	
2 経済的支援	
第5節 安全・安心な生活環境の整備	54
1 居住支援	
2 移動支援	
3 情報アクセシビリティの向上	
4 生活環境の整備	
第6節 防災・防犯の対策	59
1 防災対策	
2 防犯対策	

第7節 障がい理解・権利擁護・虐待防止・差別の解消の推進	61
1 障がい理解・交流	
2 権利擁護の推進・虐待の防止	
3 障がいを理由とする差別の解消の推進	
— 袖ヶ浦市障がい福祉計画（第5期） —	
第6章 袖ヶ浦市障がい福祉計画（第5期）	64
第1節 計画の趣旨・概要	64
第2節 袖ヶ浦市障がい福祉計画（第4期）の実績	65
1 計画の成果目標・取組み	
第3節 袖ヶ浦市障がい福祉計画（第5期） 及び袖ヶ浦市障がい児福祉計画（第1期）について	73
1 計画の成果目標・取組み	
2 障がい福祉計画（第5期）における事業内容・活動指標等	
3 障がい児福祉計画（第1期）における事業内容・活動指標等	
第7章 計画の推進	94
第1節 袖ヶ浦市地域総合支援協議会の運営	94
1 協議会の概要	
2 実務者会の設置	
3 相談支援部会	
第2節 障がい福祉施策の総合的な推進	95
第3節 計画の評価と見直し	96
資料編	97
1 アンケート調査結果の概要	
2 障害者福祉基本計画（第2期）における施策・事業評価一覧【詳細】	
3 障害者福祉基本計画（第2期）事業の取組状況と課題等	
4 袖ヶ浦市内の障がい福祉サービス実施事業所一覧	
5 袖ヶ浦市内の障がい福祉サービスの提供状況の分布	

— 総論 —

# 第1章 計画の目的と性格

---

## 第1節 計画策定の目的と背景

### 1 策定の目的

---

袖ヶ浦市では、障がいのある人の生活を支える総合的な計画として、平成20年3月に障害者基本法に基づく「そでがうら・ふれあいプラン（袖ヶ浦市障害者福祉基本計画編（第2期））」を策定し、様々な事業を推進してきました。

また、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）に基づき3年ごとにサービスの目標量を定める「そでがうら・ふれあいプラン（障がい福祉計画編（第4期））」を策定し、必要なサービス量を確保するため、これまで4期にわたり計画を推進し、サービス提供体制の確保に取り組んできたところです。

この間、障害者基本法の改正（平成23年8月）、障害者自立支援法の改正（障害者総合支援法への改称（平成24年6月）、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の制定（平成25年6月）など、さまざまな国内法の整備が進められてきました。

さらに、平成26年1月には、障害者権利条約の締結が行われました。

この障害者権利条約は、締約国に対して、障がいのある人の人権と基本的自由を確保し、障がいに基づくあらゆる差別を禁止することや、合理的配慮の提供が確保されるための適当な措置をとることを求めています。

このように、障がいのある人を取り巻く環境も大きく変化している中で、近年では障がいのある人の地域生活への移行が促されていることから、就労支援をはじめ地域で自立して生活できる社会の実現など、地域社会の理解と協力を得ながら取り組むことの重要性が増してきています。

袖ヶ浦市障がい者福祉基本計画及び袖ヶ浦市障がい福祉計画は、これらの国の制度の動向を踏まえて策定するものであるとともに、袖ヶ浦市に住むすべての障がいのある人が安心して住める福祉のまちづくりを推進するための指針として策定するものです。

## 第2節 計画の位置づけ

### 1 法的な位置づけ

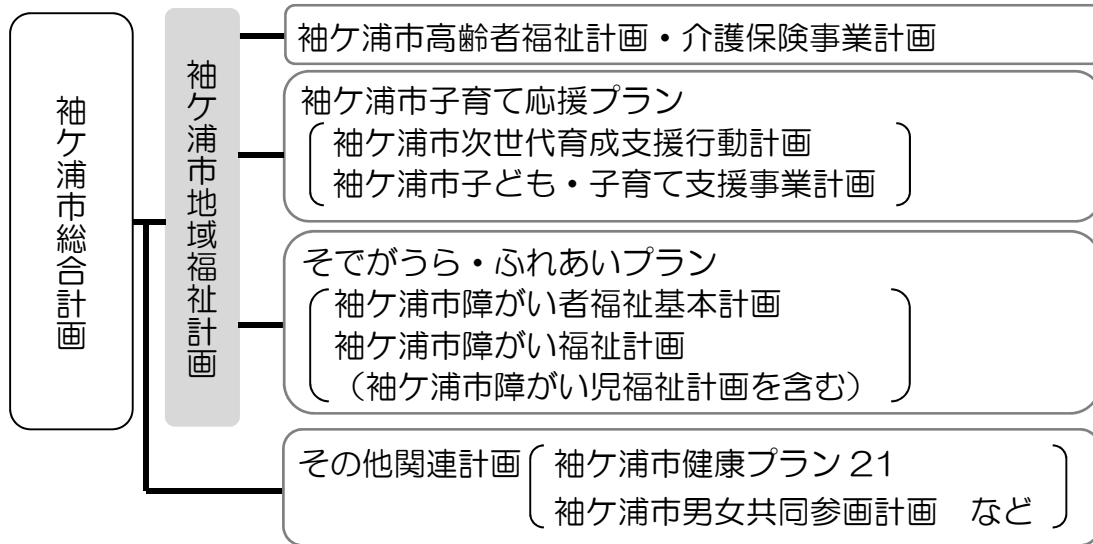
袖ヶ浦市障がい者福祉基本計画（第3期）は、障害者基本法（第11条第3項）に基づく、障がいのある人のための施策に関する基本的な事項を定める基本計画であり、また、袖ヶ浦市障がい福祉計画（第5期）は、障害者総合支援法（第88条第1項）に基づく、障がい福祉サービス等の確保に関する実施計画です。

なお、児童福祉法の改正に伴い、市町村は厚生労働大臣の示す基本指針に即して、障がい児通所支援及び障がい児相談支援の提供体制の確保、その他障がい児相談支援の円滑な実施に関して「障がい児福祉計画」を定めることとなりました（第33条の20第1項）が、障がい児福祉計画は、障がい福祉計画と一体のものとして作成することができる（同第6項）ため、袖ヶ浦市では、袖ヶ浦市障がい福祉計画（第5期）に、袖ヶ浦市障がい児福祉計画（第1期）を包含して策定しました。

	法的位置づけ	計画の役割
障がい者福祉基本計画（第3期）	・障害者基本法第11条第3項の規定に基づく「市町村障害者計画」	障がい者のための施策に関する基本的な計画を策定するもの。
障がい福祉計画（第5期） 障がい児福祉計画（第1期）	・障害者総合支援法第88条第1項の規定に基づく「市町村障害福祉計画」 ・児童福祉法第33条の20第1項の規定に基づく「市町村障害児福祉計画」	障がい福祉サービスの種類ごとの必要なサービス量の見込み、その確保のための方策などを示すもの。 第5期より、障がい児通所支援や障がい児相談支援の提供体制の確保等に関する事項を定める「障がい児福祉計画」を包含して策定する。

## 2 各種計画における位置づけ

袖ヶ浦市障がい者福祉基本計画及び袖ヶ浦市障がい福祉計画は、市の最上位計画となる袖ヶ浦市総合計画をはじめ、福祉の上位計画となる「袖ヶ浦市地域福祉計画」の部門計画として位置づけられるものです。また、その他関連計画と調和を保った計画として策定するものです。



## 3 計画の対象

障害者基本法に規定する身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む）その他の心身の機能の障がいがあり、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある人を対象とします。

また、高次脳機能障がい、難病、学習症（LD）、注意欠如多動症（ADHD）、高機能自閉症（HFA）などの人も含め、障害者手帳の有無に関わらず「すべての障がいの状態にある人」を支援します。

## 4 計画の期間

障がい者福祉基本計画（第3期）、障がい福祉計画（第5期）（障がい児福祉計画（第1期）を包含する。）の計画期間は、以下のとおりとします。

	～平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度	平成 35 年度
障がい者福祉基本計画	第2期 (平成20年度から10年間)	第3期 (平成30年度から6年間)					
障がい福祉計画 (障がい児福祉計画)	第1期～第4期	第5期		(第6期)			
		第1期		(第2期)			

## 第3節 計画の策定方法

### 1 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、袖ヶ浦市地域総合支援協議会で検討を行いました。

袖ヶ浦市地域総合支援協議会は、障害者総合支援法第89条の3第1項の規定により、障がい者又は障がい児への支援体制の整備を図るとともに、障害者差別解消法第17条第1項の規定により、障がいを理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、障がいのある人及びその家族、障がい者団体（身体・知的）、医療関係者、特別支援学校、障がい福祉サービス提供事業所、介護施設、保育施設、民生委員児童委員協議会、商工会、社会福祉協議会、関係行政機関から構成されている協議会です。

袖ヶ浦市地域総合支援協議会設置要綱第2条第6項において、本協議会の協議事項として、袖ヶ浦市障害者福祉基本計画及び袖ヶ浦市障害福祉計画の策定及び見直しに関することが定められています。

また、庁内の関係各課による検討組織として袖ヶ浦市障害者福祉計画等検討委員会を設置し、計画に関する様々な意見の調整を行い、計画へ反映しました。

さらに、パブリックコメントの手続きに基づく、計画素案の公表及び市民等の意見募集の結果も踏まえ、本計画の内容を定めました。

### 2 アンケート調査の実施

障がいのある人やその家族の生活実態や要望・意見などを把握するとともに、障がいに関する市民の認知度等を調査するため、平成28年度（平成29年1月）にアンケート調査（以下「アンケート調査」という）を実施しました。

#### ・アンケート調査の方法及び回収結果

	障がいのある人に関する調査	障がいに関する意識調査
調査対象者	障害者手帳または自立支援医療受給者証（精神通院）をお持ちの方（全員）	市内在住の20歳以上の方（無作為抽出）
調査方法	調査票による調査（郵送配布・郵送回収・督促なし）	
回収結果	配布数：2,864通 回収数：1,961通 回収率：68.5%	配布数：500通 回収数：264通 回収率：52.8%

※ 調査結果については、第2期障害者福祉基本計画策定時（平成18年度）に調査した内容と比較できる内容を抽出した概要版を「資料編」に掲載しています。



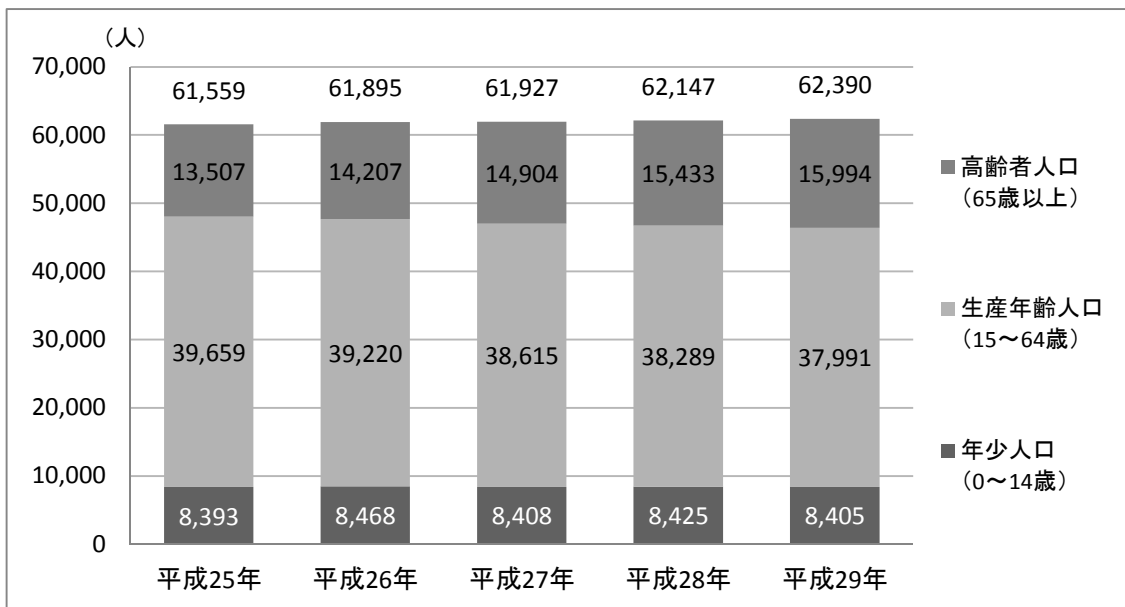
## 第 2 章 障がいのある人等の状況

### 第 1 節 人口の推移

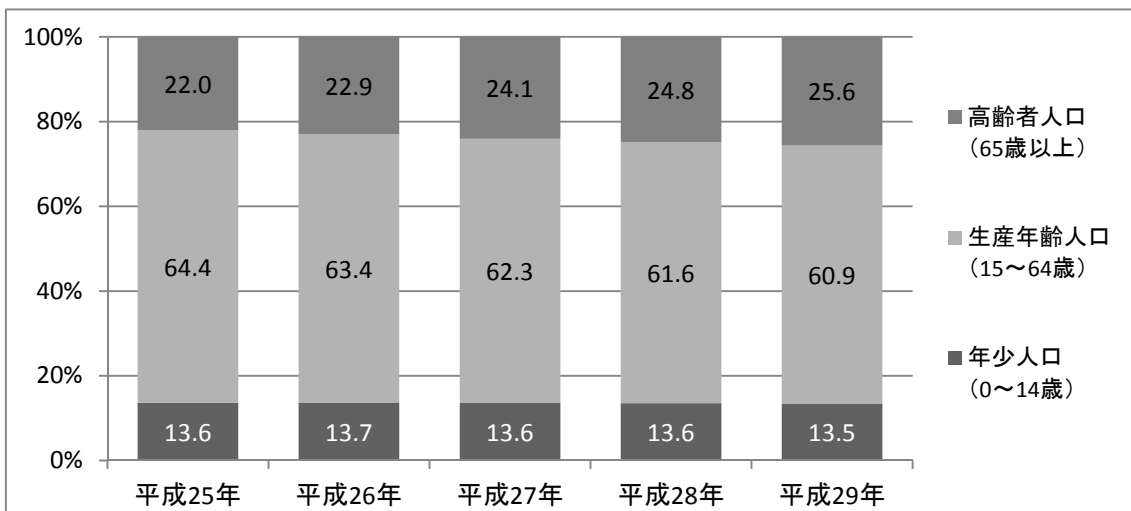
#### 1 年齢階級別人口の推移

袖ヶ浦市の平成 29 年 4 月 1 日現在の人口は 62,390 人で、微増傾向にあります。年齢階級別にみると、年少人口（0～14 歳）はほぼ横ばい、生産年齢人口（15～64 歳）は減少し、高齢者人口（65 歳以上）が増加しています。

図表☆ 年齢階級別人口の推移（人数）



図表☆ 年齢階級別人口割合の推移（割合）

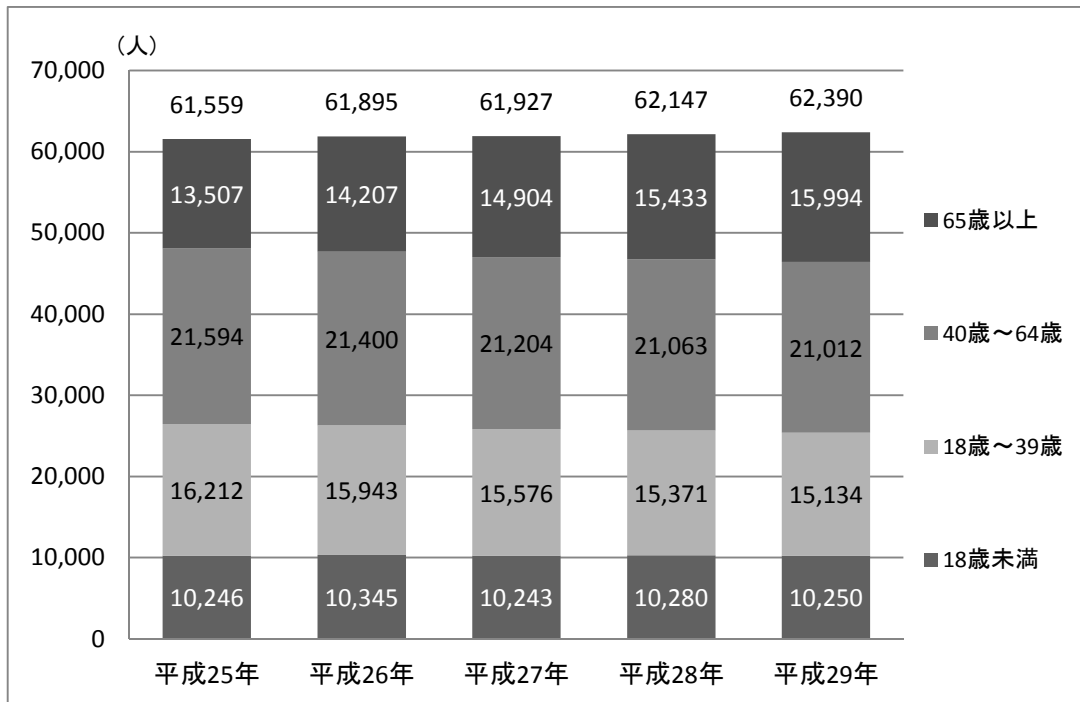


資料：総人口（日本人住民と外国人住民の合計）（各年 4 月 1 日現在）

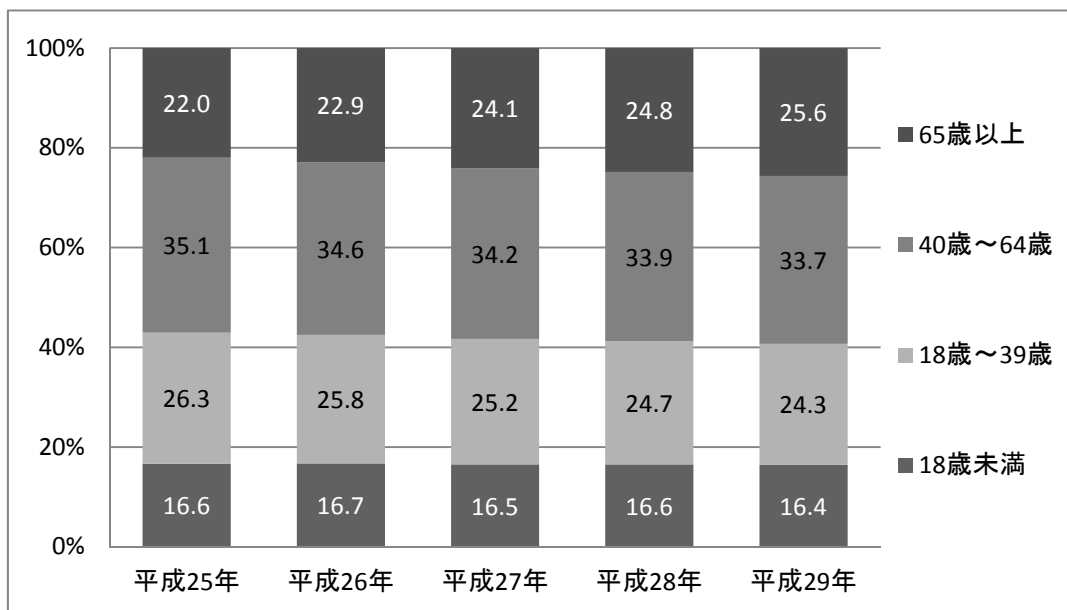
## 2 年齢別人口の推移

年齢階級別人口を、18歳未満、18歳～39歳、40歳～64歳、65歳以上に分けてみると、平成29年の18歳未満の比率が16.4%、18歳～39歳が24.3%、40歳～64歳が33.7%、65歳以上が25.6%となっています。近年では、65歳以上の割合が年々増加の傾向にあります。

図表☆ 年齢別人口の推移（人数）



図表☆ 年齢別人口の人口割合の推移（割合）



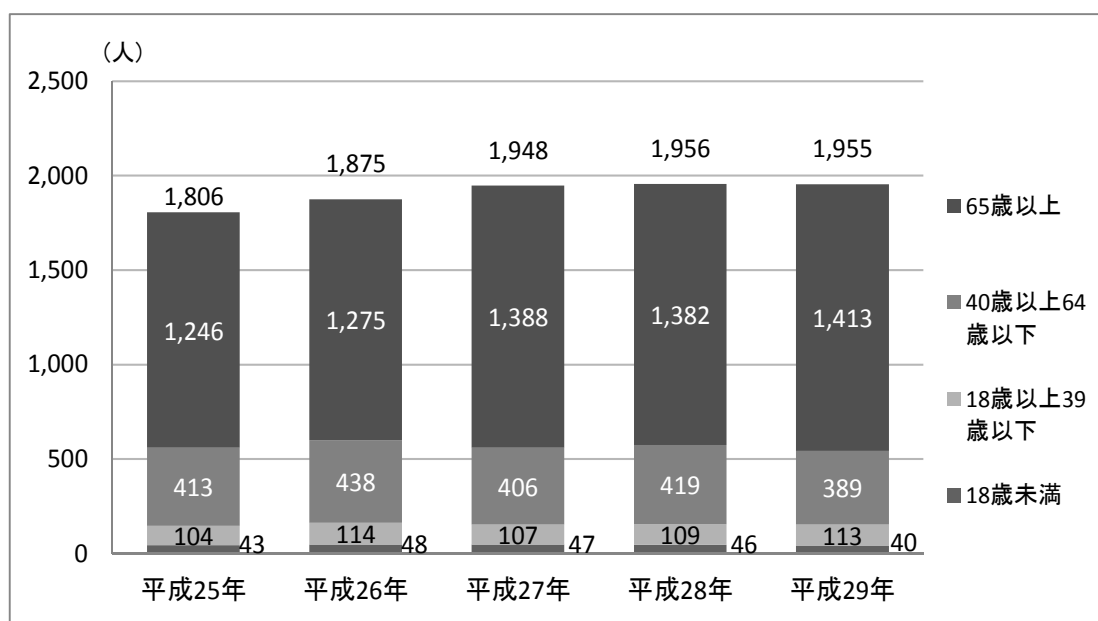
資料：総人口（日本人住民と外国人住民の合計）（各年4月1日現在）

## 第2節 障がいのある人の状況

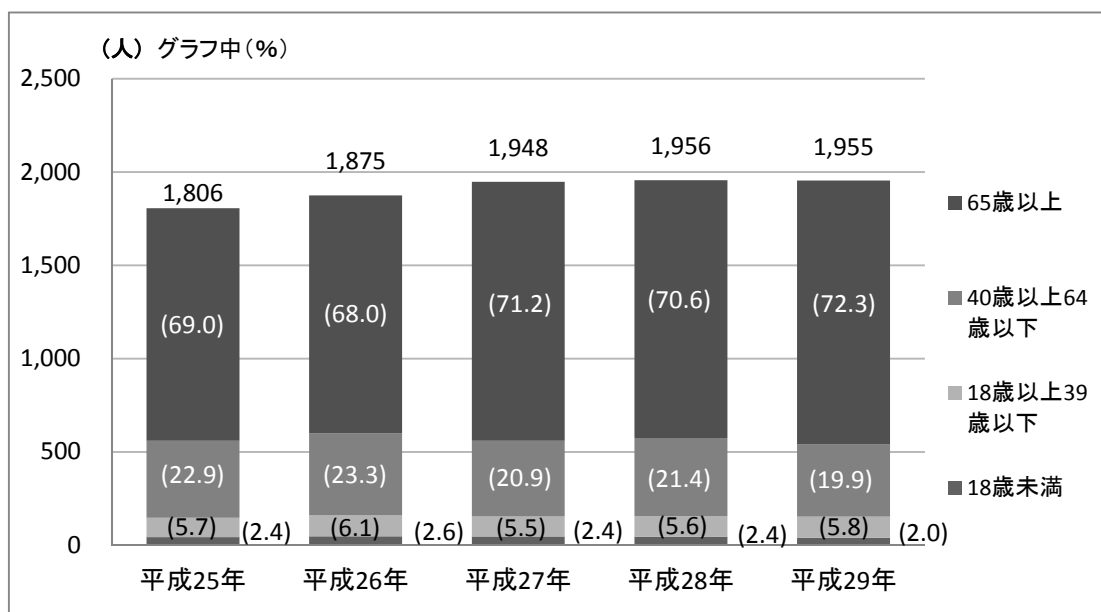
### 1 身体障がいのある人の状況

平成29年3月31日現在、身体障害者手帳所持者数は1,955人で、27年度まで増加傾向、以降は概ね横ばいで推移しています。その大半が65歳以上の高齢者です。

図表☆ 身体障害者手帳所持者の年齢別の推移（人数）



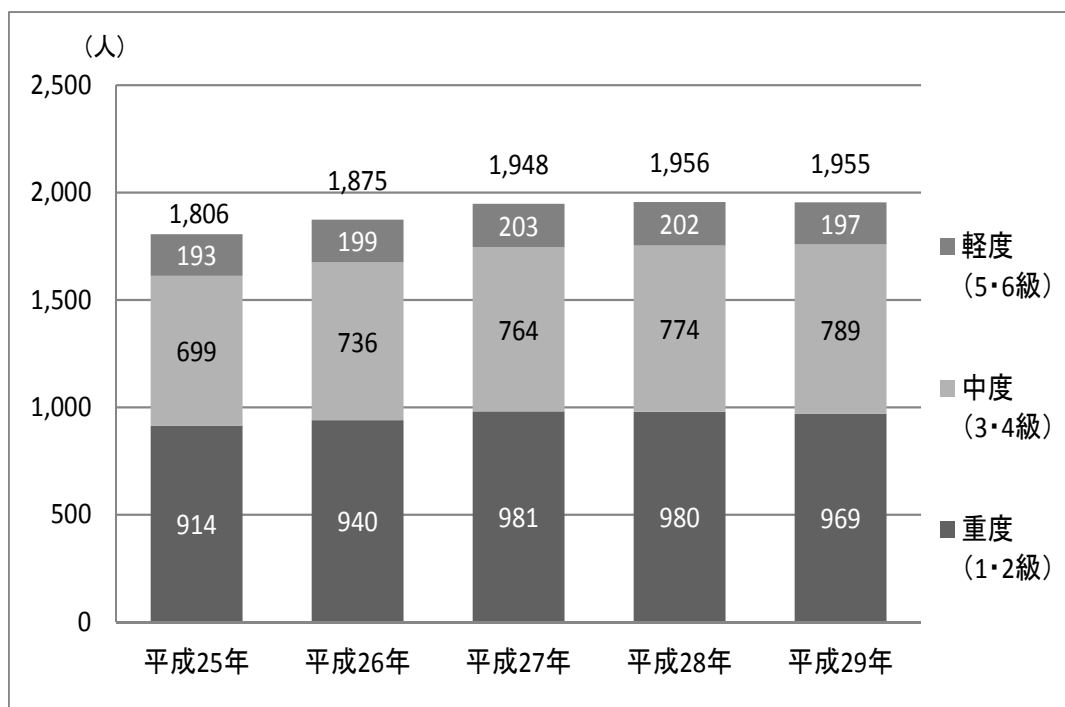
図表☆ 身体障害者手帳所持者の年齢別の推移（割合）



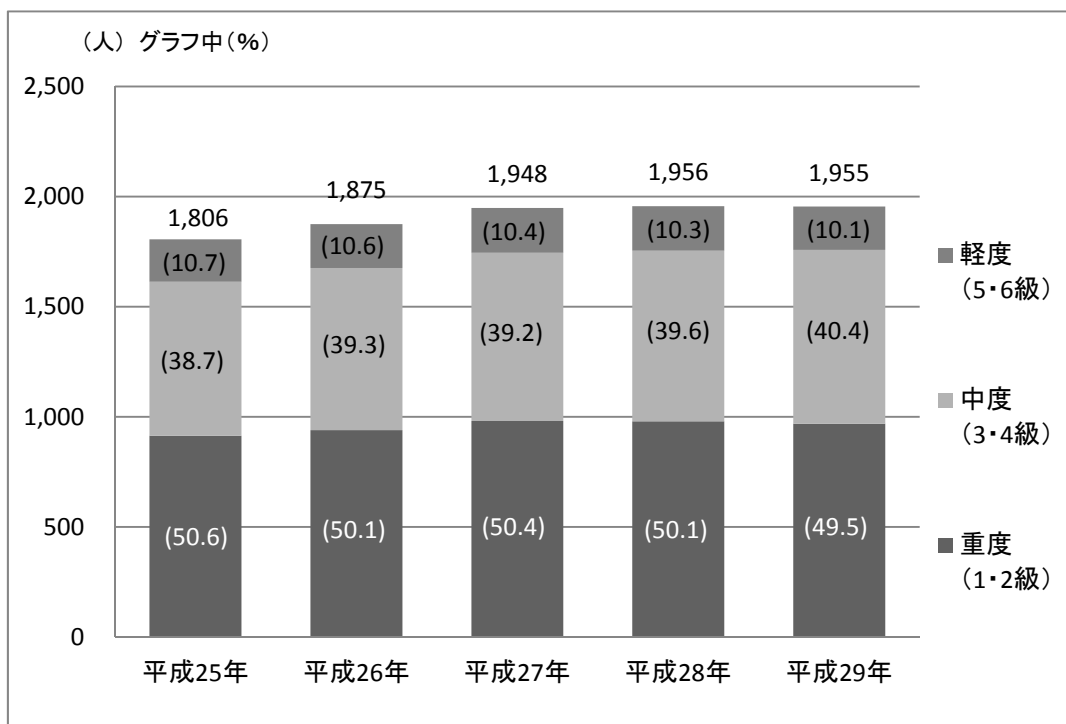
資料：障がい者支援課（各年3月31日現在）

身体障害者手帳所持者のうち、重度（1・2級）の人が約半数を占めています。

図表☆ 身体障害者手帳所持者の等級別の推移（人数）



図表☆ 身体障害者手帳所持者の等級別の推移（割合）

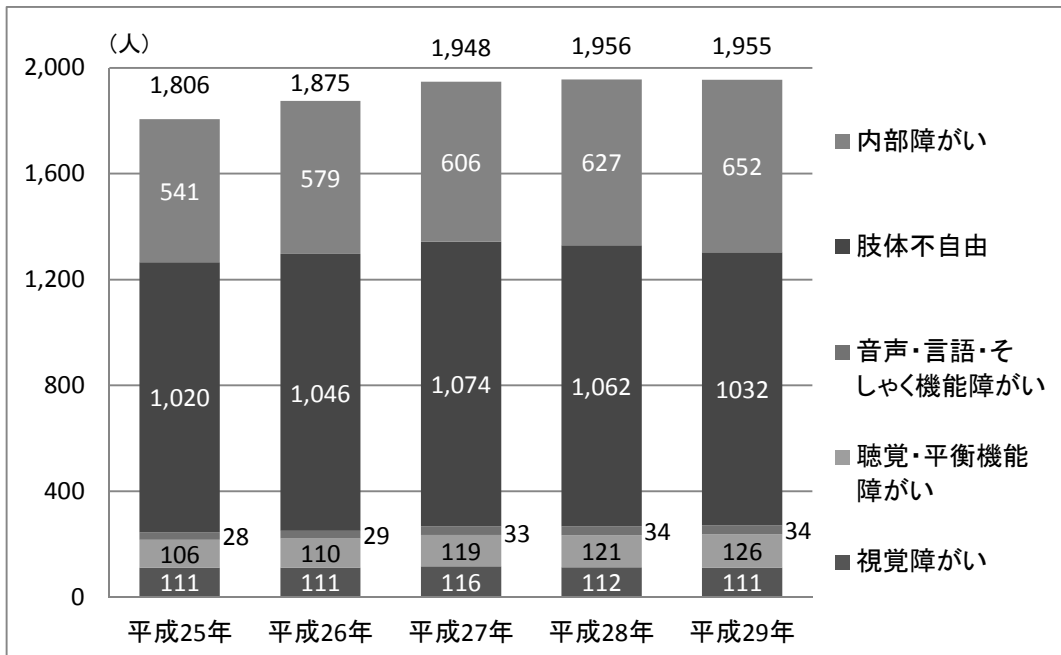


資料：障がい者支援課（各年3月31日現在）

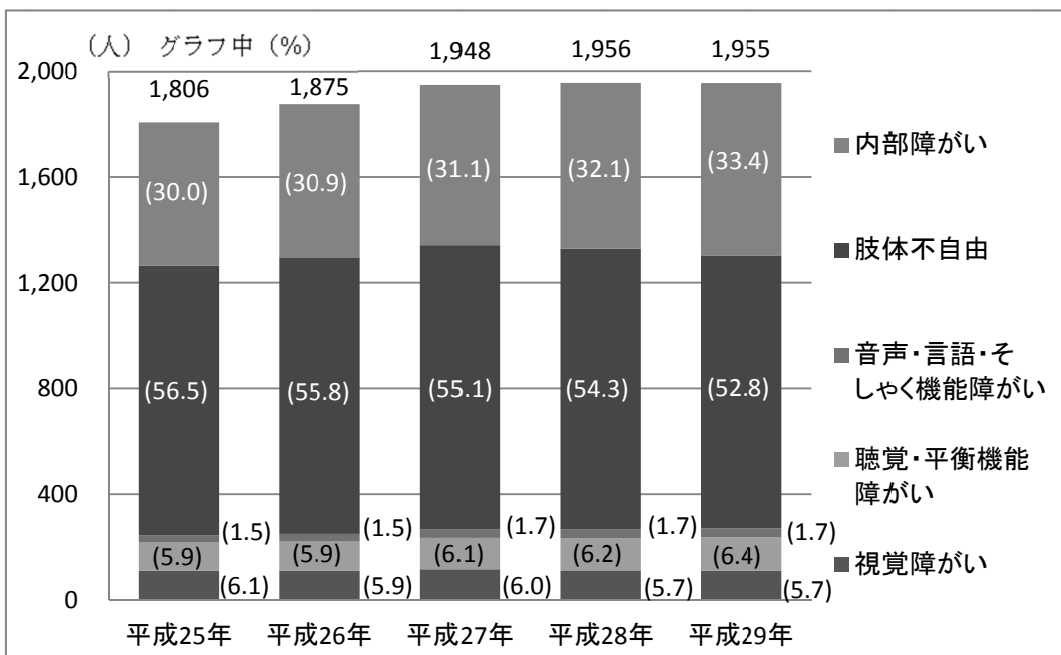
## 2 身体障がいのある人の障がい区分別の内訳

身体障害者手帳所持者の障がい区分別の推移をみると、「肢体不自由」が毎年1,000人を超えています。概ね横ばいで推移しています。次いで「内部障がい」が多い状況となっており、毎年増加傾向にあります。

図表☆ 身体障害者手帳所持者の障がい区分別の内訳（人数）

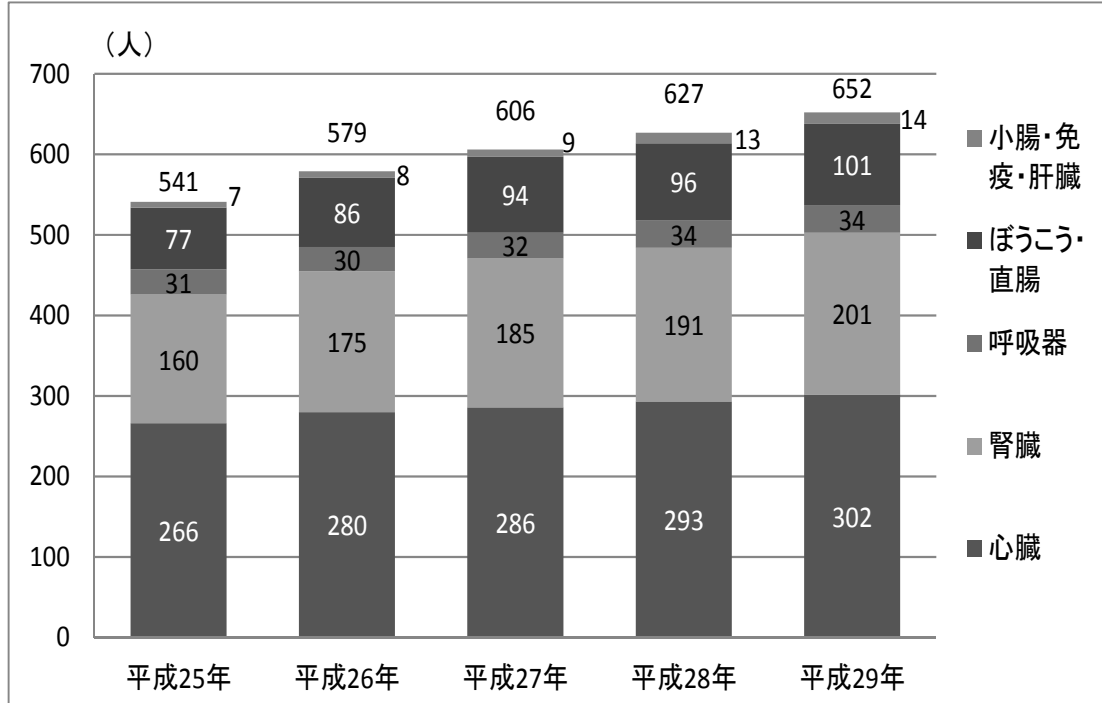


図表☆ 身体障害者手帳所持者の障がい区分別の内訳（割合）

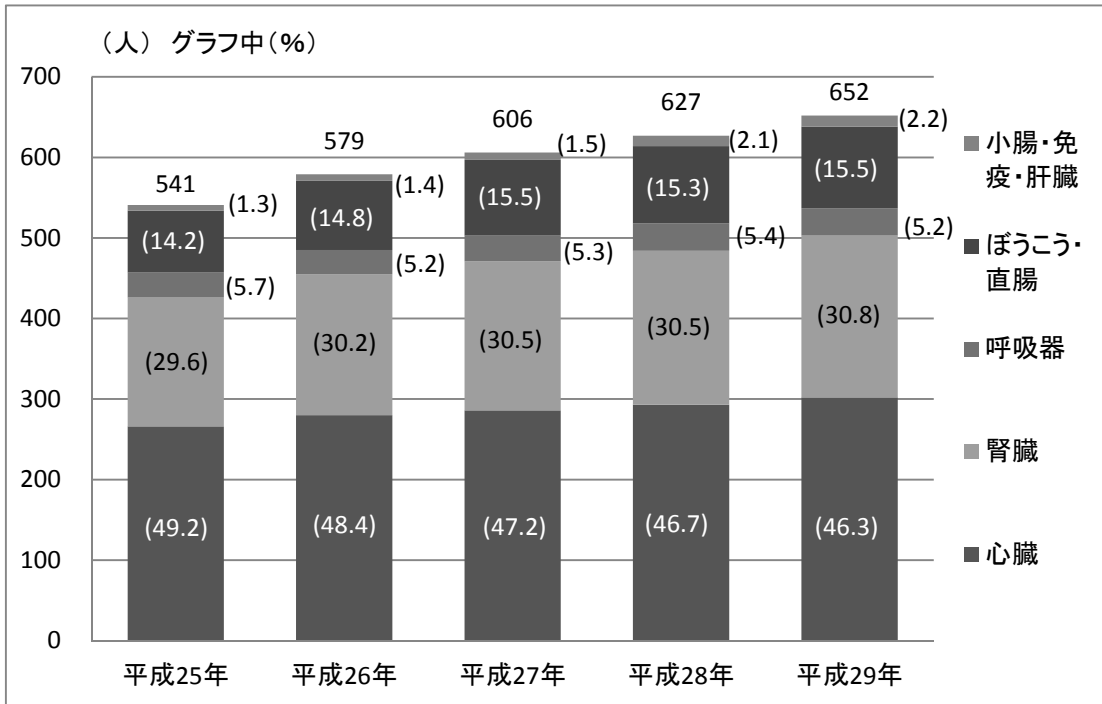


さらに内部障がいについて内訳を見てみると、「心臓」、「腎臓」が多く、合わせて8割近くを占めています。

図表☆ 身体障害者手帳所持者のうち内部障がいのある人の内訳



図表☆ 身体障害者手帳所持者のうち内部障がいのある人の内訳

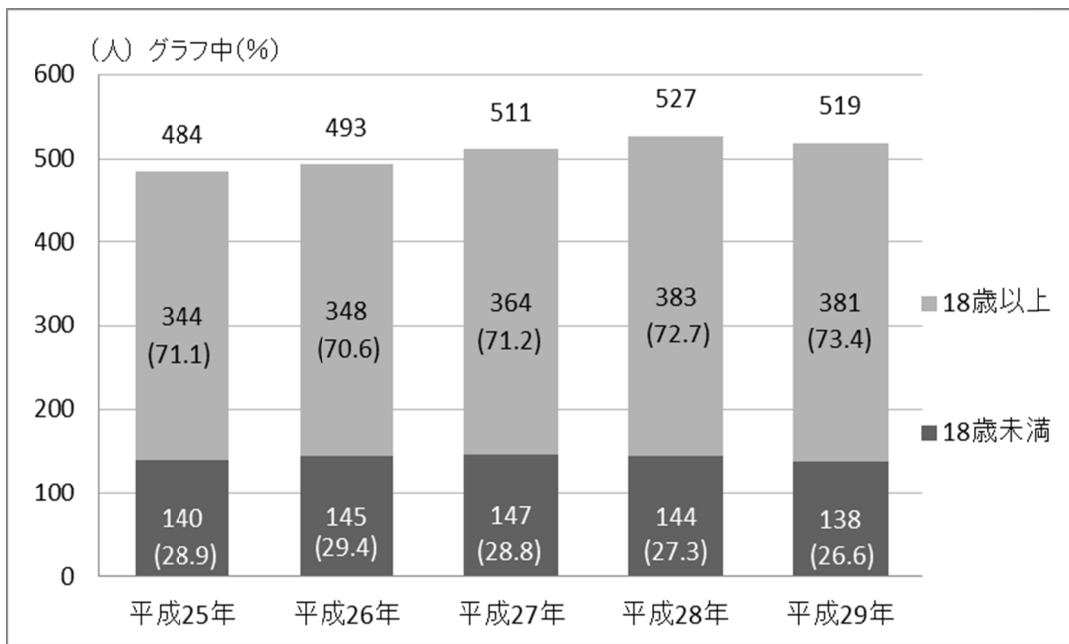


資料：障がい者支援課（各年3月31日現在）

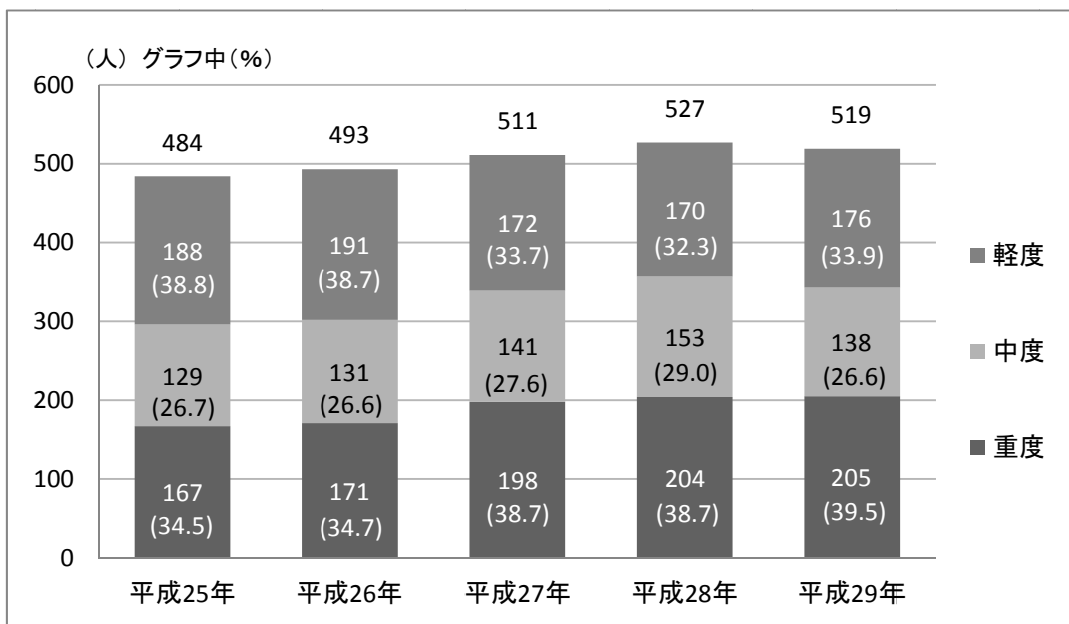
### 3 知的障がいのある人の状況

平成29年3月31日現在、療育手帳所持者数は519人で、概ね微増傾向で推移していましたが、29年若干減少しています。年齢別では、18歳未満の比率が26.6%、18歳以上の比率が73.4%となっています。また、障がい程度別では、重度が39.5%、中度が26.6%、軽度が33.9%となっています。

図表☆ 療育手帳所持者の年齢別の推移



図表☆ 療育手帳所持者の障がい程度別の推移



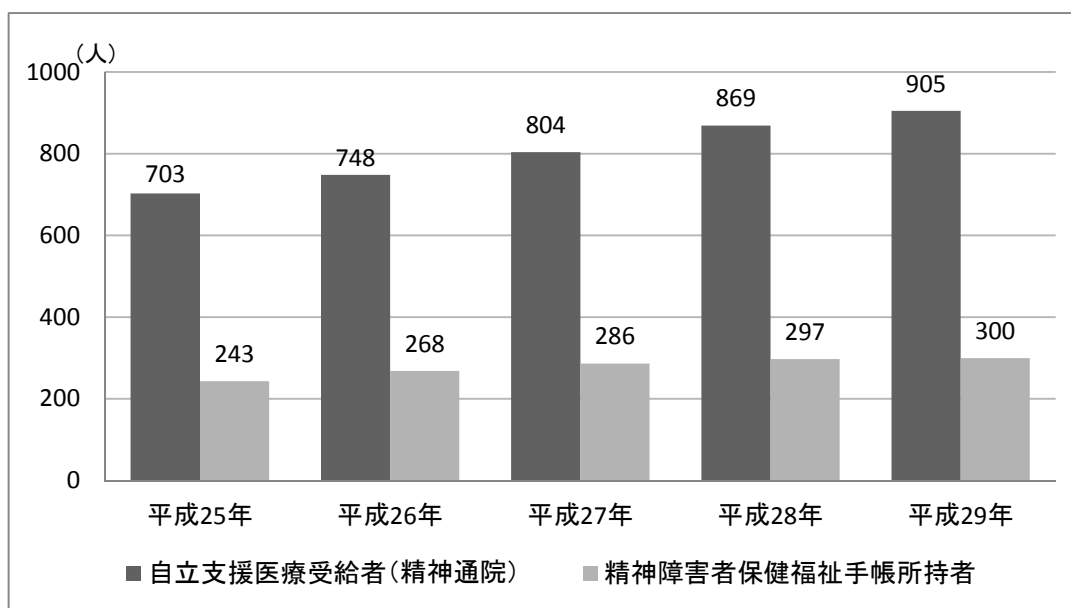
資料：障がい者支援課（各年3月31日現在）

## 4 精神障がいのある人の状況

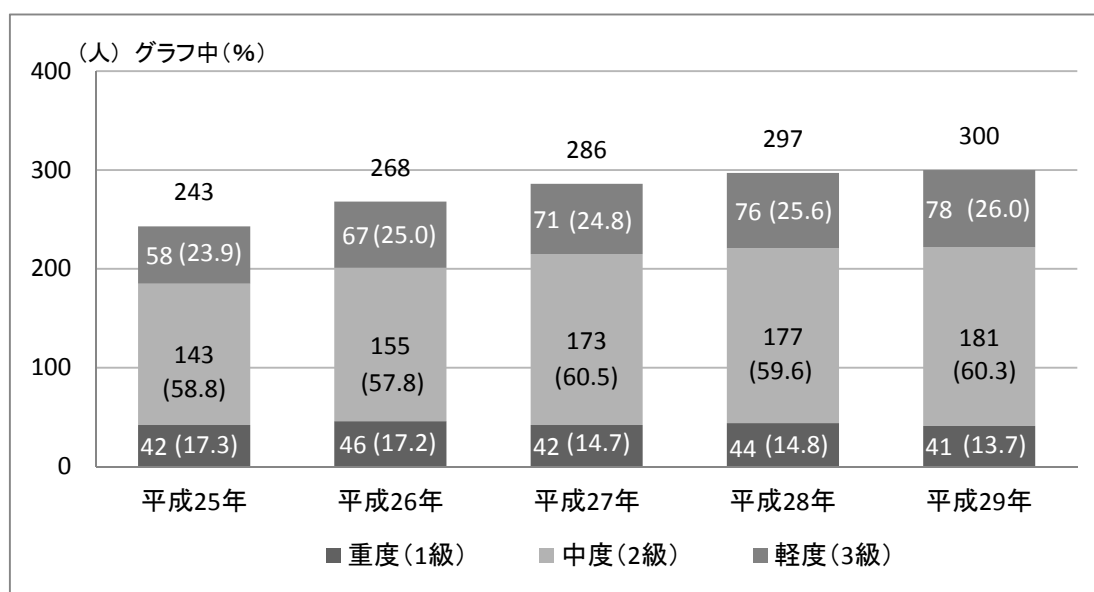
平成29年3月31日現在、精神障害者保健福祉手帳所持者数は300人で、概ね微増傾向で推移しています。障がい等級別では、重度（1級）が13.7%、中度（2級）が60.3%、軽度（3級）が26.0%となっています。また、自立支援医療費（精神通院）の受給者数は905人で、年々増加傾向にあります。

なお、精神障害者保健福祉手帳を所している人で、自立支援医療を受給していない人もいます。

図表☆ 精神障害者保健福祉手帳所持者及び自立支援医療受給者（精神）の推移



図表☆ 精神障害者保健福祉手帳所持者の障がい等級別の推移



資料：千葉県精神保健福祉センター 精神保健福祉法第45条手帳所持者の状況



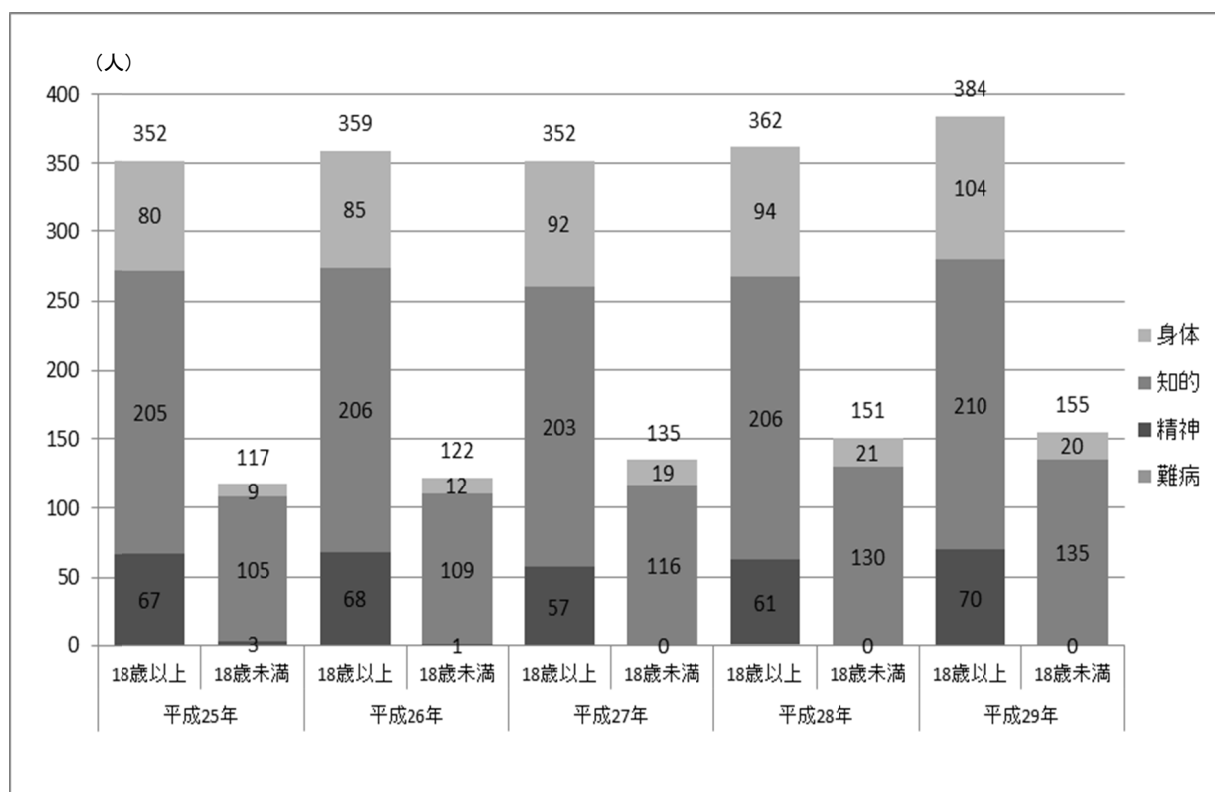
## 5 障がい福祉サービスの状況

### (1) 障がい福祉サービスの利用者数

障がい福祉サービスの利用者数の推移において、18歳以上の利用者は概ね横ばいで推移していますが、平成29年に若干増加しています。

18歳未満の利用者については、微増傾向で推移しています。

図表☆ 障がい福祉サービスの利用者数の推移



資料：障がい者支援課（各年10月1日現在）

## (2) 障がい福祉サービスの支給決定状況

### (障がい種別・障害支援区分別)

障がい福祉サービスを利用する上で必要となる障害支援区分の推移について、障がい別、障害支援区分別で比較すると、身体障がいのある人の障害支援区分は重い傾向があります。また、精神障がいのある人の障害支援区分は軽い傾向があり、障害支援区分を必要としないサービスを利用する傾向にあります。

図表☆ 障がい福祉サービスの支給決定状況（障がい種別・区分別）

		区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	区分なし
身体	平成25年	3	10	15	5	10	28	9
	平成26年	2	12	15	8	12	26	10
	平成27年	2	12	13	12	12	32	9
	平成28年	2	8	16	12	15	30	11
	平成29年	2	7	19	15	18	32	11
知的	平成25年	13	36	29	25	31	42	29
	平成26年	18	37	27	27	33	39	25
	平成27年	13	34	24	29	35	38	30
	平成28年	6	34	27	32	38	41	28
	平成29年	4	34	28	34	41	40	29
精神	平成25年	9	17	6	1	0	0	34
	平成26年	7	23	7	1	0	0	30
	平成27年	5	20	7	1	1	0	23
	平成28年	3	14	13	0	2	0	29
	平成29年	4	17	12	2	2	0	33
難病	平成25年	0	0	0	0	0	0	0
	平成26年	0	0	0	0	0	0	0
	平成27年	0	0	0	0	0	0	0
	平成28年	0	1	0	0	0	0	0
	平成29年	0	0	0	0	0	0	0

資料：障がい者支援課（各年10月1日現在）

※平成25年度までは、「障害程度区分」

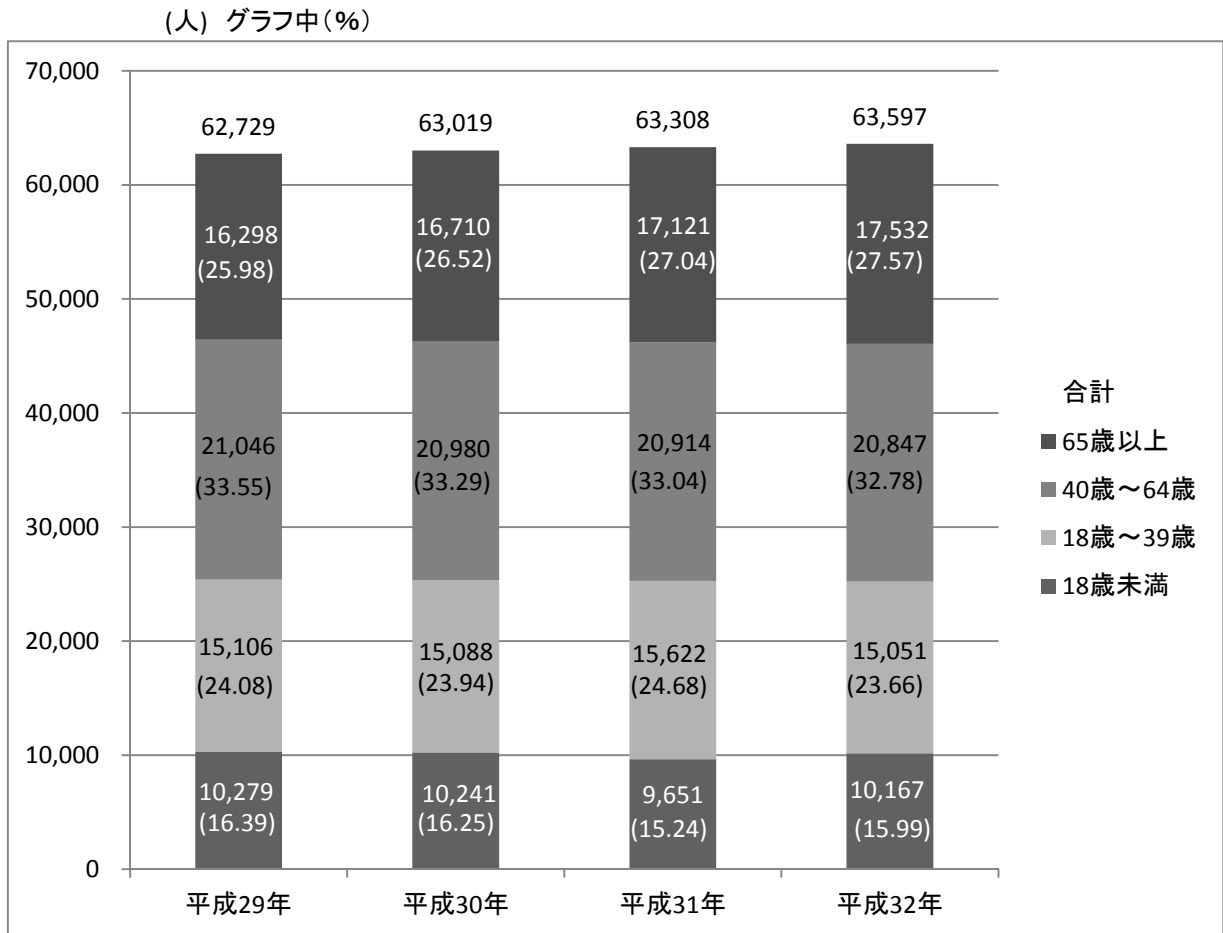
※「区分なし」には、区分が必要ではないサービスを利用している方を計上

※複数の障がいがある場合には、主たる障がいで計上

## 6 障がいのある人の推計

### (1) 年齢別人口の推計

図表☆ 年齢別人口の推計（人数・割合）



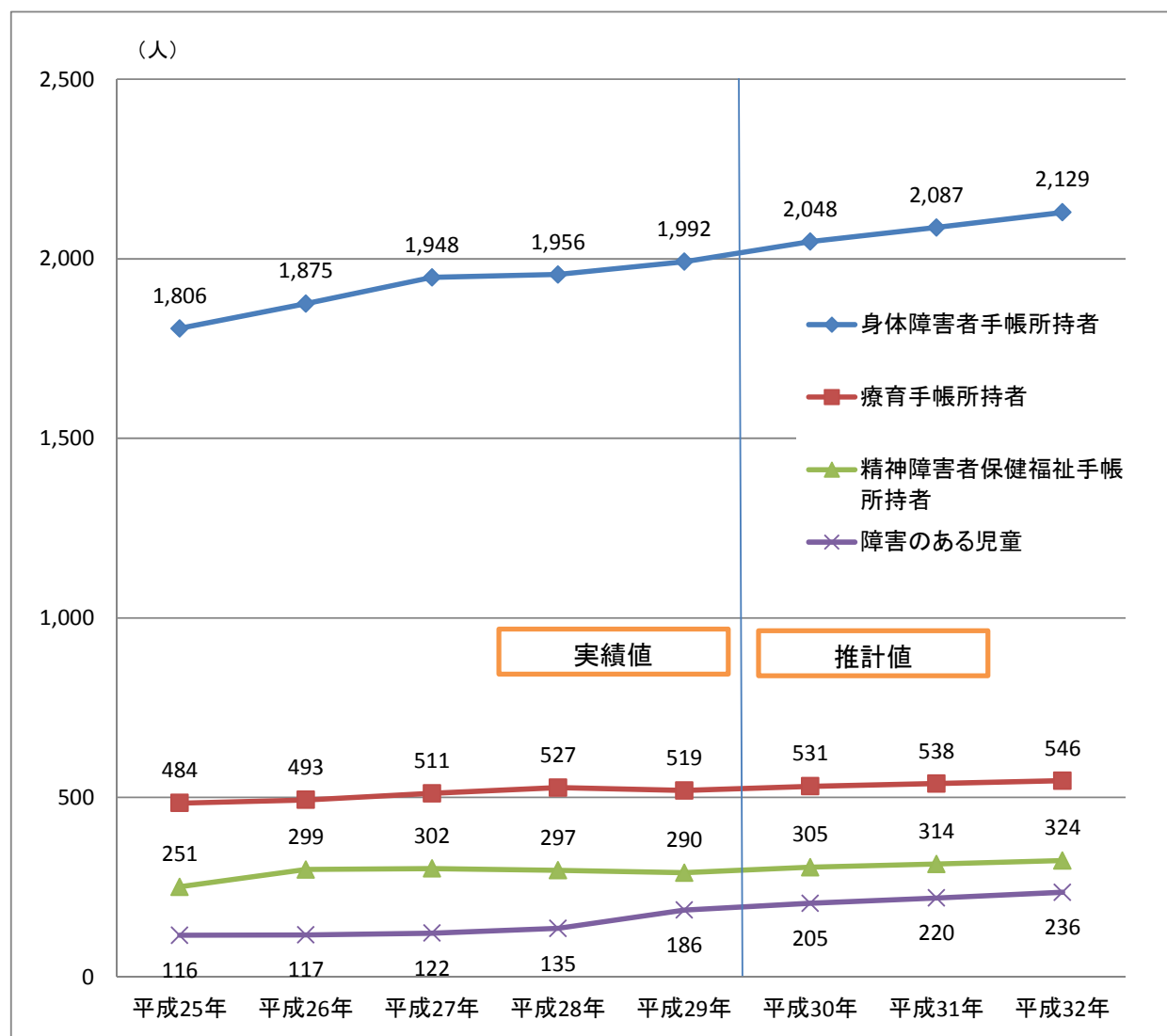
※ 推計の手法については、袖ヶ浦市人口ビジョンに基づき、平成29年10月1日時点の住民基本台帳の人口状況等を考慮し、算出した推計人口。

## (2) 障がいのある人の推計

袖ヶ浦市の各種障害者手帳所持者及び障がいのある児童について、袖ヶ浦市障がい者福祉基本計画（第3期）の中間年度、袖ヶ浦市障がい福祉計画（第5期）の最終年度である平成32年まで推計しました。

平成29年と比較すると、身体障害者手帳所持者で137人（約7%）、療育手帳所持者で34人（約5%）、精神障害者保健福祉手帳所持者で34人（約12%）、障がいのある児童で50人（約27%）の増加が見込まれます。

図表☆ 市の障害者手帳所持者及び障がい児人口の推移と推計



※ 推計の手法については、袖ヶ浦市人口ビジョンに基づき、平成29年10月1日時点の住民基本台帳の人口状況等を考慮し算出した推計人口を基に、過去5年間における各障がい別人口の伸び率を掛け合わせて算出したものです。

# 第3章 袖ヶ浦市障害者福祉基本計画(第2期) の評価・課題抽出

## 第1節 袖ヶ浦市障害者福祉基本計画(第2期)の評価

### 1 袖ヶ浦市障害者福祉基本計画(第2期)における

#### 施策及び事業の評価

袖ヶ浦市障害者福祉基本計画(第2期)について、計画期間中の施策及び事業を振り返り、評価を行いました。

評価については、障がい福祉に関する事業の性質上、数的目標値の到達をもって評価することが適さない事業が多いため、事業の必要性について着目した下記の3段階の評価としています。

- 「A」＝ 達成            または   今後も継続
- 「B」＝ 一部達成   または   見直しの上継続
- 「C」＝ 未達成       または   廃止

袖ヶ浦市障害者福祉基本計画(第2期)に掲載した事業174事業の評価は、

- 「A」＝ 143事業(82.2%)
- 「B」＝ 10事業(5.7%)
- 「C」＝ 21事業(12.1%)

という結果で、障がい福祉に関するほとんどの事業で、継続する必要があるとの内容でした。

評価結果の概要については、次ページに一覧表を示しています。

各事業ごとの評価結果については、本計画の「資料編」

「2. 障害者福祉基本計画(第2期)における施策・事業評価一覧【詳細】」  
に掲載しています。

【袖ヶ浦市障害者福祉基本計画（第2期）における施策・事業評価一覧】

施策・事業内容（Plan：計画）		評価			合計
		A	B	C	
1. 情報、相談、 権利擁護	(1) 情報提供・コミュニケーション支援	2	1	0	3
	(2) 相談支援	14	0	0	14
	(3) 権利擁護・成年後見制度	4	0	0	4
	(4) 障害理解、交流	5	0	2	7
2. 手帳	(1) 手帳	3	0	1	4
3. 保健・医療	(1) 健康づくり・予防	8	0	3	11
	(2) 医療サービス	9	0	1	10
4. 生活支援	(1) 居住支援	8	0	3	11
	(2) 居宅でのサービス	13	1	2	16
	(3) 介護家族支援	1	1	1	3
	(4) 補装具・日常生活用具	5	0	0	5
	(5) 施設を利用したサービス	19	1	0	20
	(6) 経済的支援	13	0	2	15
5. 生活環境	(1) 移動支援	5	1	1	7
	(2) 生活環境の整備	5	2	0	7
	(3) 見守り	0	1	1	2
	(4) 防災	3	0	0	3
6. 保育・教育	(1) 保育・教育	6	1	0	7
	(2) 子育て支援	2	0	0	2
7. 雇用・就業、 社会参加	(1) 就労支援	9	0	2	11
	(2) 生涯学習・スポーツ	4	1	1	6
8. 基盤づくり	(1) 地域づくり 他	5	0	1	6
合計		143	10	21	174
		82.2%	5.7%	12.1%	100.0%

## 2 袖ヶ浦市障害者福祉基本計画（第2期）における課題の抽出

平成28年度に実施したアンケート調査や「1 袖ヶ浦市障害者福祉基本計画（第2期）における施策及び事業の評価」を分析し、施策体系の分類ごとに、主な課題の抽出を行いました。

課題の抽出に係る詳細については、「資料編」の「3. 障害者福祉基本計画（第2期）事業の取組状況と課題等」に掲載しています。

施策体系		主な課題等
1. 情報、 相談、 権利擁護	(1) 情報提供・コミュニケーション支援	・多様な媒体を活用した情報提供の充実を図っていく必要がある。
	(2) 相談支援	・多種多様な相談に対応できるよう相談支援の充実を図っていく必要がある。
	(3) 権利擁護・成年後見制度	・成年後見制度の普及啓発や利用支援を進展させていく必要がある。
	(4) 障がい理解・交流	・障がいのある人とない人の交流の機会を増やし、障がいに対する理解をより深める必要がある。 ・障害者差別解消法の更なる周知や、庁内及び市民・事業者などへの合理的配慮・事前的環境整備の一層の周知・啓発を図る必要がある。
手帳 2.	(1) 手帳	—
保健・医療 3.	(1) 健康づくり・予防	・障がいの原因となる生活習慣病や各種疾病の重症化の予防や早期発見のため、健診の充実等を図っていく必要がある。
	(2) 医療サービス	・健康上の不安を抱える障がいのある人の医療的ケアへの対応などが求められている。
4. 生活支援	(1) 居住支援	・法改正による新たな障がい福祉サービスの対応を進める必要がある。
	(2) 居宅でのサービス	・障がいのある人の自立支援と介護者の負担軽減のために、引き続き在宅サービスの充実を図っていく必要がある。
	(3) 介護家族支援	・障がいのある人やその家族で構成される当事者団体の支援方法を検討する必要がある。
	(4) 補装具・日常生活用具	・障がいのある人の日常生活の利便性に資するよう実施していく必要がある。
	(5) 施設を利用したサービス	・障がいの状況や生活状況に応じた、サービスの安定提供に引き続き努める必要がある。
	(6) 経済的支援	・障害基礎年金や特別障害者手当等の制度の活用について、制度について周知するとともに対象者への申請案内や相談を行う。

5. 生活環境	(1) 移動支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後も個々のニーズの変化や地域に応じた対応を図っていく必要がある。</li> </ul>
	(2) 生活環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がいのある人が暮らしやすい生活環境づくりに向けて、公共施設や道路などのバリアフリー化を引続き進めていく。</li> <li>・ユニバーサルデザインの推進等により、障がいのある人の生活や活動がしやすくなることを、広く周知・啓発していく必要がある。</li> </ul>
	(3) 見守り	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ひとり暮らしの障がいのある人や高齢者等の見守り、身近な住民同士の支えあいを取り組む地域づくりを進めていく必要がある。</li> </ul>
	(4) 防災・防犯	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がいのある人や高齢者等の自力で避難することが困難な方に対する避難支援体制の更なる整備を図っていく必要がある。</li> <li>・詐欺事件や消費者トラブルに障がいのある人が巻き込まれないよう予防策の検討や相談体制を整備する必要がある。</li> </ul>
6. 保育・教育	(1) 保育・教育	<ul style="list-style-type: none"> <li>・インクルーシブ教育システムの構築など国や県の新たな施策動向に対応しながら、障がいの有無に関わらず、子どもが保育・教育等を利用できるよう取組みを進めていく必要がある。</li> </ul>
	(2) 子育て支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別な配慮や支援が必要な子どもの療育の場の充実を図る必要がある。</li> </ul>
7. 雇用・就業、社会参加	(1) 就労支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がいのある人のニーズに応えられるよう相談対応や就労支援の更なる充実を図る必要がある。</li> <li>・法改正による新たな障がい福祉サービスの対応を進める必要がある。</li> </ul>
	(2) 生涯学習・スポーツ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スポーツなどを通じ、障がいのある人とない人の交流を推進していくことも重要である。</li> </ul>
8. 基盤づくり	(1) 地域づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がいのある児童や医療的ケア児について、サービスの提供や、人材育成に向けた支援を進めていく必要がある。</li> <li>・地域生活支援拠点の整備について検討する必要がある。</li> </ul>
	(2) 拠点づくり	
	(3) サービスの質の確保	
	(4) 人材育成	



## 第2節 袖ヶ浦市障がい者福祉基本計画（第3期） 策定における課題

これまでの調査・分析等から抽出した課題について、国・県の計画との整合を図るため整理を行いました。

### 1 多様な相談に対応し、自立生活を支援する

#### （自立生活の支援・意思決定支援の推進）

障がいのある人の多種多様な相談に対応できるよう、各種相談支援の更なる充実を図るとともに、基幹的な相談支援体制の確立について検討し、障がいのある人の自己実現に向けた支援を行っていく必要があります。

また、在宅の障がいのある人については、自立生活の支援と介護者の負担軽減のために、引き続き在宅サービスの充実を図っていく必要があります。

障がいのある人やその家族等で構成される当事者団体等については、会員の高齢化等により団体の存続が難しくなっているため、支援方法を検討する必要があります。

### 2 健康上の不安の解消

#### （保健・医療の推進）

障がいのある人の生活上の不安として、身体や健康のことをあげる人も多く、保健や医療に関する支援が求められているため、年齢などによる切れ目がないよう、保健・医療・福祉・教育などの各分野の連携を強化する必要があります。

また、増加傾向にある内部障がいの原因になる、生活習慣病や各種疾病の重症化の予防や早期発見をするため、健診の充実や受診率向上のための周知を更に図る必要があります。

### 3 子育て・教育について

#### （子育て・教育・生涯学習・スポーツ等の振興）

子育て・教育に関して、障がいのある子どもと障がいのない子どもを分け隔てなく受け入れ、教育すること（インクルーシブ教育システムの構築）が国の方針にも示されており、これまで以上にきめ細かい対応が求められています。

生涯学習・スポーツ等の振興では、障がいのある人とない人の交流を推進していくことも重要と考えられ、2020年に開催される東京オリンピック・パラリンピックを契機とし、障がいのある人がスポーツ等に参加する機会の充実を図る必要があります。

#### 4 経済的自立の支援について (雇用・就業・経済的自立の支援)

---

障がいのある人が地域で自立した生活を営むため、雇用の促進と就業の支援や、障害基礎年金等の活用など障がいのある人の経済的自立を支援することが求められています。

障がいのある人の多様なニーズに応えられるよう、相談体制及び就労支援の更なる充実を図るとともに、法改正による新たな就労支援サービスの提供についても対応する必要があります。

#### 5 安全・安心な生活環境の整備 (安全・安心な生活環境の整備)

---

道路や公共施設のバリアフリー化などは以前から進められていますが、障がいのある人の外出については、依然として不安があるという意見も多くあります。

今後も障がいのある人を含めたすべての人が使いやすい(ユニバーサルデザイン)道路や公共施設の整備を進めていくとともに、障がいのある人が安心して外出できるよう移動支援の充実を図る必要があります。

また、災害や防犯の情報その他、日常生活におけるさまざまな情報提供を望む声も多く、多様な媒体を活用した情報提供の充実を図り、障がいのある人の情報アクセシビリティの向上を図る必要があります。

居住支援や補装具・日常生活用具の支援等について、法改正による新たな障がい福祉サービスの対応を進める必要があります。

見守りを必要とする障がいのある人については、行政の事業や福祉サービスによる見守りと、身近な地域住民との支え合いにより、今後も安全・安心なまちづくりを進める必要があります。

さらに、障がいのある人の障がいの重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、相談や緊急時の対応等の必要な機能を備えた地域生活支援拠点の整備が求められています。

## 6 防災・防犯について

### (防災・防犯の対策)

---

障がいのある人等の災害時の支援については、以前から災害に備えた支援体制の整備を進めていますが、今後もより安全・安心な体制整備に努め、自力で避難することが困難な障がいのある人等に対する避難支援体制の更なる整備を図っていく必要があります。

また、詐欺事件や消費者トラブルに障がいのある人が巻き込まれないよう予防策の検討や相談体制の整備をする必要があります。

## 7 障がいへの理解・権利擁護・虐待・差別の対応

### (障がい理解・権利擁護・虐待防止・差別の解消の推進)

---

平成 28 年度に障害者差別解消法が施行されるなど、障がいに対する理解を深め、差別や虐待が起こらないようにすることが求められており、更なる周知や啓発を進める必要があります。

また、虐待や差別が起きた場合は、速やかに対応する必要があるため、関係機関との連携を更に図る必要があります。

障がいのある人の権利の擁護に関して、障がいのある人の将来の生活に備えるために、成年後見制度の普及啓発や利用支援に取り組む必要があります。

## 第4章 基本理念及び基本的な考え方

---

### 第1節 計画の基本理念

障害者権利条約の理念に即して改正された障害者基本法では、障がい者施策は、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指して講じられる必要があるとしています。

計画の策定においては、このような社会の実現に向け、障がいのある人が自らの決定に基づき、能力を最大限発揮し自己実現できるよう支援するとともに、障がいのある人もない人も共に生きる社会づくりを推進することを目指すものです。

また、障がいのある人が自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう、障がいのある人の社会への参加を制約している様々な障壁を除去するとともに、ノーマライゼーションの考えに立ち、地域に住む人が、障がいの有無、老若男女を問わず、共に支え合う地域福祉のまちづくりを目指して、次のように本計画の基本理念を定めることとします。

< 計画の基本理念 >

障がいのある人が、身近な地域社会で、安心して、  
その人らしい生活をおくれる共生のまちづくり  
(案)

## 第2節 計画策定の基本的な考え方

「袖ヶ浦市障がい者福祉基本計画（第3期）」は、障害者基本法第11条に基づく計画で、市町村は、国や県の障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障がいの状況等を踏まえ、障がい者のための施策に関する基本的な計画を策定するものです。

「袖ヶ浦市障がい福祉計画（第5期）」は、障害者総合的支援法第88条に基づき、国の基本指針に即して、障がい福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を策定するものです。

よって、計画の策定は、国の新たな障害者基本計画（第4次）や県の新たな障害者計画（第6次）、及び国の指針に即した中で、袖ヶ浦市の最上位計画となる「袖ヶ浦市総合計画」及び福祉の上位計画となる「袖ヶ浦市地域福祉計画」の部門計画として位置づけ、これまでの袖ヶ浦市の障がい者福祉施策や地域福祉の考え方等を踏襲し、その他の関連計画との調和を保ちつつ、計画策定における基本的な考え方を以下のとおり定めます。

### 1 障がいのある人が地域でその人らしく暮らせる環境づくり

---

- 障がいのある人を、自らの決定に基づき社会に参加する主体としてとらえ、障がいのある人がその人に合った福祉サービスを選択しつつ、地域社会の中で人々と共生し、その人らしく暮らせる環境づくりを進めます。

### 2 切れ目のない支援の体制づくり

---

- 障がいのある人の性別、年齢、障がいの種類や状態、生活の状況等を踏まえて、それぞれのライフステージにおいて適切な支援を受けられるよう、教育、福祉、医療、雇用等の各分野の連携を強化し、一貫した支援が行える体制づくりを進めます。

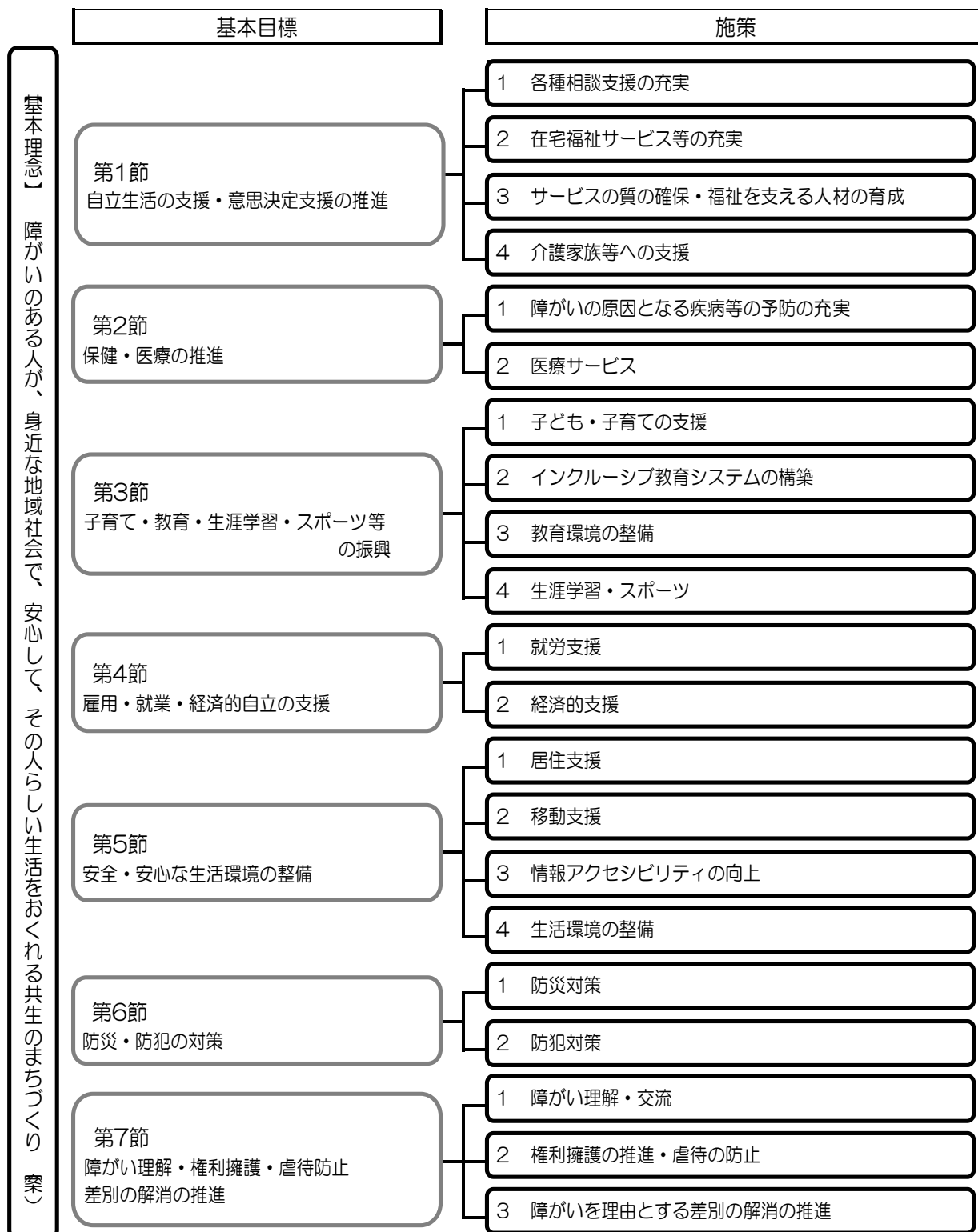
### 3 みんなで支え合う地域社会づくり

---

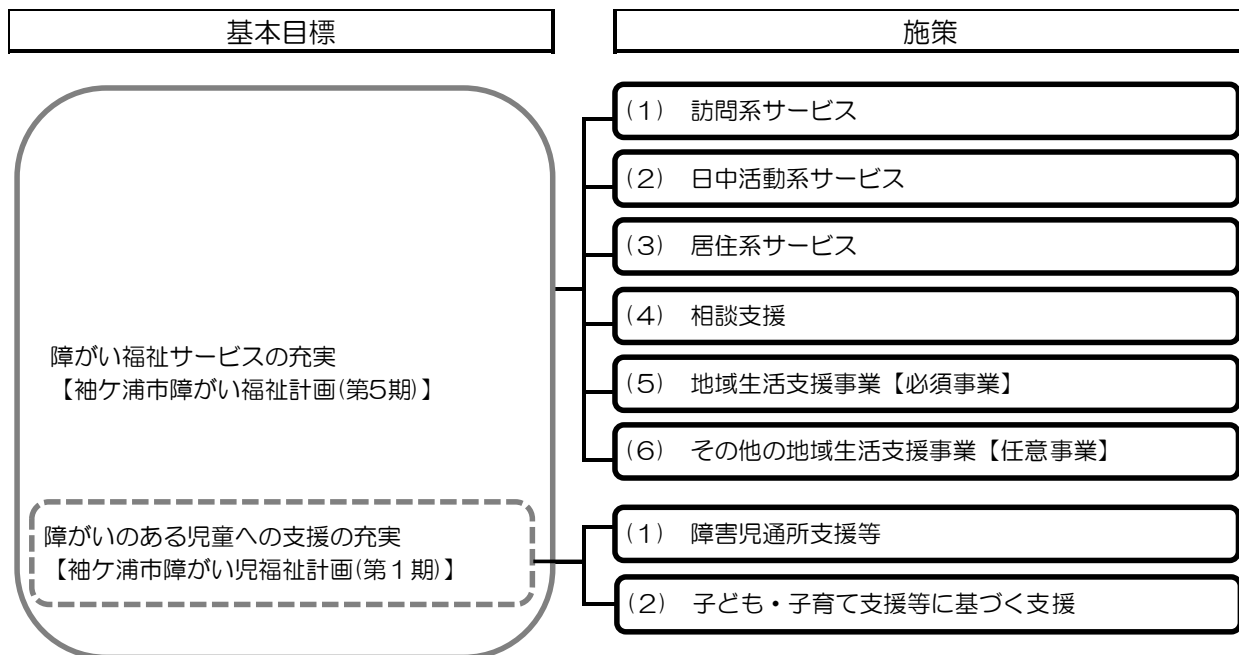
- 障がいや障がいのある人への理解を深め、ソフト・ハードの両面にわたる社会のバリアフリー化を推進するとともに、障がいのある人がさまざまなことに出会い、ふれあい、安心して参加できるよう、みんなで支え合う地域社会づくりを進めます。

## 第3節 施策の体系

### 《袖ヶ浦市障がい者福祉基本計画（第3期）》



## 《袖ヶ浦市障がい福祉計画（第5期）》



袖ヶ浦市障がい福祉計画（第5期）の施策の体系は、袖ヶ浦市障がい者福祉基本計画（第3期）の施策の体系に含まれる、各種障がい福祉サービスや事業を体系化したものです。

— 袖ヶ浦市障がい者福祉基本計画（第3期） —



## 第5章 袖ヶ浦市障がい者福祉基本計画(第3期)

袖ヶ浦市障がい者福祉基本計画(第3期)は、障害者基本法第11条に基づく障害者基本計画で、市町村は、国や県の障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障がい者の状況等を踏まえ、障がい者のための施策に関する基本的な計画を策定するものです。

### 第1節 自立生活の支援・意思決定支援の推進

障がいのある人の自立生活の支援や意思決定の支援を推進するため、相談支援事業を行い、障がいに関する各種の相談に対応していますが、障がいの重度化、重複化、高齢化などにも対応し、各種福祉サービスへ繋がられるよう相談支援の充実を図るとともに、基幹的な相談支援体制の確立について検討します。

また、乳幼児健診での個別相談、学校では全校へのスクールカウンセラーの配置など、障がいの早期発見または予防を目的とする事業も実施していきます。

なお、在宅の障がいのある人については、自立生活の支援のほか介護者の負担軽減のためにも、引き続き在宅サービス等の質の確保とともに、福祉を支える人材の育成、高齢化が進む当事者団体への支援等に努めていきます。

#### 1 各種相談支援の充実

##### (1) 相談支援事業(袖ヶ浦市障がい者相談支援事業 えがお袖ヶ浦)

障がいのある人やその保護者等からの多様な相談に応じ、必要な情報提供や助言等の支援を行います。

また、地域における相談支援の中核的な役割を担うことが期待される「基幹相談支援センター」について、本事業を基礎とした設置を検討します。

【障がい者支援課】－「障がい福祉計画」管理－

##### (2) 発達障がい児等療育支援事業(児童サービスセンター)

発達面等が気になる就学未満児を対象とした療育に関する相談、また有資格者による心理、言語、運動機能に関する療育を行います。

【障がい者支援課】

##### (3) 精神保健福祉士による相談支援(ケアセンターさつき)

地域で生活する主に精神障がいのある人やその家族を対象に、精神保健福祉士による相談支援を行います。【障がい者支援課】

#### (4) 障害者相談員事業（身体・知的）

身体障がいのある人や知的障がいのある人の更生援護に関し、本人や保護者からの相談に、身体障害者相談員や知的障害者相談員が応じ、必要な指導、助言を行います。

【障がい者支援課】

#### (5) 幼児相談

主に3歳児健康診査で言葉、情緒等の発達面で経過観察が必要と思われる児童及び育児環境等にて何らかのフォローが必要と思われる児童を対象として、心理判定員による個別相談により、保護者に適切な助言指導を行います。

【健康推進課・学校教育課】

#### 【関連事業等】

##### ◇総合相談・支援事業（地域支援事業）

地域の高齢者の保健・福祉・医療の向上、生活の安定に必要な援助を行うために、地域包括支援センターが、総合相談業務（初期段階での相談対応・継続的・専門的な相談支援）を行います。【高齢者支援課】

##### ◇子育て世代総合サポートセンター

妊娠期から子育て期にわたるまでの母子の健康や子育てに関する様々な相談を1つの窓口でお受けするとともに、子育て支援サービスの情報提供や全ての子育て家庭の状況の継続的な把握に努めることによって、子育て世代を切れ目なく支援します。

【子育て支援課・健康推進課】

##### ◇難病相談事業

難病患者と家族の療養上の問題や日常生活及び各種福祉手続き等に対する相談について、健康福祉センター及び市との連携のもとに、医療・保健・福祉等の総合的相談を行います。【君津地域難病相談・支援センター】

##### ◇療育相談

障がいのある児童の診査又は相談に応じ、必要な療育の指導を行うため、整形外科医による運動機能面の相談を行います。【君津健康福祉センター】

##### ◇精神保健福祉相談・訪問指導

精神保健福祉相談・訪問指導として、嘱託医相談、随時の電話相談、来所相談、訪問援助を実施します。【君津健康福祉センター】

### 【関連事業等】

#### ◇中核地域生活支援センター（君津ふくしネット）

障がい者虐待の通報や、福祉サービスの利用の仕方や介護・障がい・育児等の多種多様な相談に 24 時間体制で 365 日応じます。【君津健康福祉センター】

#### ◇視覚障がい者のための「更生援護相談室」

社団法人千葉県視覚障害者福祉協会が、視覚障がいのある人の自立更生、社会参加に向け、適切な助言や生活指導、点字の指導等を行います。【千葉県視覚障害者福祉協会】

## 2 在宅福祉サービス等の充実

### （1）ホームヘルパーの派遣（居宅介護）

障がいのある人に対してヘルパーを派遣し、居宅において入浴、排せつ及び食事の介護等を行うサービスを提供します。【障がい者支援課】－「障がい福祉計画」管理－

### （2）障害者地域在宅福祉推進事業（グループホーム運営費補助金・入居者家賃助成）

障がいのある人の地域社会への移行を推進するため、グループホームの運営に要する経費の補助、また、グループホーム等に入居している障がいのある人に対し、その家賃の一部を助成します。【障がい者支援課】－「障がい福祉計画」管理－

### （3）ショートステイ（短期入所）

居宅において障がいのある人の介護を行う者の疾病その他の理由により、障がい者支援施設への短期間入所を必要とする場合、入浴、排せつ及び食事の介護等や日常生活上の支援を提供します。【障がい者支援課】－「障がい福祉計画」管理－

### （4）理容師の派遣（地域生活支援事業）

65 歳未満の方で下肢・体幹または移動機能障がいを理由に身体障害者手帳 2 級以上で、障害支援区分 4～6 の方に対して、理容師の派遣料を支援します。

【障がい者支援課】

### （5）補装具費の支給

障がいのある人（児童）の失われた身体機能を補完又は代償し、日常生活又は職業の能率の向上を図るため、義肢や車いす等の補装具の購入費や修理費を支給します。

【障がい者支援課】

#### **(6) 紙おむつの給付**

在宅の65歳未満の重度身体障がい者（児）で、失禁状態があり常時おむつを必要とする人に対して紙おむつを支給します。

【障がい者支援課】－「障がい福祉計画」管理－

#### **(7) 意思疎通支援事業（コミュニケーション支援事業）**

聴覚等の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人等に、手話通訳等の方法により、意思疎通を仲介する手話通訳者等の派遣を行い、意思疎通の円滑化を図ります。

【障がい者支援課】－「障がい福祉計画」管理－

#### **(8) 地域活動支援センター事業**

障がいのある人等が通所し、地域の実情に応じ、創作的活動又は生産活動の機会を提供することにより、社会との交流を促進します。

【障がい者支援課】－「障がい福祉計画」管理－

#### **(9) 訪問入浴サービス事業（移動入浴車の派遣）**

居宅において入浴が困難な重度身体障がいのある人に対し、移動入浴車を派遣することにより、入浴サービスを提供します。

【障がい者支援課】－「障がい福祉計画」管理－

#### **(10) 障がい者自動車運転免許取得費・自動車改造費助成事業**

障がいのある人の社会参加を促進するため、運転免許取得費や自動車改造費の助成等の事業を行います。【障がい者支援課】－「障がい福祉計画」管理－

### 【関連事業等】

#### ◇高齢者等生活支援用具給付貸付事業（緊急通報システム）

常時一人で生活しているおおむね 65 歳以上の人、世帯全員が 65 歳以上で同居の人が寝たきりの世帯に対して、非常時等に対応するため、対象者の自宅に第一通報先を警備会社とする緊急通報システム（本体・ライフリズムセンサー・火災警報器等）を設置します。また、安全な日常生活を支援するため、漏電ブレーカー、電磁調理器、ガス漏れ警報機を給付します。【高齢者支援課】－「第 6 節 防災・防犯の対策」再掲－

#### ◇高齢者見守りネットワーク事業

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、協力事業者、関係団体等によるネットワークにより「さりげない見守り」を実施します。

【高齢者支援課】－「第 6 節 防災・防犯の対策」再掲－

#### ◇理容師の派遣（在宅寝たきり高齢者等）

要介護 3～5 と認定された寝たきり等により理髪に行くことが困難な人に対し、理容師の派遣料を支援します。【高齢者支援課】

#### ◇紙おむつの給付（在宅高齢者等）

要介護 1～5 と認定された在宅で紙おむつ等を必要としている高齢者の介護者及びひとり暮らしの高齢者を対象に紙おむつを支給します。【高齢者支援課】

### 【関連事業等】

#### ◇居宅介護支援・介護予防支援（介護給付、予防給付）

在宅の要介護者・要支援者が介護サービス等を適切に利用できるよう利用計画（ケアプラン）を作成するとともに、サービス等の提供が十分に行われるよう居宅介護支援事業者との連絡調整等を行います。【介護保険課・高齢者支援課】

#### ◇訪問介護、介護予防訪問介護（介護給付、予防給付）

在宅の要介護者・要支援者が居宅で、入浴・排せつ・食事等の身体介護や、調理・掃除・洗濯等の生活援助等を受けられるサービスです。【介護保険課】

#### ◇定期巡回・随時対応型訪問介護看護（介護給付）

在宅の要介護者の生活を支えるため、日中・夜間を通じて訪問介護と訪問看護を行います。

【介護保険課】

#### ◇訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護（介護給付、予防給付）

在宅の要介護者・要支援者が居宅で、移動入浴車を使用し、介護士や看護師の入浴の補助を受けられるサービスです。【介護保険課】

#### ◇短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護（介護給付、予防給付）

要介護者・要支援者が特別養護老人ホームや老人短期入所施設等に短期間入所し、入浴・排せつ・食事等の介護、その他の日常生活上の世話や機能訓練等を受けられるサービスです。【介護保険課】

#### ◇通所介護、介護予防通所介護（介護給付、予防給付）

要介護者・要支援者が通所介護施設において、入浴・排せつ・食事等の介護、生活等に関する相談と助言、健康状態の確認、その他必要な日常生活上の世話や機能訓練等を受けられるサービスです。【介護保険課】

#### ◇認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護（介護給付、予防給付）

認知症の要介護者・要支援者が通所介護施設等に通り、入浴・排せつ・食事等の介護、その他必要な世話等を受けられるサービスです。【介護保険課】

#### ◇小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護（介護給付、予防給付）

要介護者・要支援者が通所を中心に、利用者の選択に応じて訪問、泊まりのサービスを組み合わせ多機能なサービスを受けられます。【介護保険課】

## 【関連事業等】

### ◇通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション（介護給付、予防給付）

要介護者・要支援者が老人保健施設や病院等において、心身の機能の維持回復と日常生活の自立を図るため、理学療法、作業療法、その他必要なリハビリテーションを受けられるサービスです。【介護保険課】

### ◇訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション（介護給付、予防給付）

要介護者・要支援者で居宅での日常生活行為を向上させる訓練を必要とする方が、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士等によるリハビリテーションを居宅において受けられるサービスです。【介護保険課】

### ◇福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与（介護給付、予防給付）

要介護者・要支援者について、日常生活の便宜を図り、自立を助けるための歩行器や歩行補助つえ等の介護予防に資する福祉用具を貸与するサービスです。【介護保険課】

### ◇特定福祉用具購入費、特定介護予防福祉用具購入費（介護給付、予防給付）

要介護者・要支援者について、日常生活の便宜を図り、自立を助けるための福祉用具のうち貸与になじまない入浴や排せつのための用具の購入に関し、その購入費の一部を補助するサービスです。【介護保険課】

### ◇地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（介護給付）

居宅での介護が困難な要介護者が入所し、入浴・排せつ・食事等の日常生活上の支援や機能訓練、療養上の支援が受けられる施設サービスです。【介護保険課】

### ◇オストメイト社会適応訓練

社団法人日本オストミー協会千葉県支部が、人工肛門・人工膀胱造設者を対象に、補装具等の使用について正しい知識を習得するための講演や、生活上の相談に応じます。

【日本オストミー協会千葉県支部】

### 3 サービスの質の確保・福祉を支える人材の育成

---

#### (1) 保健福祉専門職の養成

相談支援専門員等の相談・援助に従事する人材や、障がい福祉サービスを提供する人材を、関係機関と連携し養成します。【障がい者支援課】

#### (2) ボランティアの養成

文章のCDへの吹き込み、簡単な手話を用いた支援、日常生活での支援等、障がいのある人に対するボランティア活動を実践する人を養成し、活動の場を紹介する等、ボランティアを求める人と提供する人の調整機能を果たしていきます。

【障がい者支援課・袖ヶ浦市社会福祉協議会】

#### (3) 音訳入門講座の実施

視覚障がいのある人のための声の広報を作成するボランティアを育成し、視覚障がいのある人が必要とする情報を提供する人材を育成します。

【袖ヶ浦市社会福祉協議会】

#### (4) 手話奉仕員養成研修事業

聴覚障がいのある人の日常生活における意思疎通を支援するため、手話のできる市民の養成を行います。【障がい者支援課】

#### (5) 介護サービス情報の公表、福祉サービスの第三者評価

県が実施している介護サービス情報の公表制度、福祉サービスの第三者評価事業について、県とも連携して普及・啓発していくとともに、受審を勧奨していきます。

【地域福祉課・介護保険課・子育て支援課】



## 4 介護家族等への支援

---

### (1) 日中一時支援事業

障がいのある人の家族の就労支援や、日常介護している家族の一時的な負担軽減を目的として、障がいのある人に日中、日帰りによる活動の場を提供します。

【障がい者支援課】－「障がい福祉計画」管理－

### (2) 障がいに関する当事者団体等への支援

障がいに関する当事者団体等については、障がいのある人やその家族等の心のよりどころとなり孤立を予防するなど、重要な役割を担ってきましたが、近年会員の高齢化等により団体の存続が難しくなっている団体もあるため、団体の継続を促す有効な支援の方法を検討し、支援します。

【障がい者支援課】

#### 【関連事業等】

##### ◇家族介護慰労金支給事業

市民税非課税世帯で要介護3～5と認定された人を在宅で介護している家族に対して、慰労金を支給することにより家族の経済的な負担の軽減を図ります。

【高齢者支援課】

## 第2節 保健・医療の推進

障がいのある人の生活上の不安として、身体や健康のことをあげる人も多く、保健や医療に関する支援が求められています。

障がいのある人の高齢化や、内部障がいなども増加傾向にあることから、生活習慣病や各種疾病の重症化予防、早期発見のため、健診・検診の周知の充実等により受診率向上を図るとともに、障がいの原因となる疾病等の予防の充実に努めていきます。

また、今後は、障がいのある人の医療的ケアへの対応や、保健・医療・福祉・教育等の各分野が連携した切れ目のない支援についても推進していきます。

### 1 障がいの原因となる疾病等の予防

#### (1) 乳幼児健康診査

乳幼児の発達、発育の確認及び疾病や障がい等の早期発見と保護者への適切な指導を行うため、1歳6か月児、3歳児に対する健康診査を行います。また、乳幼児の成長にあわせ、医師・児童判定員・保健師・看護師・栄養士・歯科衛生士・保育士等の専門職が、適切な保健指導・育児支援を行います。【健康推進課】

#### (2) 特定健康診査・特定保健指導

内臓脂肪型肥満に着目した生活習慣病予防のため、40歳以上の袖ヶ浦市国民健康保険加入者に対し特定健康診査を行います。また、生活習慣病の危険が重複する対象者に対し、保健師、管理栄養士等が早期に介入し、行動変容につながる保健指導を行います。【保険年金課・健康推進課】

#### (3) 健康づくり支援センター運営事業

障がいのある人を含めた市民全員の健康維持・増進をハード・ソフト両面から支援するために、健康づくり支援センターでの総合的な健康づくり活動を展開します。【健康づくり支援センター】

#### (4) 後期高齢者健康診査

千葉県後期高齢者医療広域連合の被保険者に対し、健康診断を実施し、糖尿病等生活習慣病の早期発見を図り、健康維持、生活の質の確保に資することを目指します。【保険年金課】

#### (5) がん検診

肺がん、胃がん、大腸がん、子宮がん、乳がんの各種がん検診の実施により、がんの早期発見・早期治療に結びつけるとともに、受診者の拡大を図ります。【健康推進課】

**【関連事業等】**

**◇健康づくり推進特別事業**

高齢化や生活習慣病の増加、寝たきりや認知症等の増加による市民の健康づくりに関する課題に対して、効果的な保健事業を推進します。【健康づくり支援センター】

**◇エイズ予防事業**

エイズに関する相談に応じるとともに、申し出によりHIV抗体検査を行います。

【健康推進課】

**◇自殺予防対策**

自殺予防のため、うつ状態をはじめとする心の健康問題について、精神科医、保健師、カウンセラー等による相談体制を充実していきます。【健康推進課】

**◇介護予防**

高齢者が住み慣れた地域で生活を送り続けることができるように、運動機能、認知機能の低下等、介護が必要な状態になることの予防や重度化を防止する為の事業を推進していきます。

【高齢者支援課】

## 2 医療サービス

---

### (1) 自立支援医療（更生医療、育成医療）

身体障がいのある人が、その日常生活能力、社会生活能力、また職業能力を回復・向上・獲得することを目的とした医療の給付として、費用の 9 割に相当する額を保険・公費で負担します。【障がい者支援課】

### (2) 自立支援医療（精神通院医療）

精神障がいにかかる通院医療に関して、費用の 9 割に相当する額を保険・公費で負担します。【障がい者支援課】

### (3) 重度心身障害者医療費の助成

重度心身障がいのある人が医療機関等で診療を受けた場合に、健康保険が適用される医療費を助成することにより、経済的負担を軽減します。【障がい者支援課】

### (4) 精神障害医療費の助成

精神に障がいのある人に対し、精神障がいの治療のための医療費を助成することにより、経済的負担を軽減します。【障がい者支援課】

### (5) 難病患者療養見舞金の支給

指定難病又は小児慢性特定疾病の治療のため、1 か月以上継続的に入院又は通院している人に対し、見舞金を支給します。【障がい者支援課】

### (6) 中核医療機関との連携

専門的な治療機関、専門的な機能回復訓練機関としての機能を持つ地域の中核医療機関との連携を一層図っていきます。【障がい者支援課】

#### 【関連事業等】

#### ◇高齢者の医療の確保に関する法律による医療の特例適用

65 歳以上 75 歳未満で一定の障がいの状態にある人については、高齢者の医療の確保に関する法律により申請することで後期高齢者医療保険に加入することができます。

【保険年金課】

## 【関連事業等】

### ◇特定疾患医療費の支給

国の指定した疾患で、治療が長期にわたり、医療費負担が高額となるため、千葉県に申請して特定疾患医療受給票の交付を受けた人に対して、医療費等の一部を公費負担することにより、医療費の負担を軽減します。【君津健康福祉センター】

### ◇小児慢性特定疾患医療費の支給

18歳未満（継続20歳未満）の児童で、慢性疾患で治療が長期にわたり、保護者の医療費負担が高額となるため、千葉県に申請して小児慢性特定疾患医療受給券の交付を受けた人は、児童の医療費の一部を公費負担することにより、医療費の負担を軽減します。

【君津健康福祉センター】

### ◇訪問看護、介護予防訪問看護（介護給付、予防給付）

要支援者・要介護者で疾患等を抱えている方が居宅において、看護師等から療養上の世話や診療の補助が受けられるサービスです。【介護保険課】

### ◇居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導（介護給付、予防給付）

要支援者・要介護者が居宅において、医師や歯科医師、薬剤師、管理栄養士等から療養上の管理及び指導が受けられるサービスです。【介護保険課】

### ◇短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護（介護給付、予防給付）

要支援者・要介護者が介護老人保健施設や介護療養型医療施設等に短期間入所し、看護、その他の必要な医療と日常生活上の世話等が受けられるサービスです。【介護保険課】

### ◇介護老人保健施設（介護給付）

医療施設等での治療を終え状態が安定している要介護者が入所し、医師や看護師、介護福祉士等から在宅生活を送るための看護や介護、リハビリテーションが受けられる施設です。【介護保険課】

### ◇介護療養型医療施設（介護給付）

緊急を要する治療を終え、長期の療養を必要とする要介護者が入所し、医師や看護師等から看護や介護、リハビリテーションが受けられる施設です。

【介護保険課】

## 第3節 子育て・教育・生涯学習・スポーツ等の振興

市内の保育所（園）では集団保育が可能な障がいのある児童を受入れています。学校では、特別支援教育のコーディネーターを配置しています。

近年では、小学校低学年を中心に、通常学級における特別な支援を必要とする児童が増えており、インクルーシブ教育システムの構築など国や県の新たな施策動向に対応するとともに、きめ細やかな対応の充実を図る必要があります。また、子どもの社会的な自立や発達を促すため、放課後等における療育の場の充実にも取り組みます。

生涯学習・スポーツに関して、障がいのある人とない人がこれらを通じて交流を拡大していくことも重要と考え、2020年に開催される東京オリンピック・パラリンピックを契機とし、障がいのある人が多様な活動に参加しやすい環境づくりを推進します。

### 1 子ども・子育ての支援

#### （1）障がい児保育の実施

集団保育が可能な障がいのある児童の保育について、対象児童の入所希望に応じて引き続き受け入れていきます。【保育課】－「障がい児福祉計画」管理－

#### （2）放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ事業）

放課後児童クラブは、放課後等、就労等の理由で家庭に保護者がいない子どもたちが、安全で楽しい時間を過ごすための施設で、障がいのある子どもたちについても、適正な保育が行えるよう、年1回研修を開催し、指導員は受講することとしています。

また、障がい児を受け入れる放課後児童クラブに専門知識等を有する指導員を配置するための費用として補助金交付を行います。

【子育て支援課】－「障がい児福祉計画」管理－

#### （3）ファミリー・サポート・センター事業

子育て環境の向上を図るため、育児等の援助を希望する利用会員と援助を行いたい提供会員が助け合う、ファミリー・サポート・センターを運営しています。障がいのある子どもたちについても、子どもの状況を見極めたうえで、提供会員に対し援助の受け入れに向けた連絡調整を行います。【子育て支援課】－「障がい児福祉計画」管理－

#### （4）ライフサポートファイルの活用

幼児期から学童期・青年期へのライフステージの変化を通じ切れ目のない一貫した療育・教育支援体制の充実を図ります。

【袖ヶ浦市地域総合支援協議会】－「障がい児福祉計画」管理－

## 2 インクルーシブ教育システムの構築

---

### (1) 特別支援教育の推進（特別支援教育総合推進事業）

発達障がいを含む全ての障がいのある児童・生徒の支援のため、就学指導コーディネーターによる就学指導・就学相談、外部専門家による巡回指導、学生支援員の活用などを実施し、教育現場における特別支援教育の体制整備を総合的に推進します。

【学校教育課】

### (2) 特別支援連携協議会、専門家チームの設置及び巡回相談の実施

学習症（LD）、注意欠如多動症（ADHD）・高機能自閉症（HFA）等の児童・生徒を含め、障がいのある児童・生徒に対する支援体制を整備促進するために、教育・医療・保健・福祉等関係者からなる「特別支援連携協議会」及び「専門家チーム」を設置しています。また、要請に応じ巡回相談員を派遣し、幼稚園（保育所）、小・中学校及び高等学校における学習症、注意欠如多動症・高機能自閉症等の障がいがある児童・生徒に対する総合的な支援体制の整備を図るとともに、望ましい教育的対応の助言等を行います。

【学校教育課・障がい者支援課・子育て支援課・保育課】

### (3) 通級指導による特別支援教育の充実

通級指導教室を開設し、通常教室に籍を置きながら障がいのある児童・生徒のニーズに応じた教育を推進します。【学校教育課】

### (4) 市特別支援教員雇用による特別支援教育の充実（特別支援教員活用事業）

通常学級において、学習症（LD）、注意欠如多動症（ADHD）・高機能自閉症（HFA）等さまざまな障がい及びその傾向のある児童・生徒に対し、学習・生活上の困難を改善するために、特別支援教員を配置します。【学校教育課】

### (5) 特別支援教育就学奨励費の支給（特別支援教育就学奨励費事業）

特別支援学級に就学している児童・生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、就学のための必要な費用の一部を奨励費として支給します。【学校教育課】

**【関連事業等】**

**◇特別支援教育総合推進事業**

学習症（LD）、注意欠如多動症（ADHD）・高機能自閉症（HFA）等の児童・生徒に対する支援体制の整備については、「発達障害者支援法」の施行も踏まえ、厚生労働省の「発達障害者支援体制整備事業」と連携協働して実施することにしており、医療、保健、福祉、労働等の関係機関が連携した個別の教育支援計画に基づく乳幼児期から就労に至るまでの一貫した支援体制の整備を目指します。【学校教育課】



### 3 教育環境の整備

---

#### (1) 教育相談

障がいのある児童・生徒に対する適切な対応や指導を行ったり、保護者の悩み等に対応するため、スクールカウンセラーを1校に1名ずつ配置します。【学校教育課】

#### (2) うぐいす教育相談

軽度発達障がいを持つ又はその疑いがある児童・生徒を対象に、学校職員、保護者と専門医による相談を行います。【総合教育センター】

#### (3) 電話相談・来所相談

障がいのある児童・生徒に対する適切な対応や指導を行ったり、保護者の悩み等に対応するため、電話相談・来所相談を行います。【総合教育センター】

#### (4) 教職員研修の充実

「LD・ADHD児等指導研修会」「教育相談研修会」「幼稚園教諭研修会」にて、障がいのある児童・生徒について教職員の理解を深め、指導の工夫・改善を図ります。

【総合教育センター】

#### (5) 就学相談・進路相談の充実

教育上特別な配慮を要する児童・生徒の適正な就学を図るため、一人ひとりの個性や能力が伸ばせるよう、障がいの種類・程度等に応じた就学相談の充実に努めます。また、障がいをもった児童・生徒がその後の進路を進む際に、一人ひとりの個性や能力を伸ばせるよう、障がいの種類・程度等に応じた進路相談を行います。【特別支援学校】

## 4 生涯学習・スポーツ

---

### (1) 障がいのある人に対応した社会体育施設の整備

屋内外のスポーツ拠点施設である臨海スポーツセンターと総合運動場において、障がいのある人のためのバリアフリー対策、安全に配慮した施設整備の可能性の検討を進め、利用者ニーズに対応した社会体育施設の適切な改修・修繕を進めます。【体育振興課】

### (2) 君津地域心身障害者（児）スポーツ大会

君津地域（袖ヶ浦市、木更津市、君津市、富津市）の障がいのある人を対象に、4市合同のスポーツ大会を実施し、障がいのある人たちの交流の場の提供及びスポーツを通じて体力の増強、機能の回復及び残存能力の向上を図ります。【障がい者支援課】

### (3) 市民三学大学講座

自己啓発に取り組む市民の学習活動を促進するため、各分野の著名人を迎えて、公開講座を開催します。聴覚障がいのある人も講演内容を理解できるよう、手話通訳者による同時通訳を実施します。【生涯学習課】

### (4) 図書館サービス

視覚障がいや寝たきり等の理由により、図書館利用が困難な市民に、対面朗読、録音資料、大活字図書の出し、宅配サービス等のサービスを提供します。また、音訳ボランティアの養成講座を定期的に行います。【中央図書館】

#### 【関連事業等】

##### ◇千葉県障害者スポーツ大会

毎年1回、5月頃に千葉県総合運動場で行います。

なお、この大会は全国障害者スポーツ大会の千葉県代表の予選選考会を兼ねています。

【障がい者支援課】

## 第4節 雇用・就業・経済的自立の支援

市では、障がい者相談支援事業所や障害者就業・生活支援センター、ハローワーク（公共職業安定所）等と連携して障がいのある人への就労支援を行っています。アンケート調査によると、障がいのある人のうち「働いている」人は約2割で、就労を希望しているが仕事に就けていない障がいのある人も約1割いるため、引き続き支援の充実を図ります。

また、「経済的な援助の充実」を望む割合が2割以上となっています。障がいのある人が地域で自立した生活を営むためには、障害基礎年金や特別障害者手当等の制度の活用が重要であり、引き続き対象者への申請案内や相談の充実に努めていきます。

### 1 就労支援

#### （1）障がい者就労促進体制の整備

障がいのある人の社会参加と自立を促進するため、就労を支援します。

また、安定した就労を継続できるよう、就労から職場定着まで支援するため、各支援機関との連携を図ります。【障がい者支援課】

#### （2）市職員としての採用促進

障害者雇用促進法の趣旨に基づき、積極的に障がいのある人の採用に努め、事業主としての責務と市内企業に対する市としての先導的役割を果たしていきます。

法定雇用者数を維持し、法定雇用率を達成するため、採用試験の周知を図り、これまで以上に障がいのある人の雇用を推進します。【総務課】

#### 【関連事業等】

##### ◇ジョブコーチの派遣推進

知的障がいのある人、精神障がいのある人等の職場適応を容易にするため、職場にジョブコーチを派遣し、事業主、職場の同僚、障がいのある人本人に対して、きめ細かな人的支援、助言を行います。【ハローワーク木更津（木更津公共職業安定所）】

##### ◇特定求職者雇用開発助成金

障がいのある人等就職が特に困難な人を、公共職業安定所又は適正な運用を期することのできる有料・無料職業紹介事業者の紹介により雇い入れた事業主に対しては、助成金を交付します。【ハローワーク木更津（木更津公共職業安定所）】

## 2 経済的支援

### (1) 心身障害者（児）手当支給事業

障がいのある人が地域で安定した生活を営むために、特別障害者手当等の制度について、対象者への申請案内や相談を行います。【障がい者支援課】

①特別障害者手当 (国)	精神又は身体に著しい重度の障がいを有するために、日常生活において常時特別の介護を要する 20 歳以上の在宅の障がいのある人に対して、手当を支給します。
②障害児福祉手当 (国)	精神又は身体に重度の障がいを有するために、日常生活において常時の介護を必要とする在宅障がいのある児童に対して、手当を支給します。
③重度心身障害者 福祉手当(市)	在宅の 20 歳以上 65 歳未満の重度知的障がいのある人及び身体障がいのある寝たきりの人を介護する人に対して、手当を支給します。
④心身障害児福祉 手当(市)	精神又は身体に障がいのある児童の保護者に対して、手当を支給します。
⑤特別児童扶養手 当(国)	精神又は身体に重度又は中度の障がいを有するために、日常生活において常時の介護を必要とするか、あるいは障がいの状態にある 20 歳未満の児童を育てている父母又は父母に代わって児童を養育している方に対して、手当を支給します。
⑥児童扶養手当 (国)	父母のいずれかがいないか、あるいは父母のいずれかに重度の障がいがある家庭などの児童(18 歳に達する以降の最初の 3 月 31 日までにある人、障がいのある児童は 20 歳未満)の父母、又は父母に代わって養育している人に対して、手当を支給します。

### (2) 障害基礎年金・障害厚生年金・障害共済年金・特別障害給付金

一定の要件等に該当するものが、病気やけがで所定の障がいのある状態となった場合に、その程度に応じて年金・一時金が支給されます。

【保険年金課・日本年金機構・各共済組合】

### (3) 心身障害者扶養年金

障がいのある人の保護者が一定額の掛金を納付し、保護者に万一のことがあった場合に、残された障がいのある人に終身一定額の年金を支給します。

【障がい者支援課】

## 【関連事業等】

### ◇所得税・住民税等の優遇措置

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人に、障がいの程度に応じて、所得税、住民税の障害者控除、特別障害者控除、同居特別障害者扶養控除をします。このほか、障がいの内容や程度に応じて、個人事業税、相続税、贈与税、小額貯蓄等の非課税の扱いがあります。

【課税課・木更津税務署・木更津県税事務所】

### ◇自動車税等の減免

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人に、障がいの程度に応じて、自動車税、自動車取得税、軽自動車税の減免をします。

【課税課・木更津県税事務所】

### ◇有料施設利用料の減免

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人は、市内体育施設（総合運動場、サッカー場、野球場、臨海スポーツセンター等）の利用料を全額減免します。また、袖ヶ浦健康づくり支援センター（ガウランド）の使用料を本人と付添人1人まで全額免除します。【体育振興課・健康づくり支援センター】

### ◇住宅のバリアフリーリフォームによる所得税・固定資産税の優遇措置

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付等を受けている人が居住する住宅についてバリアフリーリフォームを行った場合に、所得税額の控除及び固定資産税の減額をします。【課税課・木更津税務署】

### ◇障害補償給付・障害給付

業務上の事由又は通勤による傷病により、傷病が治癒したとき身体に一定の障がいが残った場合に、年金・一時金を支給します。【木更津労働基準監督署】

### ◇各種料金の割引・減免等についての案内

障がいのある人を対象とした鉄道・バス運賃の割引、国内航空旅客運賃の割引、タクシー運賃の割引、有料道路における通行料金の割引、NHK放送受信料の減免等、NTT電話番号案内の無料サービス、携帯電話基本料金等の割引、郵便料金の割引について、市ホームページ等を通じて情報提供を行います。【障がい者支援課】

## 第5節 安全・安心な生活環境の整備

障がいのある人の安全で安心な生活環境の整備を目指し、ユニバーサルデザインの考え方に基づく各公共施設の整備をはじめ、さまざまな取り組みを行っています。

障がいのある人の外出等の支援に関して市では、福祉タクシー利用券の交付、市内路線バスの維持、袖ヶ浦市社会福祉協議会による「福祉カー貸出」などを行っていますが、アンケート調査では、外出時に介助者が必要な障がいのある人が約5割となっているため、今後も移動支援の充実に努めていきます。

情報提供に関しては、「さまざまな情報提供の充実」を望む割合が高くなっており、ホームページの充実を始め、多様な媒体を活用した情報提供の充実につとめ、障がいのある方の情報アクセシビリティの向上を図ります。

また、市では都市公園や路外駐車場、小中学校のバリアフリー化を進めていますが、アンケート調査で「休憩できるベンチなどが少ない」、「道路などに段差がある」、「障がいのある人の専用駐車場が少ない」が多く挙げられており、引き続き歩道や施設、建物のバリアフリー化を進めていきます。

### 1 居住支援

#### (1) 日常生活用具給付等事業

日常生活用具給付等事業は、障がいのある人等に対して、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与すること等により、日常生活の便宜を図ります。

【障がい者支援課】－「障がい福祉計画」管理－

#### (2) 生活ホーム運営助成事業

独立した生活を求めている、あるいは家庭における養育が困難な知的障がいのある人に対し、居室等を提供し、日常生活及び社会適応に必要な各種援助を行っている事業者へ補助金を交付します。

【障がい者支援課】

#### (3) 各種サービスの提供

障がいのある人の自立した生活を支援し、安全・安心な生活環境を整備するために、様々な支援サービスを、利用計画に基づいて適切に提供します。

また、法改正に伴うサービス内容の変更や事業の改廃にも対応し、サービスの安定提供に努めます。

【障がい者支援課】－「障がい福祉計画」管理－

**【関連事業等】**

**◇高齢者等住宅整備資金貸付事業**

市税等を完納している本市居住の高齢者や障がいのある人に対して、浴室やトイレを改造したり、段差の解消、手すり、スロープの設置等の整備を行う場合の資金を無利子での貸し付けを行います。【高齢者支援課】

**◇木造住宅耐震化促進事業**

安全で災害に強いまちづくりを実現するために、耐震診断及び耐震改修工事補助を行います。【建築住宅課】

**◇住宅改修・介護予防住宅改修（介護給付、予防給付）**

要介護者・要支援者の居宅における日常生活の自立のため、手すりの取付けや床等の段差解消の工事等を行う際、その費用（上限：20万円）の9割または8割を補助します。

【介護保険課】

**◇介護老人福祉施設（介護給付）**

常時介護が必要で居宅での生活が困難な要介護者が入所でき、日常生活上の支援や介護を受けられる施設です。【介護保険課】

**◇認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護（介護給付、予防給付）**

認知症の要介護者・要支援者が、身近な施設（グループホーム）において少人数で共同生活を送りながら、入浴・排せつ・食事等の介護、その他必要な日常生活上の世話や機能訓練等を受けられる施設です。【介護保険課】

**◇特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護（介護給付、予防給付）**

有料老人ホームやケアハウス等の特定の施設（要届出）に入居する要介護者・要支援者が、入浴・排せつ・食事等の介護や、その他の日常生活上の世話や機能訓練等を受けられる施設です。【介護保険課】

## 2 移動支援

---

### (1) 移動支援事業

移動支援事業は、屋外での移動が困難な障がいのある人について、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び余暇活動等の社会参加を支援します。

【障がい者支援課】－「障がい福祉計画」管理－

### (2) 重度心身障害者福祉タクシー事業

在宅の重度の心身障がいのある人に対して、タクシーの利用券を交付します。

【障がい者支援課】

### (3) 車いすの貸し出し

障がい、高齢、疾病等により歩行が困難な人を対象に、3か月を限度に車いすの貸し出しを行います。【袖ヶ浦市社会福祉協議会】

### (4) 居宅介護（通院等介助）

移動するにあたっての支援と介護を一体的に提供する必要がある重度の障がいのある人について、居宅介護（うち通院等介助、通院等乗降介助）により対応します。

【障がい者支援課】－「障がい福祉計画」管理－

### (5) 移送サービス

障がいや高齢により、一般の交通手段では通院等が困難な市民の方を対象に、ボランティアの協力により自宅から市内・近隣市の医療機関等まで送迎サービスを行います。

病院の通院や入退院のほか、市役所関係機関や金融機関の立ち寄り、簡単な買物等を行うことができます。【袖ヶ浦市社会福祉協議会】

### (6) 福祉カー貸出

心身障がいのある人及び高齢者の家族等に対して、リフト付ワゴン車、スロープ付ワゴン車（袖ヶ浦ゆうあい号）を貸し出します。

病院の通院等や買い物、旅行に使用することができます。

【袖ヶ浦市社会福祉協議会】

#### 【関連事業等】

##### ◇バス路線整備事業

市民の移動手段を確保するため、バス路線の利用促進を図り路線の維持に努めます。

【企画課】



### 3 情報アクセシビリティの向上

---

#### (1) SPコード等の利用促進

視覚障がいのある人が、文書からの情報を容易に得られるようにするため、市が作成するリーフレット等で、SPコード等の利用を促進します。

【障がい者支援課】

#### (2) 声の広報、インターネットによる市政情報提供

視覚障がいのある人が、市からの情報を容易に得られるようにするため、広報紙の内容をボランティア団体の協力によりCDに吹き込み、希望者に貸し出します。また、市ホームページを、JIS標準規格である音声読み上げソフトに対応した文章表記で作成するなど、アクセシビリティの向上に努め、障がいのある人への情報提供を充実させていきます。

【秘書広報課】

## 4 生活環境の整備

---

### (1) 都市計画マスタープラン

都市計画マスタープランでは、これまでも福祉のまちづくりを推進してきましたが、平成31年度に策定を予定している次期都市計画マスタープランにおいても、引き続き障がいのある人や高齢者等に配慮した福祉のまちづくりを推進していきます。

【都市整備課】

### (2) 都市公園及び路外駐車場のバリアフリー化

障がいのある人や高齢者等の日常生活及び社会生活における施設利用上の利便性及び安全性の向上を図るため、バリアフリー関連法令等の基準に基づき都市公園及び路外駐車場のバリアフリー化を推進します。【都市整備課】

### (3) 小中学校におけるバリアフリー化

市内にある小学校8校、中学校5校では、車いす用スロープ、洋式トイレの設置、階段両側への手すりの設置等に取り組んでいますが、今後とも「福祉のまちづくり条例関連学校改修時の基本方針」に沿ったうえで、施設の大規模改修等に併せてバリアフリー化を進めていきます。【教育総務課】

### (4) 庁舎整備事業

来庁者の利便性及び安全性の向上を図るため、庁舎の再整備にあたっては、ユニバーサルデザインに配慮した整備を推進します。【管財契約課】

## 第6節 防災・防犯の対策

防災・防犯に関して、市では、災害時要援護者の名簿登録者の適正化や福祉避難所の指定を進めています。アンケート調査では、火事や地震などの災害時に一人で避難できるかについては「できない」が約4割を占めており、引き続き障がいのある人や高齢者等への避難支援体制の充実に努めていきます。

また、平成25年の障害者基本法の改正を受け、障がいのある人の消費者トラブルの防止の取組みなどについても進めていきます。

### 1 防災対策

#### (1) 震災火災対策自主防災組織整備事業

「自分たちの地域は、自分たちで守る」という視点から、各地域において災害を最小限に抑え、地域住民の生命、身体、財産を守る体制強化を図るための自主的な防災組織の結成促進や訓練の充実、貸与資器材の充実に努め、防災意識の高揚を図ります。

また、未結成の区・自治会に対する自主防災組織の結成促進、既存組織への防災訓練の指導、防災資器材の貸与・更新を行います。

自主防災組織が中心となり、災害時に自力または家族の支援だけでは避難が困難である高齢者や障がいのある人等（要援護者）に対し、より迅速な避難支援体制が整えられるよう努めます。【危機管理課】

#### (2) 災害時要援護者の避難支援

災害時に自力または家族の支援だけでは避難が困難である要援護者（障がいのある人や高齢者等）が安否確認や避難支援など必要な支援が受けられるように、平成22年6月から「袖ヶ浦市災害時要援護者登録制度」をスタートさせ、手上げ方式及び同意方式（民生委員児童委員などと連携）により、登録台帳の整備・更新等を行い、要援護者の把握に努めています。

区等自治会などと協力し避難支援者の選定を進めるとともに、情報伝達体制の整備、情報の共有、避難支援計画の具体化、避難所における支援のあり方（福祉避難所の指定等）、各種訓練の実施など、関係機関と連携を図り、要援護者に配慮したより迅速な支援体制を構築できるよう努めます。【危機管理課】

#### (3) 家具転倒防止器具取付事業

満18歳未満及び満65歳以上の人のみにより構成される世帯、満18歳未満及び満65歳以上の人を除き、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者手帳の交付を受けているのみにより構成される世帯等、いわゆる災害弱者を地震時の家具転倒の被害から守るため、家具転倒防止器具の取り付けを行います。【高齢者支援課】

## 2 防犯対策

### (1) 防犯意識の向上と防犯情報の提供

木更津警察署や袖ヶ浦市防犯協会等と連携して、地域における防犯意識の向上を目指して啓発活動を進めるとともに、生活安全メールや防災行政無線等を通じ、犯罪や不審者等に関する情報提供を行います。

【市民活動支援課】

### (2) 消費者トラブルの防止及び被害からの救済

消費者トラブルや振り込め詐欺、還付金詐欺等による被害が急増する中で、障がいのある人がこうしたトラブルや犯罪等に巻き込まれないため、また、巻き込まれてしまった場合の相談体制の充実を図るとともに、有効な予防策の検討をします。

【障がい者支援課】

#### 【関連事業等】

##### ◇高齢者等生活支援用具給付貸付事業（緊急通報システム）

常時一人で生活しているおおむね 65 歳以上の人、世帯全員が 65 歳以上で同居の方が寝たきりの世帯に対して、非常時等に対応するため、対象者の自宅に第一通報先を警備会社とする緊急通報システム（本体・ライフリズムセンサー・火災警報器等）を設置します。また、安全な日常生活を支援するため、漏電ブレーカー、電磁調理器、ガス漏れ警報機を給付します。

【高齢者支援課】－「第1節 自立生活の支援・意思決定支援の推進」再掲－

##### ◇高齢者見守りネットワーク事業

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、協力事業者、関係団体等によるネットワークにより「さりげない見守り」を実施します。

【高齢者支援課】－「第1節 自立生活の支援・意思決定支援の推進」再掲－

## 第7節 障がい理解・権利擁護・虐待防止・差別の解消の推進

障がいへの理解や交流に関して、アンケート調査では、「人権擁護の精神が社会的に育っていないと思う」「幼い頃から障がいのある人とふれあう場がないと思う」などの声もあり、障害者差別解消法の更なる周知や、庁内及び市民・事業者などへの合理的配慮・事前的環境整備の一層の周知・啓発を図ります。

また、権利擁護・成年後見制度に関して、アンケート調査では、成年後見制度について「まったく知らなかった」が約4割に達しており、成年後見利用促進法の施行に伴い、制度の普及啓発や利用支援に取り組んでいきます。

### 1 障がい理解・交流

#### (1) 福祉教育

小・中学校において、障がい者福祉施設等での福祉体験、福祉への理解を深めるための教育の推進に努めます。また、一般市民については、障がい者福祉施設や社会福祉協議会の協力も得ながら、同様の機会を設けていきます。【学校教育課】

#### (2) 心身障がい者（児）の集い

障がいのある人や児童が気軽に集い、交流を深めることができる場を充実するとともに、より多くの人々の参加を促します。【袖ヶ浦市社会福祉協議会】

#### (3) ボランティア講座の実施

自閉症講座、千葉福祉園との共催講座、大人のためのボランティア体験講座等を通じて、市民福祉意識の醸成を図ります。【袖ヶ浦市社会福祉協議会】

### 2 権利擁護の推進・虐待の防止

#### (1) 障がい者虐待防止対策支援事業

障がい者虐待の未然防止、早期発見、迅速な対応、その後の障がいのある人及び養護者への適切な支援を行うため、障がい者虐待防止に対する普及啓発、関係機関の協力体制の整備や支援体制の強化を図ります。【障がい者支援課】

#### (2) 日常生活自立支援事業（福祉サービス利用援助事業）

障がいのある人や高齢者で、利用に必要な契約の内容を説明すれば理解できる人に対して、福祉サービスの利用に関する援助、金融機関からの現金引き出し等の財産管理サービス、重要な書類の預かり等の財産保全サービスを行います。きみつ広域後見支援センターが実施します。【千葉県社会福祉協議会（袖ヶ浦市社会福祉協議会）】

### (3) 県条例に基づく権利擁護のための相談体制の確立

「障がいのある人もない人も共に暮らしやすい県づくり条例」に基づき、障がいを理由とする不利益な取り扱いや合理的な配慮に基づく措置の欠如などの差別をなくすため、個別事案の解決に取り組みます。地域相談員を配置し、広域専門指導員と連携したうえで、場合により調整委員会への申し立て等を行います。【君津健康福祉センター】

### (4) 成年後見制度利用支援事業（市長申立て）

認知症や障がい等により、自分で十分判断のできない人の財産管理やサービス契約等について、後見人等の援助を受けられるよう、本人に代わって市長が家庭裁判所に後見人等選任のため、申立ての手続きを行います。【高齢者支援課・障がい者支援課】

#### 【関連事業等】

##### ◇高齢者虐待防止事業・権利擁護事業（地域支援事業）

成年後見制度の活用支援、老人福祉施設等への措置に関する相談、虐待への対応、困難事例への対応、消費者被害の防止等に当たります。【高齢者支援課】

## 3 障がいを理由とする差別の解消の推進

### (1) 障がい者差別に関する相談受付及び対応等

障がいのある人及びその家族やその他関係者からの障がいを理由とする差別に関する相談を受け付け対応します。【障がい者支援課】

### (2) 障がい者差別に関する啓発活動及び指導

障害者差別解消法についての周知をはじめ、障がいのある人に対する偏見や差別の是正のための啓発活動を推進するとともに、合理的配慮の提供等の取組に向けた助言・指導を行います。【障がい者支援課】

### (3) 障がい者差別解消の推進

障がいを理由とする差別に関する相談があった場合は、その内容や対応について、事後に「障がい者差別解消支援地域協議会」に報告、情報を共有し、対策を検討することで、障がい者差別の解消を推進します。袖ヶ浦市においては、「袖ヶ浦市地域総合支援協議会」がその役割を担います。【障がい者支援課】

— 袖ヶ浦市障がい福祉計画（第5期） —

## 第6章 袖ヶ浦市障がい福祉計画（第5期）

### 第1節 計画の趣旨・概要

袖ヶ浦市障がい福祉計画（第5期）は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条に基づき、国の基本指針に即して、障がい福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を策定するものです。

また、袖ヶ浦市障がい福祉計画（第5期）では、児童福祉法の改正に伴い、同法第33条の20第1項に規定された「障害児福祉計画」について、同法第6項の規定に基づき、障がい福祉計画に包含して策定するものです。

障がい福祉計画及び障がい児福祉計画は、国の定める基本指針に即して計画を策定することとなっており、国はこの基本指針の中で計画策定にあたって即すべき事項として、「障がい福祉サービスや支援等の提供体制の確保」について、「成果目標」を設定し、これを達成するための「活動指標」を見込むこととしており、「成果目標」を設定する項目についても、基本指針の中で具体的に示し、「達成年度」「達成割合」についても、基本とする年次や割合を示しています。

袖ヶ浦市における、障がい福祉サービスの状況は、近隣市と比較して、市内には多くの障がい福祉施設が整備されているため、利用者のニーズに応じたサービスの提供体制は充実しており、地域の関係機関によるネットワークとして、袖ヶ浦市地域総合支援協議会及び同協議会の実務者会を組織して、市と密接に連絡調整を行い、障がいのある人に対する支援の向上を図っています。

計画策定にあたっては、このような状況を踏まえたうえで、今後の対象者の見込みや、第4期計画における障がい福祉サービスの利用量、そして、市内の障がい福祉施設の状況や袖ヶ浦市地域総合支援協議会の意見等を踏まえながら、国の基本指針に即した障がい福祉サービス、支援等の提供体制の確保策、「活動指標」としての見込量について定めることとします。



## 第2節 袖ヶ浦市障がい福祉計画（第4期）の実績

### 1 計画の成果目標・取組み

袖ヶ浦市障がい福祉計画（第4期：計画期間平成27年度から29年度）では、国の基本指針に即して、以下の3点を成果目標として定め、取り組んできました。

- (1) 施設入所者の地域生活への移行促進
- (2) 障がい者の地域生活の支援
- (3) 福祉施設から一般就労への移行促進

#### (1) 施設入所者の地域生活への移行促進

##### ① 第4期における取組み

以下のような方向性で取り組みました。

- 市内には、地域における居住の場としてのグループホーム等が多くありますが、NPO法人などとの連携を図り、希望する人が利用できるよう、グループホーム等の充実を図ります。
- 地域で自立できるよう、自立訓練や就労支援など必要なサービスの確保を図り、入所施設等から地域生活への移行を推進します。
- サービスの質や量の充実を図るとともに、日中活動系サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、療養介護、短期入所及び地域活動支援センターで提供されるサービス）が受けられるよう、サービス量の確保・拡充に努めます。
- 障がいのある人の自立と社会参加を促進していくために、地域相談支援（地域移行支援、地域定着支援）の充実を図ります。

※【国の指針】

- (ア) 平成25年度末の施設入所者と比較した平成29年度末時点での地域生活に移行する者の割合を12%以上とする形で設定する。
- (イ) 平成29年度末までに、平成25年度末時点の施設入所者数から約4%以上削減する形で設定する。

## ② 施設入所者の地域生活への移行実績

	項目	数値	考え方
地域生活移行者の増加	平成 25 年度末の施設入所者数	66 人	平成25 年度末時点の利用人員
	【目標値】平成 29 年度末時点での地域生活移行者数	8 人	施設入所からグループホーム等へ移行した者の数 (66人×12%)
	【平成 28 年度末現在の実績】	0人	
施設入所者の削減	平成 25 年度末の施設入所者数	66 人	平成25 年度末時点の利用人員
	【目標値】平成 29 年度末の施設入所者数	63人	平成 29 年度末時点の利用人員 (66人－(66人×4%) )
	【平成 28 年度末現在の入所者数】	63人	

### 《総括》

施設入所者の地域生活への移行については、相談支援体制を整え、必要なサービスの確保を図りました。

しかし、地域での生活に移行することを希望する者がいなかったため、計画期間中の地域生活への移行実績はありませんでした。

施設入所者の地域生活への移行は、入所者やその養護者の意向を最優先しなければならず、行政や施設側で推し進めることはできないので、意向があった場合に備え、支援体制を整えておくことが必要となります。

## (2) 障がい者の地域生活の支援

### ① 第4期における取組み

以下のような方向性で取り組みました。

- 市内には、地域における居住の場としてのグループホームや支援施設が多くありますので、施設などとの連携を図り、希望する人が利用できるような充実を図ります。
- 地域生活支援の拠点として、居住支援機能、地域支援機能の一体的な整備を近隣市と連携して進めていきます。

※【国の指針】

(ア) 障がい者の地域生活を支援する機能の集約を行う拠点等を、平成 29 年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも一つを整備することを基本とする。

### ② 地域生活支援拠点等の整備実績

	項目	数値	考え方
地域生活拠点等の整備状況	障がい者の地域生活を支援する機能の集約を行う拠点等を、各市町村又は各圏域に少なくとも一つを整備。	0	平成 29 年度末時点の整備状況

#### 《総括》

袖ヶ浦市の場合は、近隣市と比較して市内に多くの障がい福祉施設が整備されており、「袖ヶ浦市社会福祉施設等連絡協議会」が組織され、袖ヶ浦市も参加して連携を図っています。

また、君津圏域 4 市の会議を定期的に行い、近隣市との連携も図っています。

国の指針に定める地域生活拠点は整備できませんでしたが、これらの連携の中で、障がいのある人の実情やニーズに応じた障がい福祉サービスを概ね順調に提供することができました。

### (3) 福祉施設から一般就労への移行促進

#### ① 第4期における取組み

- 就労移行支援事業等の推進により、障がいのある人の就労の場を確保するとともに、就労移行支援事業所の就職移行率の増加を図ります。
- 公共職業安定所（ハローワーク）、商工会、特別支援学校等との連携を図り、福祉施設から一般就労への移行を推進します。
- 自立と社会参加を促進していくために、中立・公平な立場で適切な情報提供、相談支援体制機能の充実を図ります。

#### ※【国の指針】

- (ア) 福祉施設から一般就労への移行を、平成 24 年度を基準として、平成 29 年度末までに平成 24 年度実績の2倍以上とする。
- (イ) 就労移行支援事業の利用者を、平成 29 年度末までに平成 25 年度と比較して 6 割以上増加させる。
- (ウ) 一般就労移行率が 30%以上の就労移行支援事業所を、平成 29 年度末までに全体の 5 割以上とする。

#### ②-1 就労移行の促進実績

	項目	数値	考え方
(a) 福祉施設から一般就労への移行	平成 24 年度の一般就労移行者数	11 人	平成 24 年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
	【目標値】平成 29 年度の一般就労移行者数	22 人	平成 29 年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数 (11 人×2)
	【平成28年度末現在の実績】	11人	
(b) 就労移行支援事業の利用者数	平成 25 年度の就労移行支援事業利用者数	19人	平成 25 年度において就労移行支援事業を利用する者の数 (実人数)
	【目標値】平成 29 年度末の就労移行支援事業の利用者数	31人	平成 29 年度において就労移行支援事業を利用する者の数 (実人数) (19人×1.6)
	【平成28年度末現在の実績】	22人	

## ②-2 就労移行支援の事業所ごとの就労移行率実績

指標	項目	数値	考え方
(c)福祉施設から一般就労への移行	平成 26 年度の就労移行支援事業所数	4 事業所	平成 26 年度において就労移行支援事業を実施している事業所の数
	【目標値】平成 29 年度末に就労移行率 30%以上の就労移行支援事業所数	2 事業所	全事業所数の5割以上 (4 事業所×0.5)
	【平成28年度末現在の実績】	0 事業所	

### 《総括》

袖ヶ浦市内外の就労支援事業所と連携し、福祉施設から一般就労への移行促進を図ってきました。

就労移行については、障がいのある人一人一人の能力や適性を見極めながら、計画的に的確な支援を行うことが重要で、目標値の達成をもって評価するべきものではありませんが、関係する事業所等との連携を強化し、必要な支援体制を整えておくことが必要となります。

#### (4) 障がい福祉サービス（自立支援給付）

袖ヶ浦市障がい福祉計画（第4期）における、各種障がい福祉サービスの計画に対する実績は、以下のとおりです。

サービス名	単位	平成27年度		平成28年度		平成29年度		
		計画	実績	計画	実績	計画	実績見込	
訪問系サービス	居宅介護	実人/月	106	74	109	98	112	82
		時間/月	1,908	1,781	1,962	1,606	2,016	1,648
	重度訪問介護	実人/月	7	3	7	3	7	3
		時間/月	133	604	133	463	133	517
	同行援護	実人/月	20	13	20	14	20	14
		時間/月	428	334	428	302	428	314
	行動援護	実人/月	0	0	0	0	0	1
		時間/月	0	0	0	0	0	16
	重度障害者等包括支援	実人/月	0	0	0	0	0	0
		時間/月	0	0	0	0	0	0
合計	実人/月	133	90	136	115	139	100	
	時間/月	2,469	2,719	2,523	2,371	2,577	2,495	
日中活動系サービス	生活介護	実人/月	142	143	144	153	146	146
		延人日/月	2,414	2,750	2,448	2,820	2,482	2,838
	自立訓練 (機能訓練)	実人/月	1	1	1	4	1	4
		延人日/月	18	5	18	14	18	32
	自立訓練 (生活訓練)	実人/月	5	2	6	5	7	4
		延人日/月	100	44	120	69	140	83
	就労移行支援	実人/月	23	14	27	22	31	15
		延人日/月	368	250	432	242	496	232
	就労継続支援 (A型)	実人/月	17	14	19	15	20	16
		延人日/月	272	287	304	264	336	300
	就労継続支援 (B型)	実人/月	80	80	85	95	90	84
		延人日/月	1,280	1,338	1,360	1,390	1,440	1,337
	療養介護	実人/月	4	4	5	4	6	4
		延人日/月	120	109	150	119	180	122
	短期入所(福祉型)	実人/月	34	41	35	38	36	44
		延人日/月	374	473	385	501	396	507
短期入所(医療型)	実人/月	3	1	3	1	3	1	
	延人日/月	33	2	33	2	33	2	
短期入所(計)	実人/月	37	42	3	39	3	45	
	延人日/月	407	475	33	503	33	509	
居住系サービス	施設入所支援	実人/月	61	63	59	63	58	63
	共同生活援助 (グループホーム)	実人/月	65	56	70	64	75	60
相談支援	計画相談支援 (個別計画作成)	実人/月	35	31	35	32	35	28
	地域移行支援	実人/月	1	0	3	0	5	0
	地域定着支援	実人/月	1	1	2	1	3	1

訪問系サービスにおける重度訪問介護の利用時間、日中活動系サービスでは自立訓練（機能訓練）及び生活介護の利用時間が計画量を上回る実績となっています。

（総括後述）

## (5) 障がい福祉サービス（地域生活支援事業）

袖ヶ浦市障がい福祉計画（第4期）における、地域生活支援事業の計画に対する実績は、以下のとおりです。

《第4期の実績一覧》地域生活支援事業の見込量と実績							
	単位	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績見込
<b>(1)相談支援事業</b>							
①障がい者相談支援事業	実施個所数	2	2	2	2	2	2
②地域総合支援協議会	実施回数	2	2	2	3	2	2
③市町村相談支援機能強化事業	実施個所数	2	1	2	1	2	1
④成年後見制度利用支援事業	実人/年	1	0	2	0	3	3
<b>(2)コミュニケーション支援事業</b>							
①手話通訳者・要約筆記者派遣事業	実人/月	7	8	7	14	7	9
②手話通訳者設置事業	設置個所数	1	1	1	1	1	1
<b>(3)日常生活用具給付等事業</b>							
①介護・訓練支援用具	件/年度	7	3	8	4	9	5
②自立生活支援用具	件/年度	12	9	14	10	16	8
③在宅療養等支援用具	件/年度	3	3	4	11	5	5
④情報・意思疎通支援用具	件/年度	8	3	9	4	10	6
⑤排せつ管理支援用具	件/年度	980	991	985	1,122	990	130
⑥居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	件/年度	2	3	2	2	2	4
<b>(4)移動支援事業</b>	実施個所数	23	23	24	23	25	21
	実人/月	43	40	43	40	43	40
	実人/時間	382	296	382	292	382	450
<b>(5)地域活動支援センター</b>							
地域活動支援センター(Ⅰ型)	実施個所数	1	1	1	1	1	1
	実人/月	70	61	75	42	80	39
地域活動支援センター(Ⅱ型)	実施個所数	1	3	1	3	2	3
	実人/月	3	3	3	3	3	3
地域活動支援センター(Ⅲ型)	実施個所数	1	3	2	3	2	3
	実人/月	1	6	1	6	1	8
<b>(6)その他の事業</b>							
訪問入浴サービス事業	実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施
知的障がい者職親委託制度	実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施
日中一時支援事業	実人/月	39	51	39	42	39	38
	延人日/月	212	434	212	393	212	190
自動車運転免許・改造助成事業、その他社会参加促進事業	実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施

コミュニケーション支援事業における「手話通訳者・要約筆記者派遣事業」、地域活動支援センター（Ⅲ型）の利用者が計画量を上回る実績となっています。

（総括後述）

## (6) 障がい児支援事業

袖ヶ浦市障がい福祉計画（第4期）における、地域生活支援事業の計画に対する実績は、以下のとおりです。

《第4期の実績一覧》障がい児支援の見込量と実績							
	単位	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績見込
(1) 児童発達支援	実人/月	50	57	55	70	60	56
(2) 放課後等デイサービス	実人/月	140	72	150	74	160	73
(3) 保育所等訪問支援	実人/月	2	0	4	1	6	1
(4) 医療型児童発達支援	実人/月	1	1	1	1	1	1
(5) 障がい児相談支援	実人/月	12	16	13	15	14	11

放課後等デイサービスは、計画したサービス量に対して約半分の利用実績でした。

### 《(4)(5)(6)総括》

障がい福祉サービスの提供及び障がい児支援事業の実施については、見込量に満たない実績もありますが、求められる必要な支援を滞りなく提供することができました。



## 第3節 袖ヶ浦市障がい福祉計画（第5期）

### 及び袖ヶ浦市障がい児福祉計画（第1期）

#### 1 計画の成果目標・取組み

袖ヶ浦市障がい福祉計画（第5期）では、国の基本指針に即して、障がい福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を策定します。

また、児童福祉法の改正に伴い規定された「障害児福祉計画」について、同法の規定に基づき、障がい福祉計画に包含して策定します。

国の基本指針に即した、成果目標として以下のとおり定めます。

- (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- (2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
- (3) 地域生活支援拠点等の整備
- (4) 福祉施設から一般就労への移行等
- (5) 障がい児支援の提供体制の整備等

#### (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

##### ① 取組みの方向性

- 市内には、地域における居住の場としてグループホーム等が多くありますので、施設や社会福祉法人などとの連携を図り、希望する人が利用できるよう支援します。
- 地域で自立できるよう、自立訓練や就労支援など必要なサービスの確保を図り、入所施設等から地域生活への移行を推進します。
- サービスの質や量の充実を図るとともに、日中活動系サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、療養介護、短期入所及び地域活動支援センターで提供されるサービス）が受けられるよう、サービス量の確保・拡充に努めます。
- 障がいのある人の自立と社会参加を促進していくために、地域相談支援（地域移行支援、地域定着支援）の充実を図ります。

## ② 取組み

### 【国の指針】

(ア)平成 32 年度末時点で、平成 28 年度末の施設入所者数の9%以上が地域生活へ移行することを基本とする。

(イ)平成 32 年度末時点の施設入所者数を、平成 28 年度末時点の施設入所者数から2%以上削減することを基本とする。

平成 28 年度末の施設入所者は 63 人です。

平成 28 年度以前の実績（平成 27 年 4 月から平成 28 年 9 月まで（第 4 期計画期間）の地域生活移行者数は 0 人）を踏まえ、グループホーム等への移行を推進します。

また、入所者の地域移行及び削減を、単純に推進するだけではなく、利用者の実情に合わせて実施していきます。

地域移行は、当該施設やグループホームを運営する事業所のみで行うのではなく、自治体や医療機関、各種相談支援機関などが連携する必要があるため、より一層の連携を図り推進していきます。

## ③ 目標値の設定

	項目	数値	考え方
地域生活移行者数	平成 28 年度末の施設入所者数	63 人	平成28年度末時点の利用人員
	【目標値】平成 32 年度末時点での地域生活移行者数	6人	施設入所からグループホーム等へ移行した者の数 (63人×9%)
施設入所者数	平成 28 年度末の施設入所者数 (A)	63 人	平成28年度末時点の利用人員
	【目標値】平成32年度末の施設入所者数 (B)	61人	平成32年度末時点の利用人員 (63人－(63人×2%))
	【目標値】削減人数 (A－B)	2人	差引減少者数

## (2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

### ① 取組みの方向性

- 精神障がいのある人が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、保健・医療・福祉の連携した支援や、住まい、社会参加、地域の助け合い、教育等が包括的に確保された地域システムの構築に向けて、保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置に努めます。

### ② 取組み

#### 【国の指針】

- (ア) 平成 32 年度末までに保健・医療・福祉関係者による協議の場（各圏域／各市町村）の設置。

袖ヶ浦市の場合は、君津圏域に千葉県の委託事業である「精神障害者地域移行支援協議会」が組織されており、同協議会が地域包括ケアシステムの協議の場を兼ねることができると等について君津圏域の市町村で検討します。

### ③ 目標値の設定

	項目	数値	考え方
協議の場の設置状況	保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置	1	平成 32 年度末時点の設置状況

### (3) 地域生活支援拠点等の整備

#### ① 取組みの方向性

- 障がいのある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた地域生活支援拠点等の整備に努めます。

#### ② 取組み

##### 【国の指針】

(ア) 平成32年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも一つを整備することを基本とする。

袖ヶ浦市の場合は、近隣市と比較して市内に多様な障がい福祉施設や事業所があり、「袖ヶ浦市社会福祉施設等連絡協議会」が組織され、袖ヶ浦市も参加して連携を図っており、近隣市との連携についても、君津圏域 4 市の会議を定期的に行って連携を図っています。

こうした連携を強化しつつ、君津圏域での整備も視野に入れ、真に必要とされる地域生活支援拠点等の整備について検討していきます。

#### ③ 目標値の設定

	項目	数値	考え方
地域生活拠点等の整備状況	障がいのある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた地域生活支援拠点等の整備	1	平成32年度末時点の整備状況

## (4) 福祉施設から一般就労への移行等

### ① 取組みの方向性

- 就労移行支援事業等の推進により、障がいのある人の就労の場を確保するとともに、就労移行支援事業所の就職移行率の増加を図ります。
- 公共職業安定所（ハローワーク）、商工会、特別支援学校等との連携を図り、福祉施設から一般就労への移行を推進します。
- 自立と社会参加を促進していくために、中立・公平な立場で適切な情報提供、相談支援体制機能の充実を図ります。

### ② 取組み

#### 【国の指針】

- (ア) 平成 32 年度末までに平成 28 年度実績の 1.5 倍以上の一般就労への移行を達成することを基本とする。
- (イ) 福祉施設から一般就労への移行の推進のため、平成 32 年度末における利用者数が、平成 28 年度末における利用者数の 2 割以上増加することを目指す。
- (ウ) 就労移行率が 3 割以上である就労移行支援事業所を、平成 32 年度末までに全体の 5 割以上とすることを目指す。
- (エ) 各年度における就労定着支援による支援開始 1 年後の職場定着率を 80% とすることを基本とする。

- ・平成 28 年度に福祉施設から一般就労した実績は、11 人です。

平成 32 年度までに福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等により一般就労に移行する数値目標を設定し、一人一人の能力・適性を見極めながら、計画的な支援を行います。

(③表中 (a) )

- ・平成 28 年度における就労移行支援事業利用者は 22 人です。

平成 32 年度末までに就労移行支援を利用する者の数値目標を設定し、一人一人の能力・適性を見極めながら的確な支援を行います。

(③表中 (b) )

- ・平成 28 年度における市内の就労移行支援事業所は 4 事業所です。

平成 32 年度末までに一般就労への就労移行率 30% 以上の事業所を 5 割以上とする数値目標を設定し、就労移行支援事業所と連携を図り一般就労への移行を推進します。

(③表中 (c) )

- ・就労定着支援による各年度における支援開始 1 年後の職場定着率 80% を目指します。

### ③ 目標値の設定

指標	項目	数値	考え方
福祉施設から一般就労への移行 (a)	平成 28 年度の一般就労移行者数	11 人	平成 28 年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
	【目標値】平成 32 年度の一般就労移行者数	17 人	平成 32 年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数 (11 人×1.5)
就労移行支援事業の利用者数 (b)	平成28年度の就労移行支援事業利用者数	22人	平成28年度において就労移行支援事業を利用する者の数 (実人数)
	【目標値】平成32年度末の就労移行支援事業の利用者数	27人	平成32年度において就労移行支援事業を利用する者の数 (実人数) (22人×1.2)
就労移行支援事業所数 (c)	平成 28 年度の就労移行支援事業所数	4 事業所	平成 28 年度において就労移行支援事業を実施している事業所の数
	【目標値】平成 32 年度末に就労移行率 30%以上の就労移行支援事業所数	2 事業所	全事業所数の5割以上 (4 事業所×0.5)

① 取組みの方向性

- 障がい児に対する重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実を図ります。
- 障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、保育所等訪問支援を利用できる体制の構築を目指します。
- 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保を図ります。
- 医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場の設置に努めます。

② 取組み

【国の指針】

- (ア)平成 32 年度末までに、児童発達支援センターを各市町村（圏域の設置も差支えない）に少なくとも1カ所以上設置することを基本とする。
- (イ)平成 32 年度末までに、すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。
- (ウ)平成 32 年度末までに、主に重症心身障がいのある児童を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1カ所以上確保することを基本とする。
- (工)平成 30 年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けることを基本とする。

既に整備されている障がい児支援体制が、国の指針に示された内容と合致するものかを照らし合わせ、不足するものについて整備の検討を関係機関等や君津圏域の他市町村等と協議し、真に必要な整備の検討を行います。

### ③ 目標値の設定

	項目	数値	考え方
設置状況	児童発達支援センターの設置	1	平成 32 年度末の設置状況
体制の整備状況	保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	1	平成 32 年度末の体制の整備状況
事業所の確保の状況	主に重症心身障がいのある児童を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	1	平成 32 年度末における当該児童発達支援事業所数
		1	平成 32 年度末における当該放課後等デイサービス事業所数
協議の場の設置状況	医療的ケア児支援のための協議の場の設置	1	医療的ケア児支援のための協議の場の整備状況



## 2 障がい福祉計画（第5期）における事業内容・活動指標等

---

袖ヶ浦市障がい福祉計画（第5期）における、障がい福祉サービス（自立支援給付・地域生活支援事業）についての事業内容は以下のとおりです。

また、サービス及び事業の見込量を「活動指標」として設定します。

### （1）訪問系サービスの事業内容

---

#### ① 居宅介護（ホームヘルプ）

障がいのある人に対して、居宅において入浴、排せつ及び食事の介護等を行うサービスを提供します。【障がい者支援課】

#### ② 重度訪問介護

重度の肢体不自由者であって常時介護を要する人に対して、居宅における入浴、排せつ及び食事の介護等、外出時における移動中の介護を総合的に行うサービスを提供します。なお、日常的に重度訪問介護を利用している最重度の障がいのある人であって、医療機関に入院した者については、入院中の医療機関においても、利用者の状態などを熟知しているヘルパーを引き続き利用することができます。

【障がい者支援課】

#### ③ 同行援護

在宅の視覚障がいのある人に対する日常生活の援助や、ガイドヘルプを行うサービスを提供します。【障がい者支援課】

#### ④ 行動援護

知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有し常時介護が必要な人に、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護等を行うサービスを提供します。【障がい者支援課】

#### ⑤ 重度障害者等包括支援

常時介護を必要とし、その介護の必要性が著しく高い人に、居宅介護等のサービスを包括的に行います。【障がい者支援課】

## (2) 日中活動系サービスの事業内容

---

### ① 生活介護

地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な障がいのある人に対して、事業所において、食事・入浴・排せつ等の介護、日常生活上の支援、軽作業等の生産活動や創作的活動の機会の提供、これらを通じた身体能力、日常生活能力の維持・向上を目的として、必要な介護等を実施します。

【障がい者支援課】

### ② 自立訓練（機能訓練）

地域生活を営む上で、身体能力・生活能力の維持・向上等のため、支援が必要な身体障がいのある人に対して、理学療法や作業療法等の身体機能のリハビリテーション、歩行訓練、コミュニケーションや家事等の訓練、日常生活上の相談支援、就労移行支援事業所等の関係サービス機関との連絡調整等の支援、これらを通じて、地域生活への移行、地域生活を営む能力の向上を目的として、サービス期間を限定し、事業所への通所、利用者の自宅への訪問等を組み合わせて、必要な訓練等を実施します。

【障がい者支援課】

### ③ 自立訓練（生活訓練）

地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な知的障がいのある人・精神障がいのある人に対して、食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援、日常生活上の相談支援、就労移行支援事業所等のサービス機関との連絡調整等の支援、これらを通じて、地域生活への移行、地域生活を営む能力の向上を目的として、サービス利用期間を限定し、事業所への通所、利用者の自宅への訪問等により、必要な訓練等を実施します。【障がい者支援課】

### ④ 就労移行支援

一般就労等を希望し、知識・能力の向上、実習、職場探し等を通じ、適性に応じた就労が見込まれる 65 歳未満の障がいのある人に対して、一般就労等への移行に向けての事業所内や企業における作業や実習、適性に合った職場探しや就労後の職場定着のための支援、これらを通じ、適性に合った職場への就労・定着を目的として、サービス提供期間を限定し、必要な訓練、指導を実施します。【障がい者支援課】

### ⑤ 就労継続支援（A型）

就労機会の提供を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上を図ることにより、雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる利用開始時に65歳未満の人に対して、事業所内において、雇用契約に基づく就労の機会の提供、これを通じて、一般就労に必要な知識・能力が高まった場合、一般就労への移行に向けた支援を目的として、必要な指導等を実施します。【障がい者支援課】

### ⑥ 就労継続支援（B型）

就労移行支援事業等を利用したが、一般企業等の雇用に結びつかない人や一定年齢に達している人など、就労の機会等を通じ生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される人に対して、就労や生産活動の機会の提供（雇用契約は締結しない）や、工賃の支払い目標を設定し額のアップを図ることを通じて、一般就労に必要な知識・能力が高まった人への一般就労への移行に向けた支援をすることを目的として、必要な指導等を実施します。【障がい者支援課】

### ⑦ 就労定着支援

就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がいのある人で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている場合に、障がいのある人との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて、企業・自宅等への訪問や障がいのある人の来所により、生活リズム、家計や体調の管理などに関する課題解決に向けて、必要な連絡調整や指導・助言等の支援を行います。【障がい者支援課】

### ⑧ 療養介護

病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時の介護が必要な障がいのある人に対して、医療機関において、病院等への長期入院による医学的管理の下、食事や入浴、排せつ等の介護の提供、日常生活上の相談支援、レクリエーション活動等の社会参加活動支援、声かけ・聞き取り等のコミュニケーション支援、これらを通じた身体能力、日常生活能力の維持・向上を目的として、必要な介護、訓練等を実施します。

【障がい者支援課】

### ⑨ 短期入所（ショートステイ）

居宅においてその介護を行う人の疾病その他の理由により、障がい者支援施設への短期間の入所を必要とする障がいのある人等に対し、入浴、排せつ又は食事等の介護や日常生活上の支援を提供します。【障がい者支援課】

### (3) 居住系サービスの事業内容

---

#### ① 共同生活援助（グループホーム）

地域で共同生活を営むのに支障のない障がいのある人につき、主に夜間において、共同生活を営む住居で日常生活における相談支援、食事・入浴・排せつ等の介護、日中活動に係る事業所等の関係機関との連絡調整、その他の日常生活上の援助を行います。（平成26年4月より共同生活介護（ケアホーム）は共同生活援助（グループホーム）へ一元化されました。）【障がい者支援課】

#### ② 施設入所支援

夜間において、介護が必要な人、通所が困難である自立訓練又は就労移行支援の利用者に対して、夜間における入浴、排せつ又は食事の介護等を提供することを目的として、障がい者支援施設において、必要な介護、支援等を実施します。【障がい者支援課】

#### ③ 自立生活援助

障がい者支援施設やグループホーム等からひとり暮らしへの移行を希望する知的障がいのある方や精神障がいのある方などについて、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障がいのある人の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行います。

【障がい者支援課】

### (4) 相談支援の事業内容

---

#### ① 計画相談支援（サービス等利用計画作成）

障がいのある人の自立した生活を支えるため、抱えている課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援します。

【障がい者支援課】

#### ② 地域移行支援

施設等に入所している障がいのある人や精神科病院に入院している精神障がいのある人が地域における生活に移行するための活動に関して支援をします。

【障がい者支援課】

#### ③ 地域定着支援

居宅において単身で生活する障がいのある人等で地域生活が不安定な者に対して、常時の連絡体制を確保するとともに、緊急時等に対応をします。

【障がい者支援課】

## ■ 各種障がい福祉サービス等の見込量

障がい福祉サービス等の見込量を、「活動指標」として以下のとおり設定します。

《袖ヶ浦市障がい福祉計画（第5期）の障がい福祉サービス見込量》

障害福祉サービス		単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
訪問系サービス	居宅介護	実人/月	81	102	122
		時間/月	1,729	1,825	1,921
	重度訪問介護	実人/月	2	4	5
		時間/月	419	562	704
	同行援護	実人/月	12	15	17
		時間/月	247	313	378
	行動援護	実人/月	0	0	0
		時間/月	0	0	0
	重度障害者等包括支援	実人/月	0	0	0
		時間/月	0	0	0
訪問系計	実人/月	95	121	144	
	時間/月	2,395	2,700	3,003	
	平均利用時間	25	22	21	
日中活動系サービス	生活介護	実人/月	138	156	174
		延人日/月	2,861	3,038	3,215
	自立訓練(機能訓練)	実人/月	4	7	9
		延人日/月	30	50	70
	自立訓練(生活訓練)	実人/月	3	5	7
		延人日/月	65	86	107
	就労移行支援	実人/月	13	24	34
		延人日/月	239	306	373
	就労継続支援(A型)	実人/月	13	18	23
		延人日/月	258	326	393
	就労継続支援(B型)	実人/月	82	99	115
		延人日/月	1,478	1,610	1,742
	就労定着支援	実人/月	6	9	11
	療養介護	実人/月	4	4	5
	短期入所(福祉型)	実人/月	38	45	51
延人日/月		501	564	626	
短期入所(医療型)	実人/月	1	1	2	
	延人日/月	2	2	3	
日中活動系計	実人/月	302	368	431	
	延人日/月	5,434	5,982	6,529	
居住系サービス	自立生活援助	実人/月	1	1	1
	共同生活援助	実人/月	59	72	83
	施設入所支援	実人/月	62	62	62
	施設系計	実人/月	122	135	146
相談支援	計画相談支援	実人/月	35	44	52
	地域移行支援	実人/月	0	0	0
	地域定着支援	実人/月	1	1	2
	相談支援計	実人/月	36	45	54

## ■ 各種障がい福祉サービス等の見込量確保のための方策

相談支援事業を充実し、障がいのある人やその家族等の生活上の不便や悩み事などを広く吸い上げ、適切なサービスに繋げることにより、見込量の確保を図ります。

## (5) 地域生活支援事業の事業内容

### ① 理解促進研修・啓発事業

地域住民への働きかけを強化することにより、障がいのある人等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去し、共生社会の実現を図ることを目的として、障がいのある人等に対する理解を深めるための啓発等を行います。

【障がい者支援課】

### ② 自発的活動支援事業

障がいのある人等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができる共生社会の実現を目的として、障がいのある人等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援します。【障がい者支援課】

### ③ 相談支援事業

相談支援事業は、障がいのある人等の保護者又は障がいのある人等の介護を行う人等からの相談に応じ、必要な情報の提供等、権利擁護のための必要な援助を行います。

【障がい者支援課】

<p>(ア) 障がい者相談 支援事業</p>	<p>障がいのある人やその保護者等からの多様な相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、その他の障がい福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行います。</p> <p>また、地域における相談支援の中核的な役割を担うことが期待される「基幹相談支援センター」について、本事業を基礎とした設置を検討します。</p>
<p>(イ) 地域総合支援 協議会</p>	<p>相談支援事業をはじめ地域の障がい福祉に関するシステムづくりに関して、中核的な役割を果たすよう協議を行うため、「袖ヶ浦市地域総合支援協議会」を設置・運営しています。</p>
<p>(ウ) 市町村相談支援 機能強化事業</p>	<p>市町村相談支援機能強化事業として、専門的な相談支援等を要する困難ケース等への対応を行うため、専門的職員（保健師、社会福祉士、精神保健福祉士等）を配置しています。</p>

### ④ 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度利用支援事業として、障がい福祉サービスを利用し又は利用しようとする身寄りのない重度の知的障がいのある人又は精神障がいのある人であって、市が後見・保佐・補助開始の審判請求を行う必要がある方の申立てに対する支援を行います。

また、その場合に、成年後見制度の申立てに要する費用（登記手数料、鑑定手数料）及び後見人等の報酬の全部又は一部の助成を受けなければ、成年後見制度の利用が困難な人に対して、費用の全部又は一部を助成します。【障がい者支援課】

### ⑤ 意思疎通支援事業（コミュニケーション支援事業）

意志疎通支援事業は、聴覚等に障がいがあるため、意思疎通を図ることに支障がある場合に、障がいのある人等とその他の人の意思疎通を仲介する手話通訳者等の派遣を行い、意思疎通の円滑化を図ります。【障がい者支援課】

(ア) 手話通訳者・要約筆記者派遣事業	手話通訳者・要約筆記者派遣事業として、聴覚、言語機能、音声機能、視覚等の障がいのある人とのコミュニケーションの支援を行うため、手話通訳者、要約筆記者の派遣を引き続き行います。
(イ) 手話通訳者設置事業	手話通訳者設置事業として、聴覚障がいのある人及び音声又は言語機能障がいのある人の相談、手話等による意思の疎通を容易にするため、手話通訳者を引き続き設置します。事業の内容は、市役所障がい者支援課等の窓口における聴覚障がいのある人等の相談、手続等の通訳を行うとともに手話奉仕員養成研修事業は、近隣市と共同して引き続き実施していきます。

### ⑥ 手話奉仕員養成研修事業

聴覚等に障がいがあり、手話を必要とする人との交流活動の促進等が期待される日常会話程度の手話表現技術を習得する研修事業を実施します。

【障がい者支援課】

### ⑦ 日常生活用具給付等事業

障がいのある人等に対して、自立生活支援用具等の日常生活用具（介護訓練支援用具、自立生活支援用具、在宅療養等支援用具、情報・意志 疎通支援用具、排せつ管理支援用具（紙おむつを含む））を給付又は貸与すること等により、日常生活の便宜を図ります。【障がい者支援課】

### ⑧ 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がいのある人等について、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び余暇活動等の社会参加を促します。【障がい者支援課】

### ⑨ 地域活動支援センター

地域活動支援センターは、基本事業として、障がいのある人等が通所し、地域の実情に応じ、創作的活動又は生産活動の機会を提供することにより、社会との交流を促進します。【障がい者支援課】

(ア) 地域活動支援センターⅠ型	地域活動支援センターⅠ型では、精神保健福祉士等の専門職員を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障がいに対する理解促進のための普及啓発等を行います。併せて、相談支援事業を実施します。
(イ) 地域活動支援センターⅡ型	地域活動支援センターⅡ型では、地域において就労が困難な在宅の障がいのある人が通所し、機能訓練、社会適応訓練等、入浴等のサービスを提供します。
(ウ) 地域活動支援センターⅢ型	地域活動支援センターⅢ型では、従来からある小規模作業所のうち、運営実績年数及び実利用定員が一定以上のものについて、運営費の支援をします。

#### ⑩ 訪問入浴サービス事業（移動入浴車の派遣）

居宅において入浴が困難な重度身体障がいのある人（児）に対して、移動入浴車を派遣することにより、入浴サービスを提供します。【障がい者支援課】

#### ⑪ 知的障がい者職親委託制度

知的障がいのある人の自立更生を図るため、知的障がいのある人を一定期間職親に預け、生活指導及び技能習得訓練等を行うことによって、就職に必要な素地を与えるとともに、雇用の促進と職場における定着性を高めます。【障がい者支援課】

#### ⑫ 日中一時支援事業

障がいのある人（児）の家族の就労支援や、日常介護している家族の一時的な負担軽減を目的として、障がいのある人（児）に日中、日帰りによる活動の場を提供します。【障がい者支援課】

#### ⑬ 自動車運転免許取得費・自動車改造費助成事業

障がいのある人の社会参加を促進するため、自動車改造費や運転免許取得費の助成等の事業を行います。【障がい者支援課】



## ■ 地域支援事業の見込量

各地域支援事業の見込量を、「活動指標」として以下のとおり設定します。

《第5期障がい福祉計画の地域生活支援事業の見込量》				
	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
		計画	計画	計画
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	実施	実施	実施
自発的活動支援事業	実施の有無	実施	実施	実施
相談支援事業				
障がい者相談支援事業	実施個所数	2	2	2
地域総合支援協議会	実施回数	2	2	2
市町村相談支援機能強化事業	実施個所数	2	2	2
成年後見制度利用支援事業	実人/年	1	1	1
コミュニケーション支援事業				
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	実人/月	15	15	15
手話通訳者設置事業	設置個所数	1	1	1
日常生活用具給付等事業				
介護・訓練支援用具	件/年度	5	5	5
自立生活支援用具	件/年度	12	13	14
在宅療養等支援用具	件/年度	7	8	9
情報・意思疎通支援用具	件/年度	6	7	8
排せつ管理支援用具	件/年度	1,000	1,010	1,020
居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	件/年度	3	3	3
移動支援事業	実施個所数	23	23	23
	実人/月	40	40	40
	時間/月	290	290	290
地域活動支援センター				
地域活動支援センター(Ⅰ型)	実施個所数	1	1	1
	実人/月	50	50	50
地域活動支援センター(Ⅱ型)	実施個所数	3	3	3
	実人/月	3	3	3
地域活動支援センター(Ⅲ型)	実施個所数	3	3	3
	実人/月	6	6	6
訪問入浴サービス事業	実施の有無	実施	実施	実施
知的障がい者職親委託制度	実施の有無	実施	実施	実施
日中一時支援事業	実人/月	40	40	40
	延人日/月	410	410	410
自動車運転免許・自動車改造助成事業、その他社会参加促進事業	実施の有無	実施	実施	実施

## ■ 地域支援事業の見込量確保のための方策

---

各地域支援事業の実施について、事業者等関係機関と連携し、適切な事業の実施を継続していきます。

各地域支援事業について、市の広報やホームページなど様々な情報提供を実施して、利用者の拡大を図っていきます。

相談支援事業については、障がいのある人やその家族等の生活上の不便や悩み事などを吸い上げ、適切なサービスに繋げる基礎となる事業であることから、基幹相談支援センター設置の検討など、これまで以上の充実や利便性向上を図っていきます。

### 3 障がい児福祉計画（第1期）における事業内容・活動指標等

---

袖ヶ浦市障がい児福祉計画（第1期）における、障がいのある児童を対象としたサービスに関する事業について事業内容は以下のとおりです。

また、サービス及び事業の見込量を、「活動指標」として設定します。

なお、計画の推進にあたっては、袖ヶ浦市子育て応援プラン（平成27年度～31年度）と調整を図りつつ事業の推進を図ります。

#### （1） 障がい児通所支援等の事業内容

---

##### ① 障がい児相談支援

障がい児相談支援事業は、障がい児の保護者又は障がい児の介護を行う人等からの相談に応じ、必要な情報の提供等、権利擁護のための必要な援助を行います。

【障がい者支援課】

##### ② 児童発達支援

児童発達支援は、児童等の日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。【障がい者支援課】

##### ③ 医療型児童発達支援

医療型児童発達支援は、児童等の保護、日常生活の指導、独立自活に必要な知能技能の付与及び治療を行います。【障がい者支援課】

##### ④ 放課後等デイサービス

放課後等デイサービスは、放課後や夏休み等に生活能力改善のための訓練を継続的に提供し、障がい児の自立を促進します。【障がい者支援課】

##### ⑤ 保育所等訪問支援

保育所等訪問支援は、専門家が障がい児のいる保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援を行います。また、保育所等訪問支援の対象を児童養護施設等に入所している障がい児に拡大し、支援を行います。

【障がい者支援課】

##### ⑥ 居宅訪問型児童発達支援

重度の障がいがある児童であって、児童発達支援等を受けるために外出することが著しく困難な場合に、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。【障がい者支援課】

## ⑦ 児童発達支援センター等の運営支援

肢体不自由児や知的障がい児などの心身の発達を支援する通所・療育施設である「児童発達支援センターきみつ愛児園」の運営の安定化を図るための支援を行います。

【障がい者支援課】

## ⑧ 医療的ケアを要する障がい児に対する支援

医療的ケアが必要な障がい児が、地域において必要な支援を円滑に受けることができるよう、保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援を行う機関との連絡調整を行うための体制の整備を行い、支援の充実を図ります。【障がい者支援課】

## (2) 子ども・子育て支援等に基づく支援の内容

---

### (1) 障がい児保育の実施

集団保育が可能な障がい児の保育について、対象者の入所希望に応じて引き続き受け入れていきます。【保育課】

### (2) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ事業）

放課後児童クラブは、放課後等、就労等の理由で家庭に保護者がいない子どもたちが、安全で楽しい時間を過ごすための施設です。障がいのある子どもについては、適正な保育が行えるよう、研修を年1回開催し指導員は受講することとしています。また、障がい児を受け入れる放課後児童クラブに専門知識等を有する指導員を配置するための費用として補助金交付を行います。【子育て支援課】

### (3) ファミリー・サポート・センター事業

子育て環境の向上を図るため、育児等の援助を希望する利用会員と援助を行いたい提供会員が助け合う、ファミリー・サポート・センターを運営しています。障がいのある子どもについても、子どもの状況を見極めたうえで、提供会員に対し援助の受け入れに向けた連絡調整を行います。【子育て支援課】

### (4) ライフサポートファイルの活用

幼児期から学童期・青年期へのライフステージの変化を通じ切れ目のない一貫した療育・教育支援体制の充実を図ります。

【袖ヶ浦市地域総合支援協議会】

## ■ 障がい児支援サービス及び事業の見込量

サービス及び事業の見込量を、「活動指標」として以下のとおり設定します。

《袖ヶ浦市障がい児福祉計画（第1期）の障がい児支援の見込量》

障がい児支援	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
障がい児相談支援	実人／月	15	24	32
児童発達支援	実人／月	65	88	110
	延人日／月	651	820	990
医療型児童発達支援	実人／月	1	1	1
	延人日／月	1	1	1
放課後等デイサービス	実人／月	69	104	139
	延人日／月	959	1,225	1,490
保育所等訪問支援	実人／月	1	2	3
	延人日／月	1	3	4
居宅訪問型児童発達支援	実人／月	1	1	1
	延人日／月	1	1	1
サポートファイルの配布	実施の有無	実施	実施	実施

## ■ 障がい児支援見込量確保のための方策

子育てや保育、教育等の関係する機関等や、障がい福祉に関係する事業者との連携を図り、支援の必要な児童に適切なサービスが提供できるように努めます。

また、児童の成長に応じた様々な機会で、保護者への周知や情報提供をより強化し、支援の必要な児童が適切な支援に繋がるよう努めます。

# 第7章 計画の推進

## 第1節 袖ヶ浦市地域総合支援協議会の運営

### 1 協議会の概要

袖ヶ浦市障がい者福祉基本計画（第3期）及び袖ヶ浦市障がい福祉計画（第5期）の進捗状況の把握、地域の障がい者支援にかかわる組織・事業者等との連携によるきめ細かな課題の把握、障がい者支援についての意見交換、連絡調整等を行っていくため、「袖ヶ浦市地域総合支援協議会」を運営します。

地域総合支援協議会は、障害者総合支援法第89条の3第1項の規定に基づき、相談支援事業をはじめとする地域の障がい福祉に関するシステムづくりに向けて、中核的な役割を果たす場として位置づけられています。

＜袖ヶ浦市地域総合支援協議会の役割＞

- 相談支援事業者の運営評価等
- 困難事例への対応のあり方に関する協議、調整
- 地域の関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議
- 地域の社会資源の開発、改善・相談支援機能強化事業等の活用に関する協議
- 障がい者福祉基本計画及び障がい福祉計画の策定及び見直しに関する事項
- 障がいを理由とする差別の解消に関する事項
- その他協議会の目的を達成するために必要な事項

### 2 実務者会の設置

袖ヶ浦市地域総合支援協議会の活動を、より円滑かつ有効なものとするため、各部門ごとに実務者会を設置し、部門ごとの課題に向けた取組みを行っています。

### 3 相談支援部会

専門性が高く、活動内容に大きな変化が想定されない相談支援部門について、相談支援部会を設置し、相談支援体制の構築等に関する協議や活動を定期的に行っています。

## 第2節 障がい福祉施策の総合的な推進

袖ヶ浦市障がい者福祉基本計画（第3期）及び袖ヶ浦市障がい福祉計画（第5期）による施策展開を効果的かつ効率的に推進するため、「袖ヶ浦市総合計画」をはじめとする関連計画との整合を図り、社会経済環境や市民ニーズの変化に対応した適切な事業を展開するとともに、関係機関及び庁内関係各課による連絡調整等を十分に行います。

また、本計画の内容の中にはサービス見込量が非常に少ない等の理由により、袖ヶ浦市単独では対応することが困難なものもあります。このため、国、県の事業や施設を利用することが必要なものや、近隣の自治体と連携することにより、より効果的な事業展開を図ることができるものについては、関係機関との連携を図り、きめ細やかなサービスの提供に努めます。

本計画に掲げられている各種施策を推進していくためには、今後ますます増大・高度化するニーズに対応できるよう、保健福祉サービス等を担当する専門職員の育成・確保、資質の向上に努めるとともに、手話通訳者・要約筆記者をはじめとする人材の確保を進めます。

さらに、本計画を推進するため、財源の確保について努力するとともに、国、県に対し各種の補助制度の拡充等、財政的支援について要望していきます。

### 第3節 計画の評価と見直し

袖ヶ浦市障がい者福祉基本計画（第3期）については、計画期間を6年間としており、袖ヶ浦市障がい福祉計画（第5期）は計画期間を3年間としています。

次期袖ヶ浦市障がい福祉計画（第6期）を策定する3年後には、袖ヶ浦市障がい者福祉基本計画（第3期）についても、PDCAによる検証を行い中間見直しを行う予定です。

なお、障がい福祉計画については、障がい福祉サービスの提供の確保に向けて推進されるものであり、関係者が目標等を共有し、その達成に向けて連携するとともに、進捗状況を確認しながら取組を進めて行くことが必要になりますので、「成果目標」「活動指標」については、毎年度終了時点で、事業の達成状況を点検・評価し、袖ヶ浦市地域総合支援協議会に提案、検証し、その結果について速やかに公表します。





# 資料編

## 1 アンケート調査結果の概要

### 【調査の目的】

本計画を策定するに先立ち、計画策定の基礎資料及びその後の障がいのある人を対象とした行政施策運営の基礎資料とすることを目的に、平成 29 年 1 月にアンケート調査を実施しました。以下にその主な結果について示します。

### 【調査の方法および回収結果】

	障がいのある人に関する調査	障害に関する意識調査
調査対象者	障害者手帳または自立支援医療受給者証（精神通院）をお持ちの方（全員）	市内在住の 20 歳以上の方（無作為抽出）
調査方法	調査票による調査（郵送配布・郵送回収、督促なし）	
調査時期	平成 29 年 1 月	
回収結果	配布数：2,864 回収数：1,961 回収率：68.5%	配布数：500 回収数：264 回収率：52.8%

### 【調査結果の見方】

- 障がい者調査の分析にあたっては、全体集計とあわせて、分析に際して必要な障がい種別による集計（クロス集計）を行っています。
- 比率は、小数点以下第 2 位を四捨五入しています。このため、合計が 100.0% とならないこともあります。
- 複数回答の項目については、原則として、その項目に対しての有効回答者の数を基数とし、比率算出を行っています。このため、比率計が 100% を超えることがあります。
- グラフの（n=〇〇）という表記は、「number of case」の略であり、その項目の回答者数で、比率算出の基礎となります。
- クロス集計表の表側（分類層）は、非該当を表記していないため、各層の実数と集計対象総数が一致しないことがあります。
- クロス集計表については、最も高い比率のものを網かけしています（無回答を除く）。ただし、回答者数が 30 件未満の場合、比率が上下しやすいため、傾向を見るにとどめるものとします。

## 【主な調査結果】

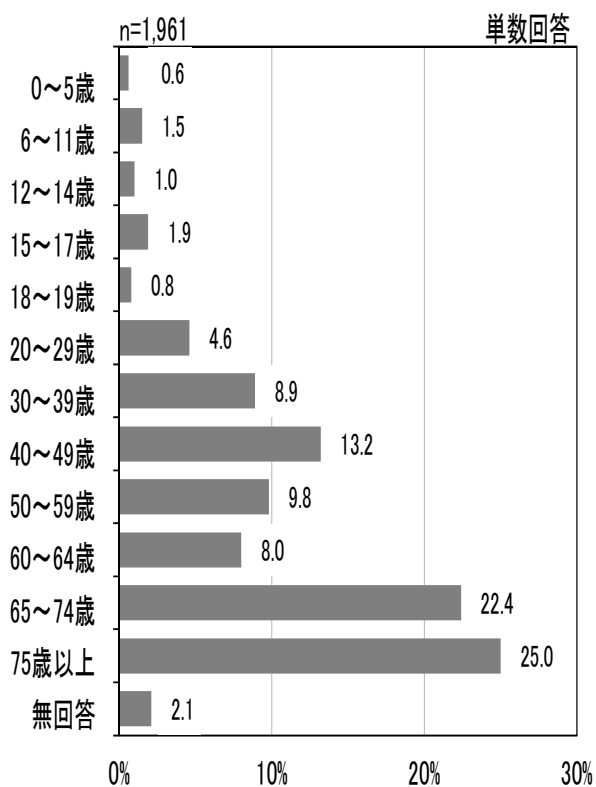
### ★袖ヶ浦市障がいのある人に関する調査

(障害者手帳または自立支援医療受給者証をお持ちの方向け) より

#### (1) 障がいがある人の年齢（平成 28 年 4 月 1 日現在）

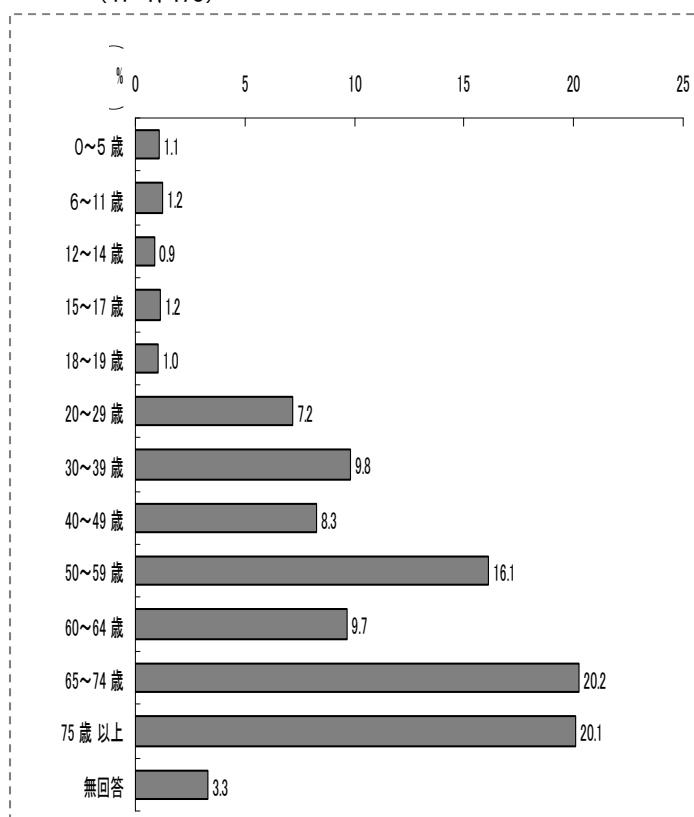
- 平成 28 年度調査に回答した障がいのある人の年齢は、「75 歳以上」が最も多く、次いで「65～74 歳」となっており、65 歳以上が約 5 割を占めています。

平成 28 年度調査の結果



平成 18 年調査の結果

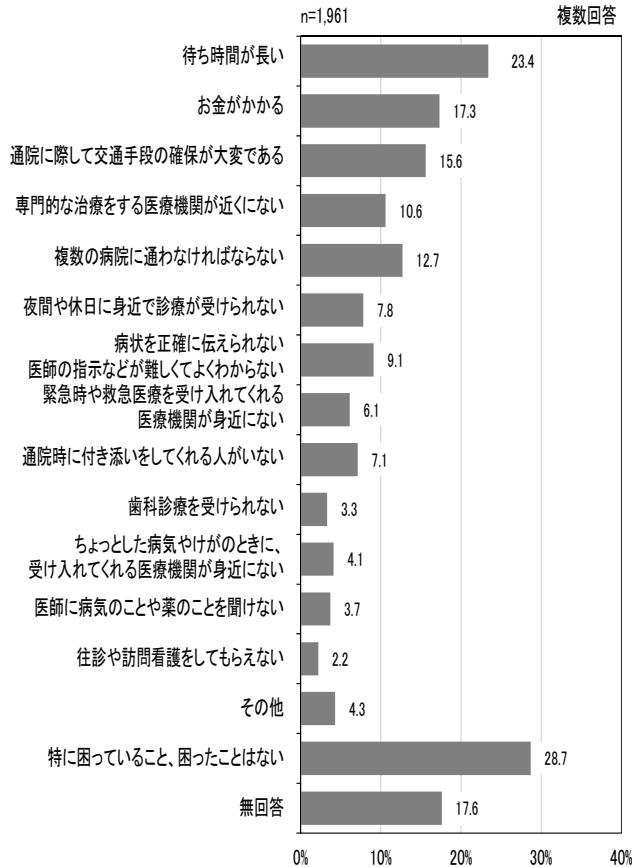
(n=1,478)



(2) 医療について困っていること、困ったことがありますか。(〇はいくつでも)

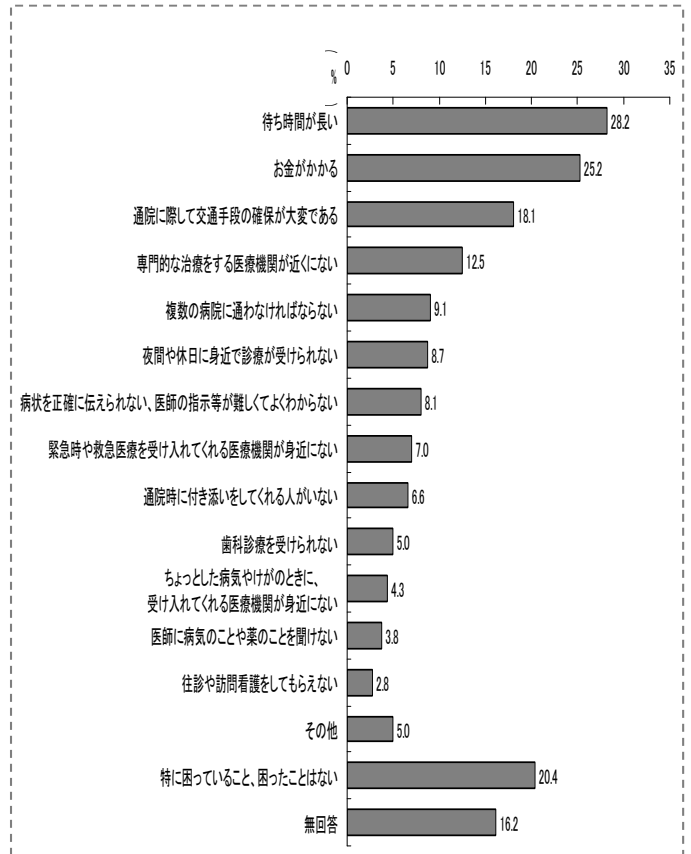
- 医療について困っていること、困ったことがあるかについては、平成 18 年度調査と同様に、「特に困っていること、困ったことはない」が最も多く、次いで「待ち時間が長い」「お金がかかる」が多い回答になっています。

平成 28 年調査の結果



平成 18 年調査の結果

(n=1,478)

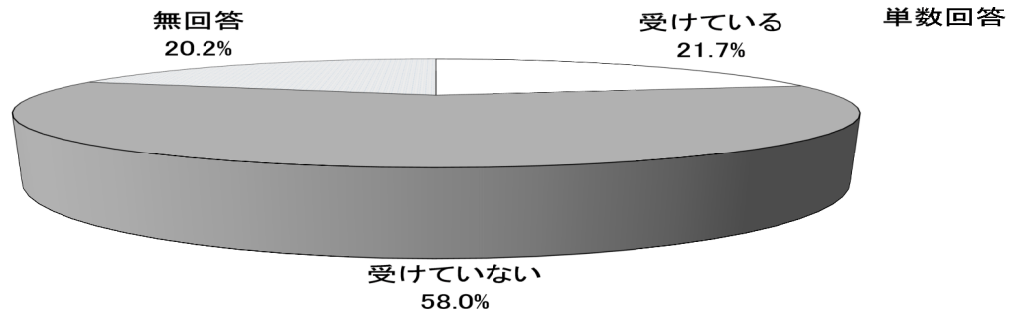


(3) 訓練やリハビリの利用 (〇は1つ)

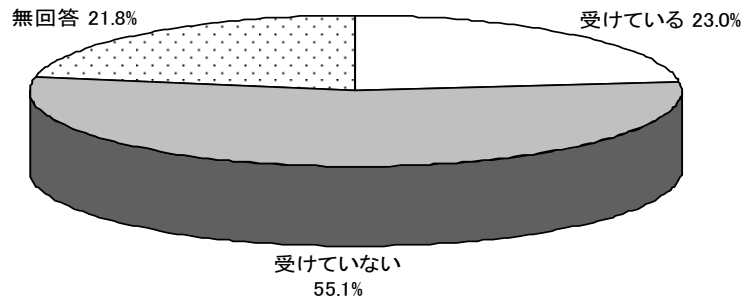
- 訓練やリハビリの利用については、平成 18 年度調査と同様に、「受けていない」が最も多く、5割以上を占め、「受けている」は2割程度となっています。

平成 28 年度調査の結果

n=1,256



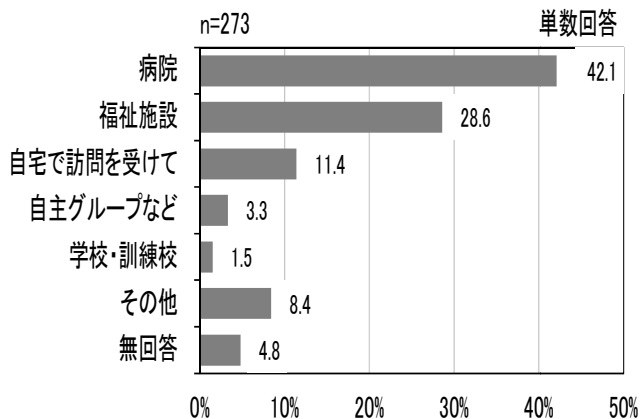
平成 18 年調査の結果  
(n=1,030)



(4) 訓練やリハビリを主に受けている場所 (〇は1つ)

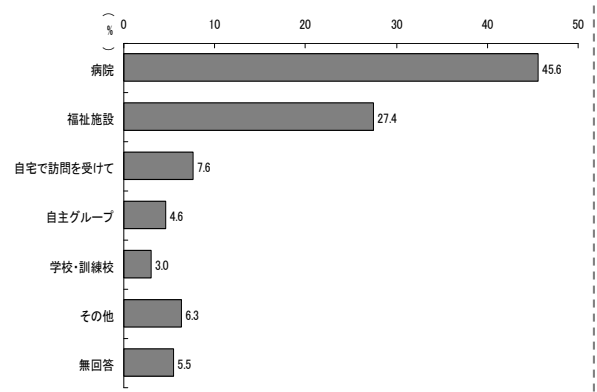
- 訓練やリハビリを主に受けている場所については、平成 18 年度調査と同様に、「病院」が最も多く、次いで「福祉施設」「自宅で訪問を受けて」が多い回答になっています。

平成 28 年度調査の結果



平成 18 年調査の結果

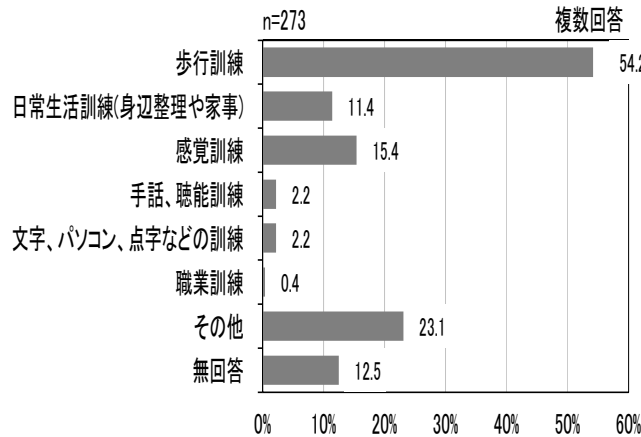
(n=237)



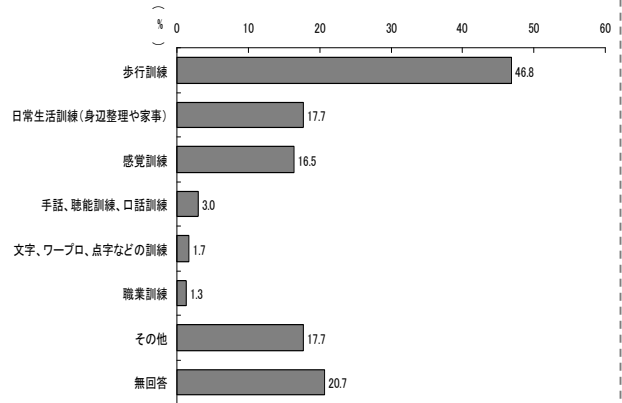
(5) 現在受けている訓練やリハビリの内容 (〇はいくつでも)

- 現在受けている訓練やリハビリの内容については、平成 18 年度調査と同様に、「歩行訓練」が最も多く、次いで「その他」「感覚訓練」が多い回答になっています。

平成 28 年度調査の結果



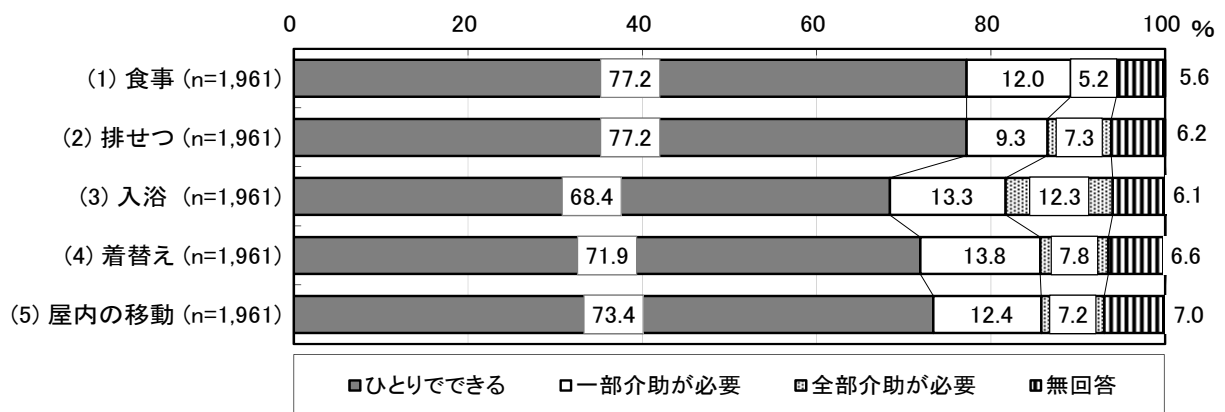
平成 18 年調査の結果



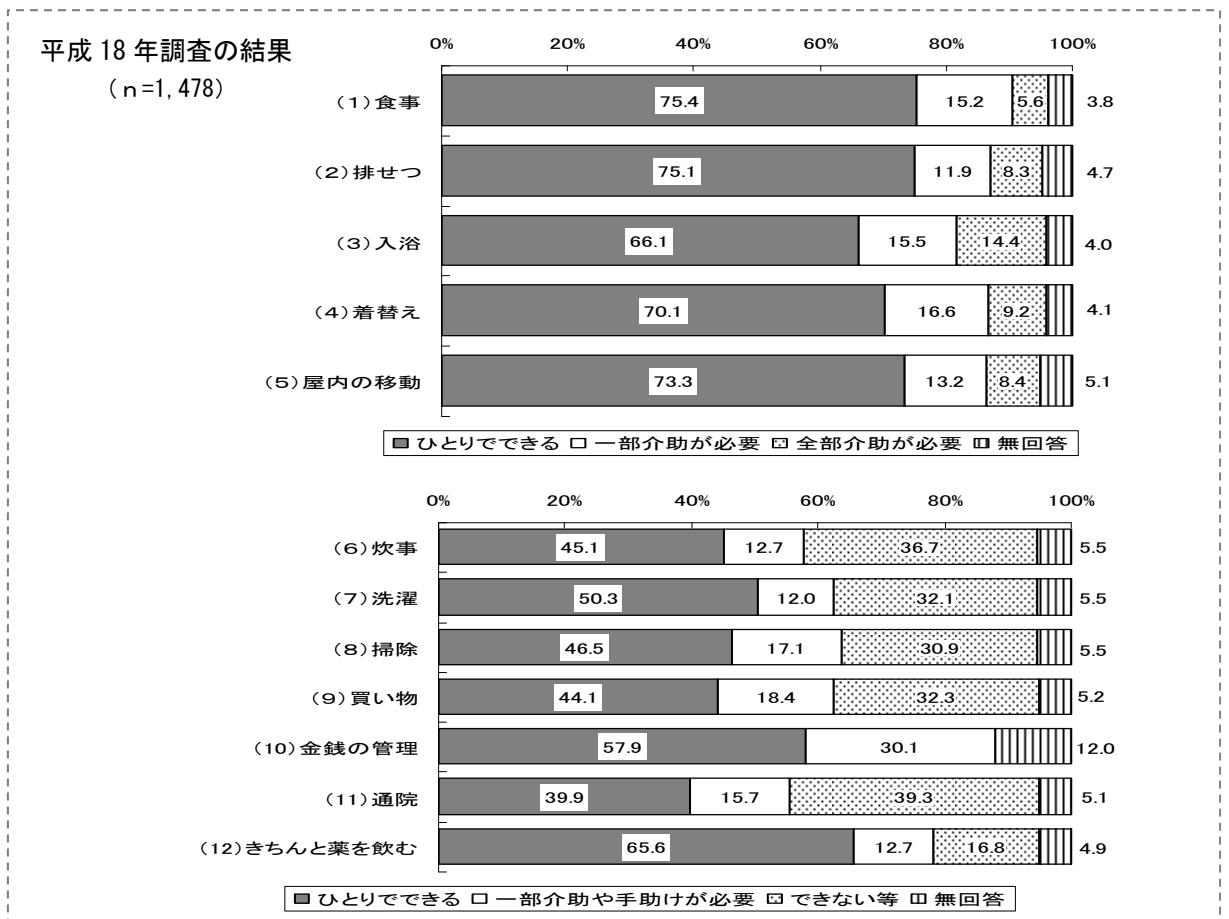
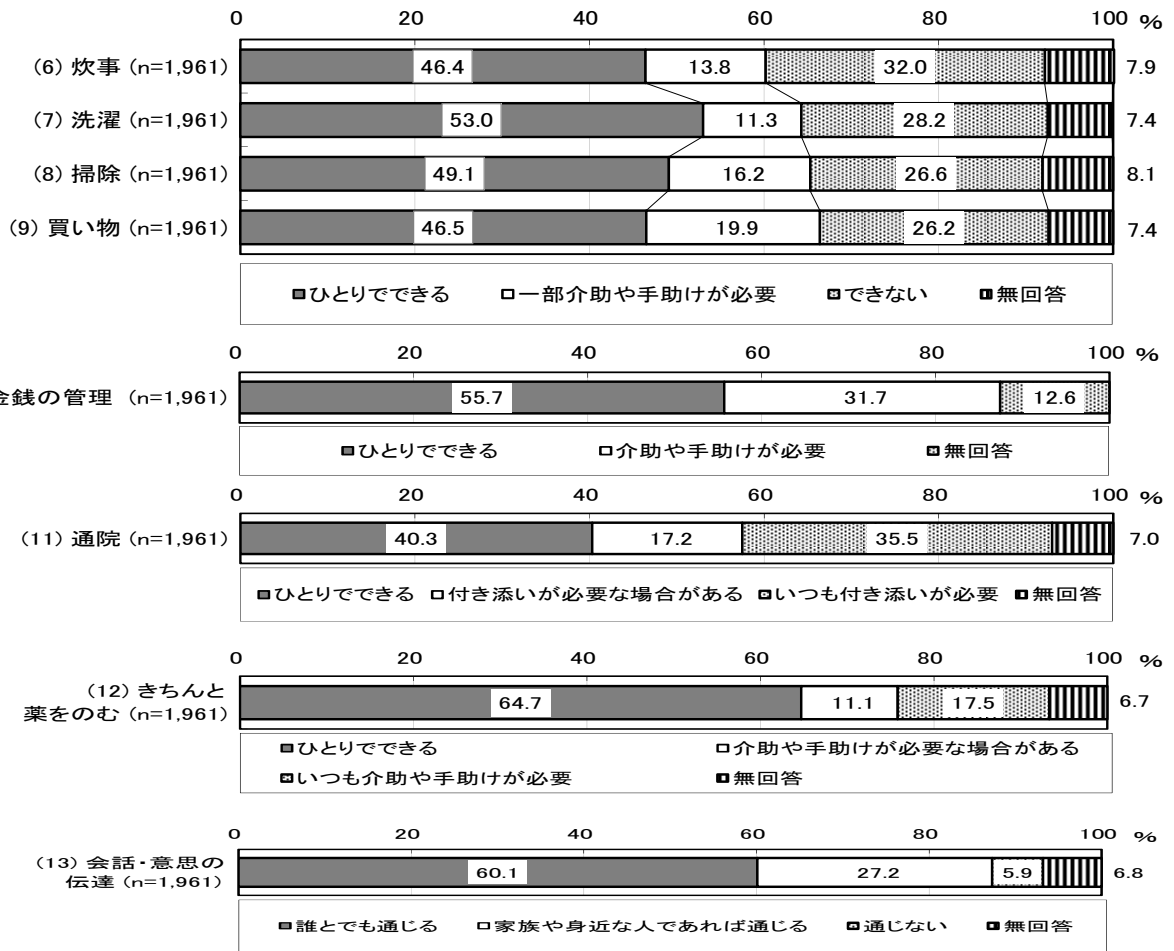
(6) 生活の状況についておたずねします。( (1) ~ (13) それぞれについて、〇は1つ)

- 生活の状況について、食事、排泄で「ひとりでできる」が最も多く 8 割近く、次いで屋内の移動、着替えが 7 割強となっています。  
※ (13) 会話・意思の伝達は、平成 28 年度調査において新規に追加された項目。

平成 28 年度調査の結果



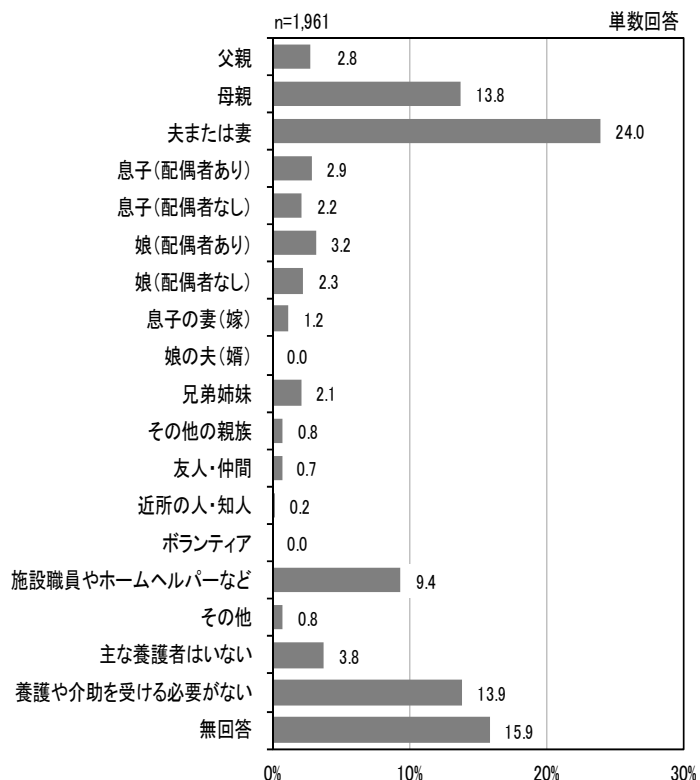
※次頁続き



(11) あなたの主な養護者（介助者）は、どなたですか。（○は1つ）

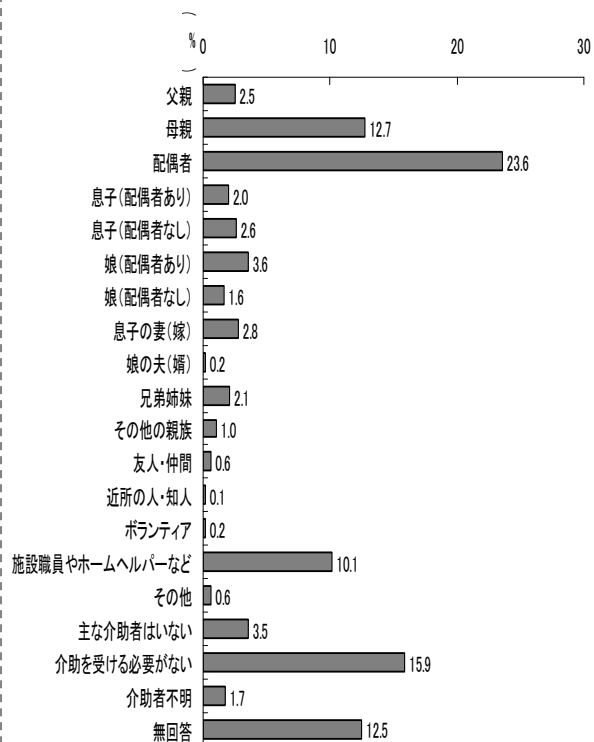
- 主な養護者（介助者）は、平成 28 年度調査では、「夫または妻（配偶者）」が最も多く、次いで「養護や介助を受ける必要がない」「母親」の順で多くなっており、「施設職員やホームヘルパーなど」は約 1 割となっています。

平成 28 年度の調査の結果



平成 18 年調査の結果

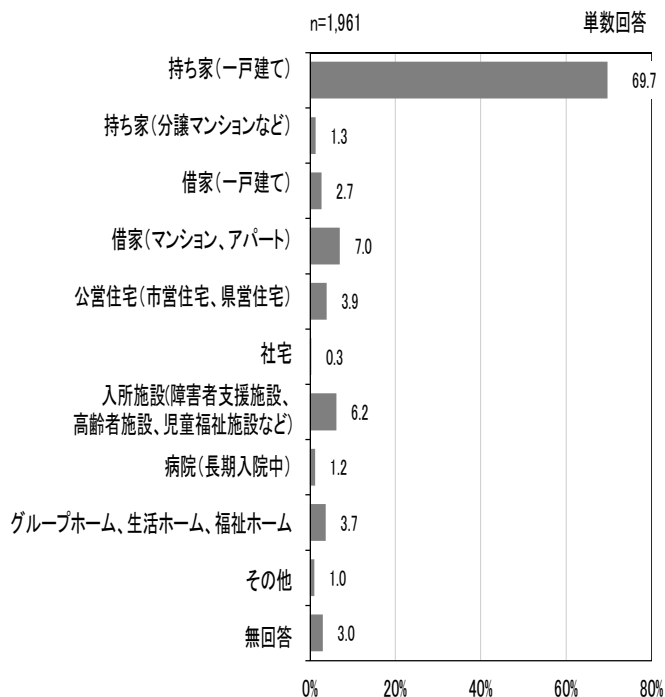
(n=1,478)



(12) 今、どこで生活していますか。(〇は1つ)

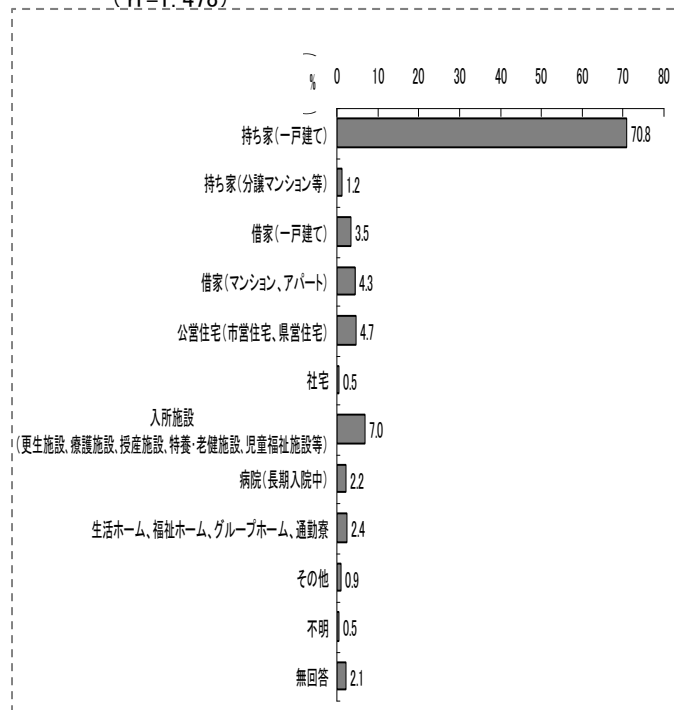
- 今、どこで生活しているかについては、平成 18 年度調査と同様に、「持ち家（一戸建て）」が最も多くなっています。

平成 28 年度調査の結果



平成 18 年調査の結果

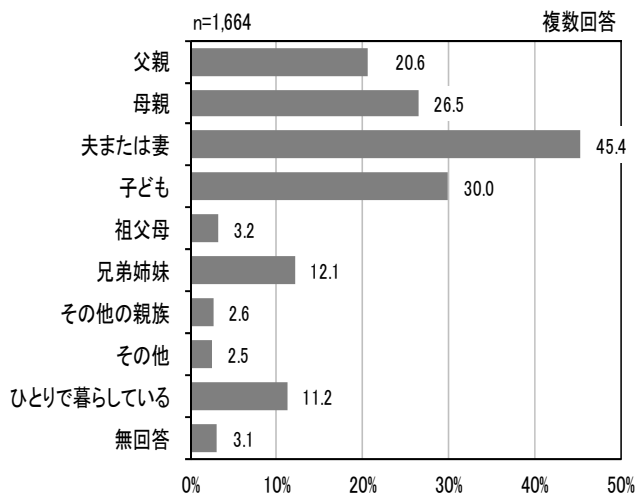
(n=1,478)



(13) 今、誰といっしょに暮らしていますか。(〇はいくつでも)

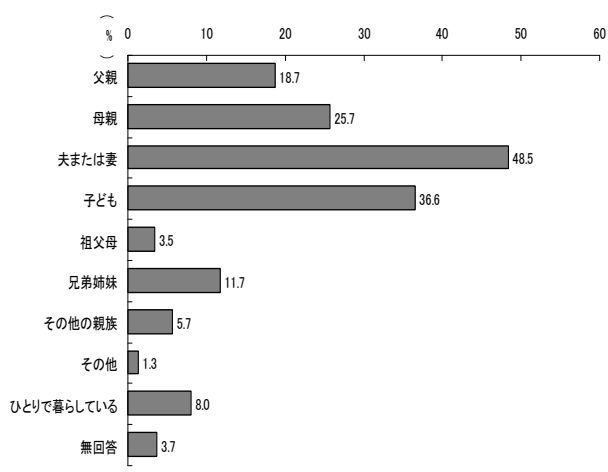
- 今、誰といっしょに暮らしているかについては、平成 28 年度調査で「ひとり暮らし」が約 1 割となっています。

平成 28 年度調査の結果



平成 18 年調査の結果

(n=1,263)

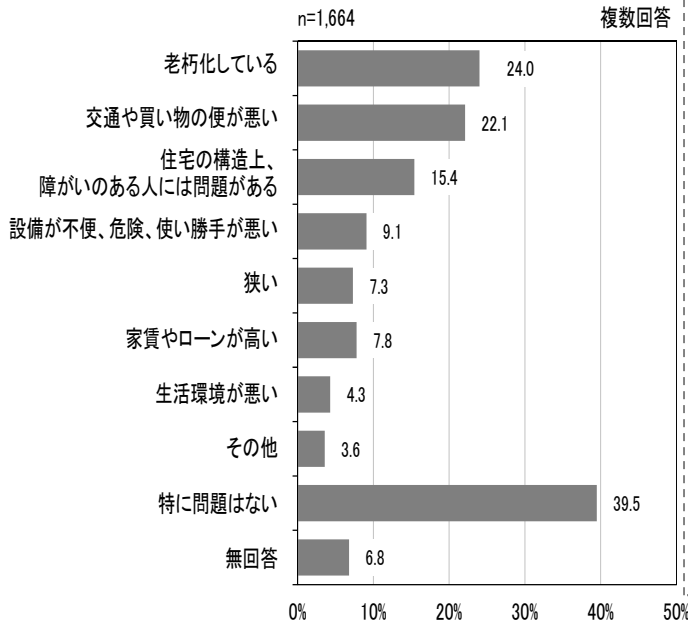




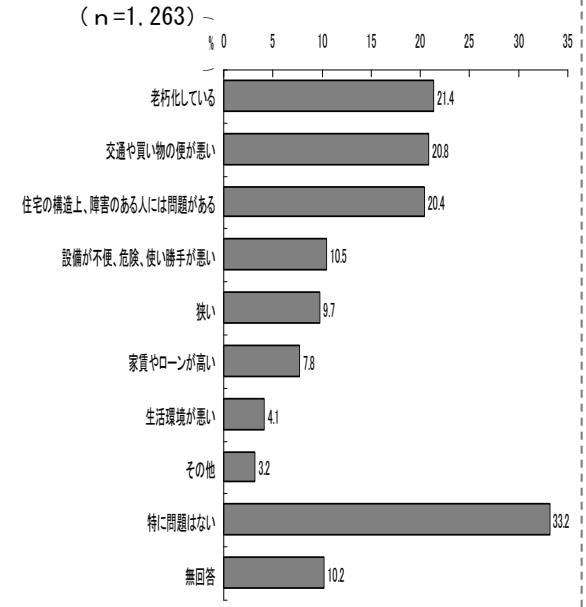
(14) 現在お住いの住宅で、困っていることは何ですか。(〇はいくつでも)

- 現在お住まいの住宅で、困っていることについては、平成 18 年度調査と同様に、「特に問題はない」が最も多く、次いで「老朽化している」「交通や買い物の便が悪い」が多い回答になっています。

平成 28 年度調査の結果



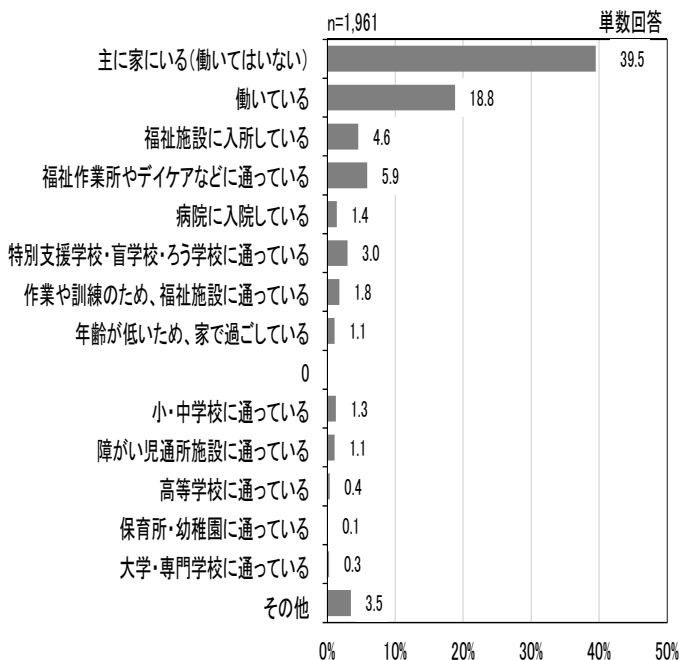
平成 18 年調査の結果



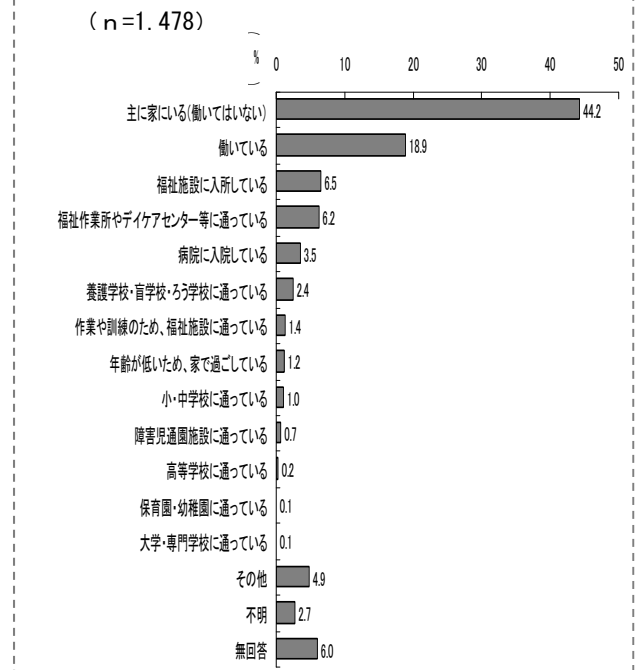
(15) 現在、日中の過ごし方として、最も当てはまるものはどれですか。(〇は1つ)

- 現在の日中の過ごし方については、平成 18 年度調査と同様に、「主に家にいる（働いてはいない）」が最も多く、次いで「働いている」が約 2 割となっています。

平成 28 年度調査の結果



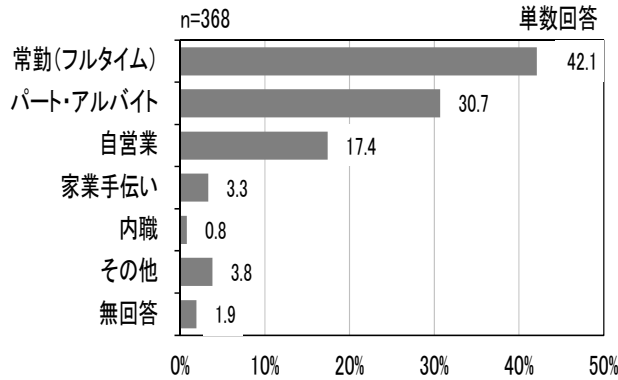
平成 18 年調査の結果



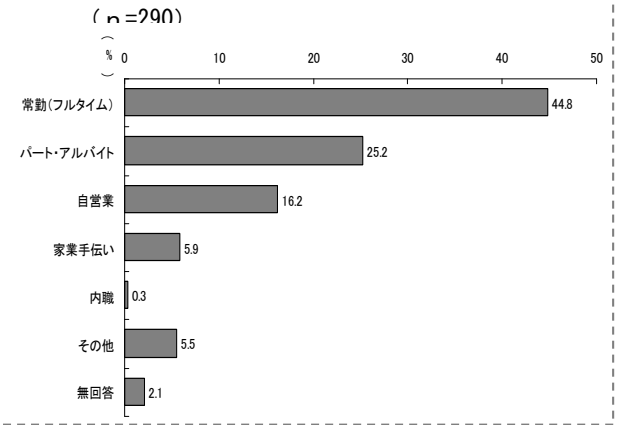
(16) どのような形態で働いていますか。(〇は1つ)

- 現在の就労形態については、「常勤（フルタイム）」が約 4 割、次いで「パート・アルバイト」が約 3 割となっています。

平成 28 年度調査の結果



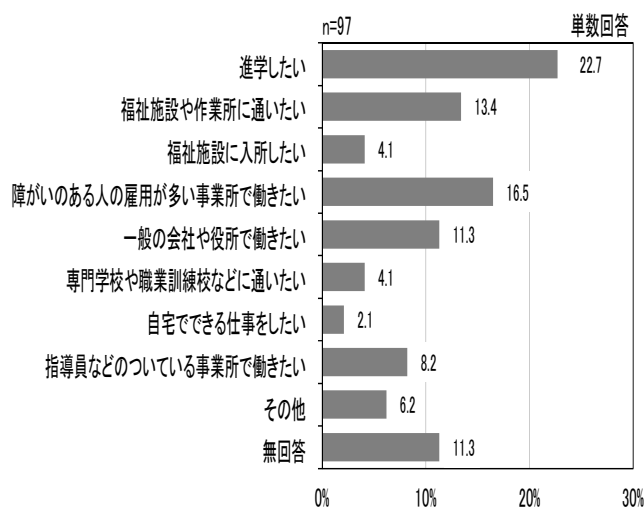
平成 18 年調査の結果



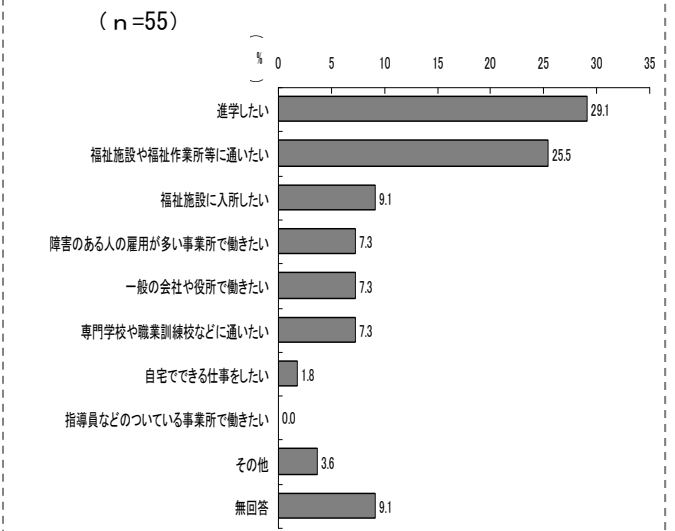
(17) 今後の進路について、どのようにお考えですか。(〇は1つ)

- 今後の進路について、平成 18 年度調査と同様に、「進学したい」が最も多い。次いで、平成 18 年度調査では、「福祉施設や福祉作業所等に働きたい」「福祉施設に入所したい」の順だったが、平成 28 年度調査では、「障がいのある人の雇用が多い事業所で働きたい」「福祉施設や作業所に働きたい」が 2・3 番目に多くなっており、就労に対する意向がより高まっていることがうかがえます。

平成 28 年度調査の結果



平成 18 年調査の結果



(18) 外出するときに、困ることは何ですか。(〇はいくつでも)

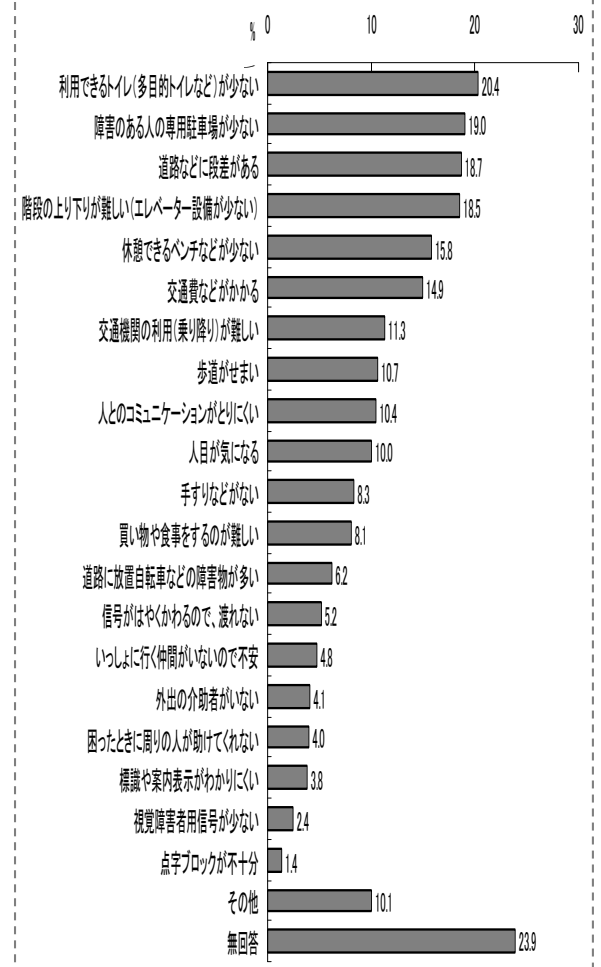
- 外出するときに困ることについては、平成 28 年度調査では、「休憩できるベンチなどが少ない」が最も多く、次いで「道路などに段差がある」「障がいのある人の専用駐車場が少ない」が多い回答となっています。

平成 28 年度調査の結果



平成 18 年調査の結果

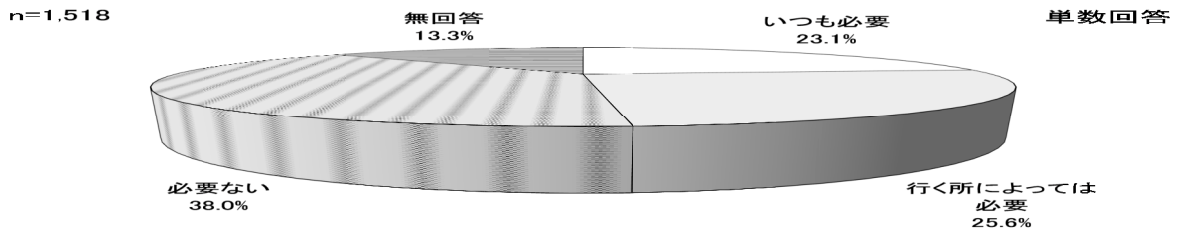
(n=1,361)



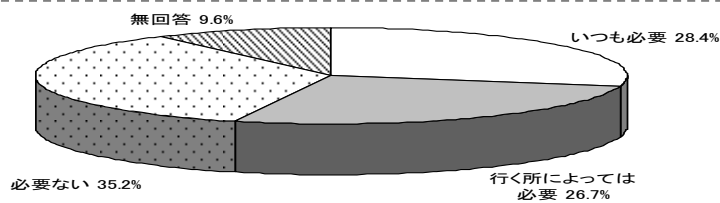
(19) 外出するとき、介助者は必要ですか。(○は1つ)

- 外出するとき、介助者は必要かについては、平成 28 年度調査では、「行く所によっては必要」「いつも必要」が合わせて約 5 割となっています。

平成 28 年度調査の結果



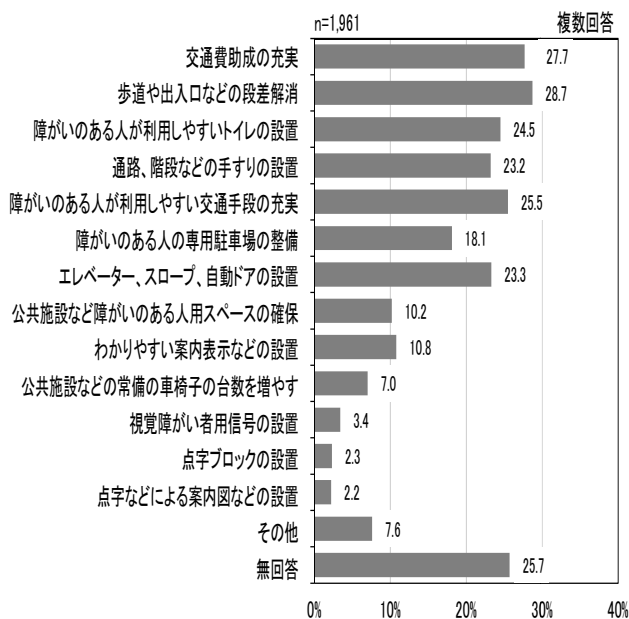
平成 18 年調査の結果  
(n=1,361)



(20) 外出をしやすいするために必要なことは、どのようなことだと思いますか。(○はいくつでも)

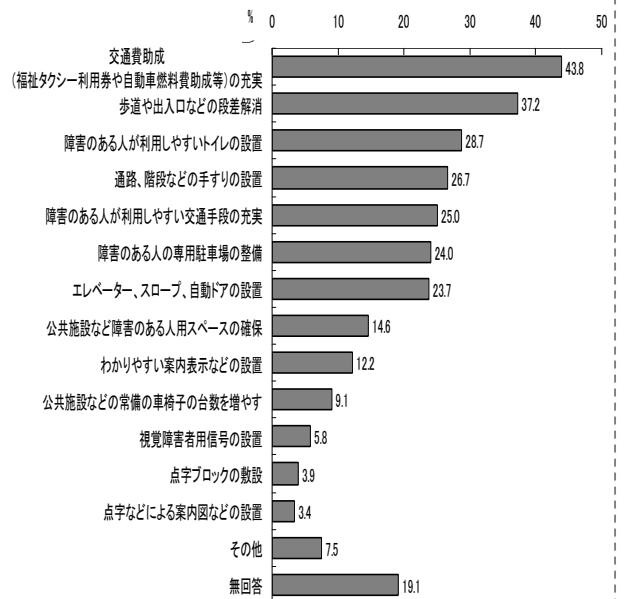
- 外出をしやすいするために必要なことについては、平成 28 年度調査では、「歩道や出入口などの段差解消」が最も多く、次いで「交通費助成の充実」「障がいのある人が利用しやすい交通手段の充実」となっています。

平成 28 年度調査の結果



平成 18 年調査の結果

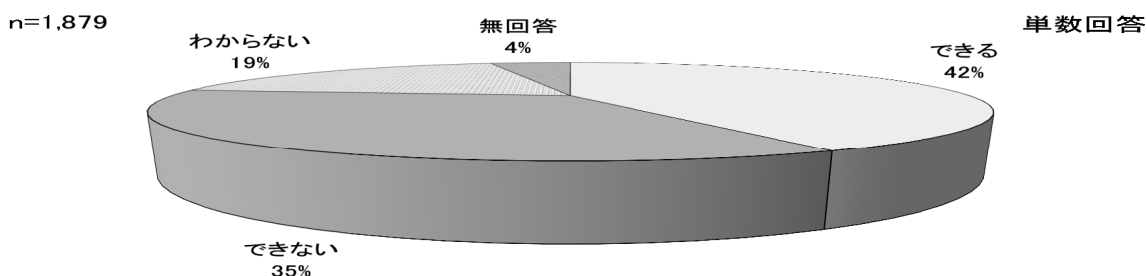
(n=1,478)



(20) 火事や地震などの災害時に、ひとりで避難できますか。(〇は1つ)

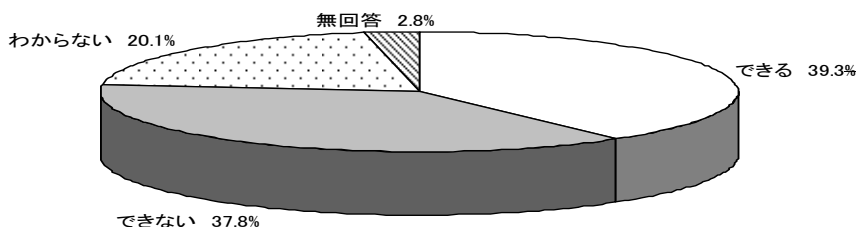
- 火事や地震などの災害時にひとりで避難できるかについては、平成 18 年度調査と同様に、「できる」が最も多い。しかし、平成 28 年度調査でも、「できない」が約 4 割を占めています。

平成 28 年度調査の結果



平成 18 年調査の結果

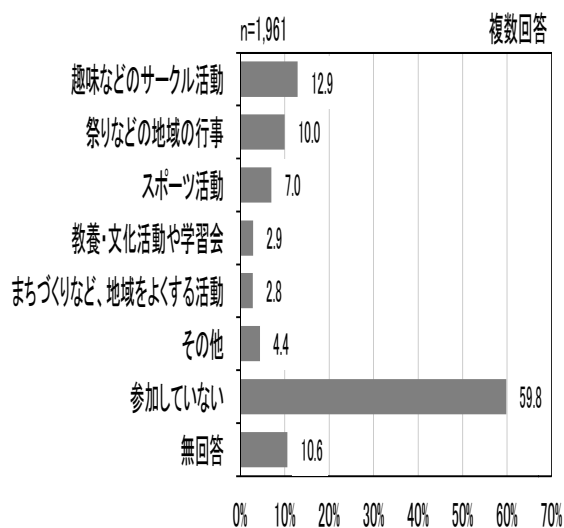
(n=1,478)



(21) 次のような友人や仲間とともに行うものに参加していますか。(〇はいくつでも)

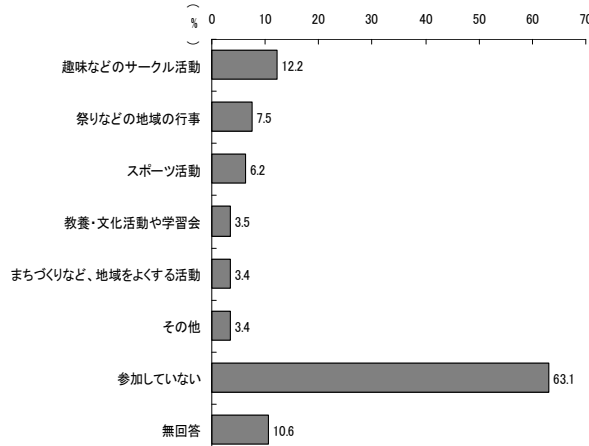
- 次のような友人や仲間とともに行うものに参加しているかについては、平成 18 年度調査と同様に、「参加していない」が最も多く、次いで「趣味などのサークル活動」が 1 割強、「祭りなどの地域の行事」が約 1 割となっています。

平成 28 年度調査の結果



平成 18 年調査の結果

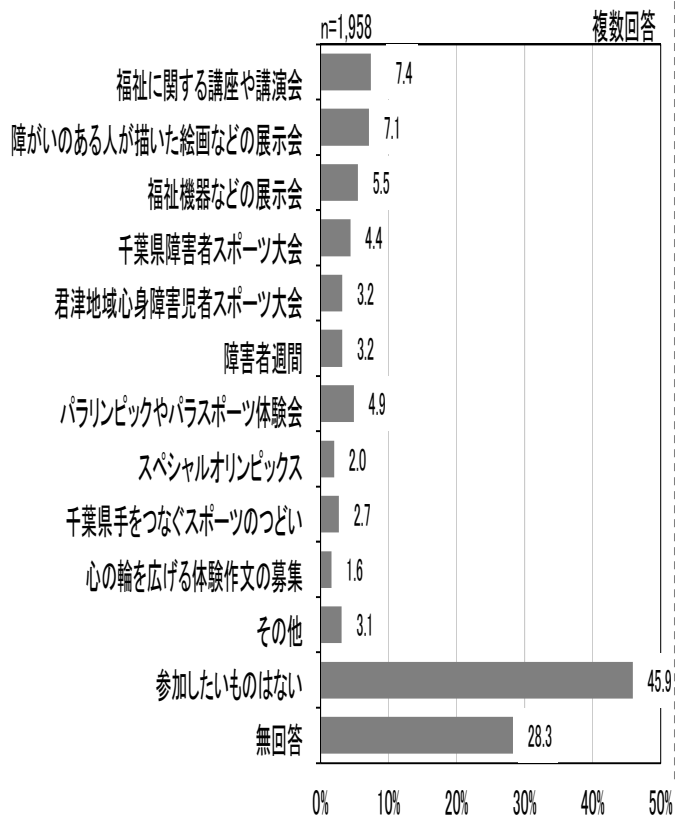
(n=1,478)



(22) 障がいのある人に関する次の行事や催しのうち、今後、機会があれば、見に行ったり、参加したりしたいと思うものはどれですか。(〇はいくつでも)

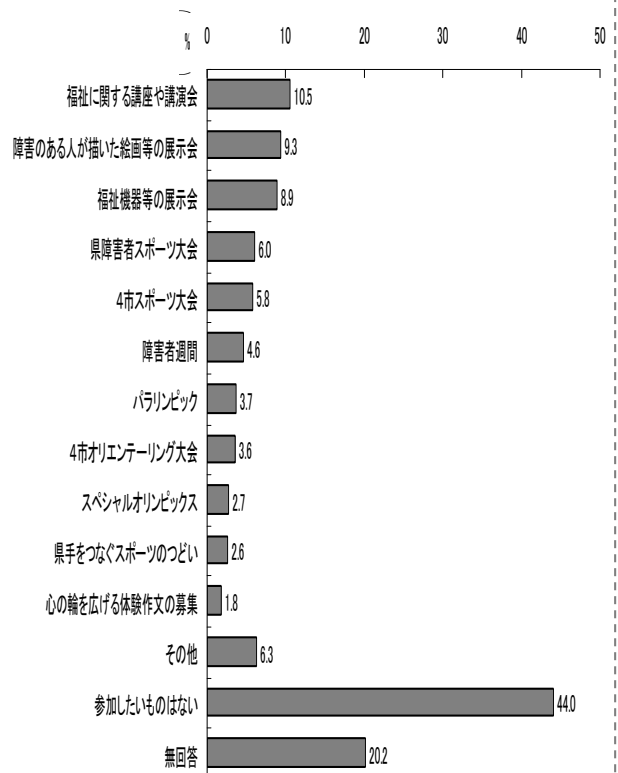
- 今後機会があれば、見に行ったり、参加したりしたいと思うものについては、平成 18 年度調査と同様に、「参加したいものはない」が最も多く、次いで「福祉に関する講座や講演会」「障がいのある人が描いた絵画などの展示会」となっています。

### 平成 28 年度調査の結果



### 平成 18 年調査の結果

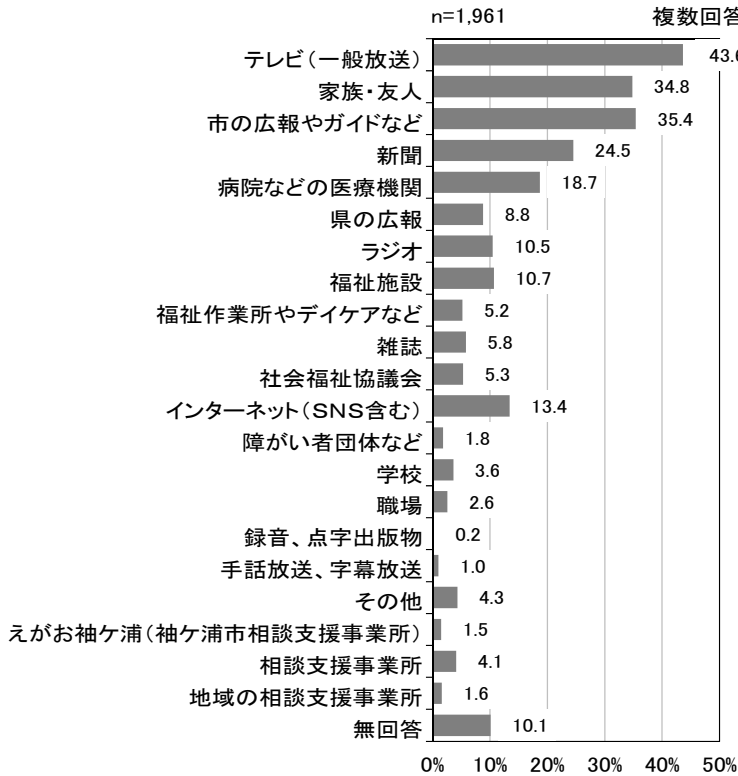
(n=1,478)



(23) 日頃、福祉に関する情報について、どこから情報を得ていますか。(〇はいくつでも)

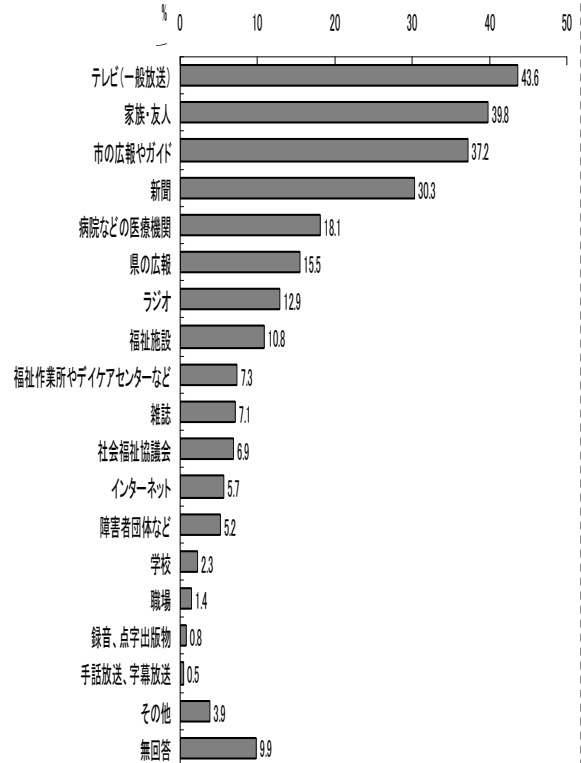
- 日頃、福祉に関する情報について、どこから情報を得ているかについては、平成 18 年度調査と同様に、「テレビ（一般放送）」が最も多く、次いで「市の広報やガイドなど」「家族・友人」が多い回答になっています。

平成 28 年度調査の結果



平成 18 年調査の結果

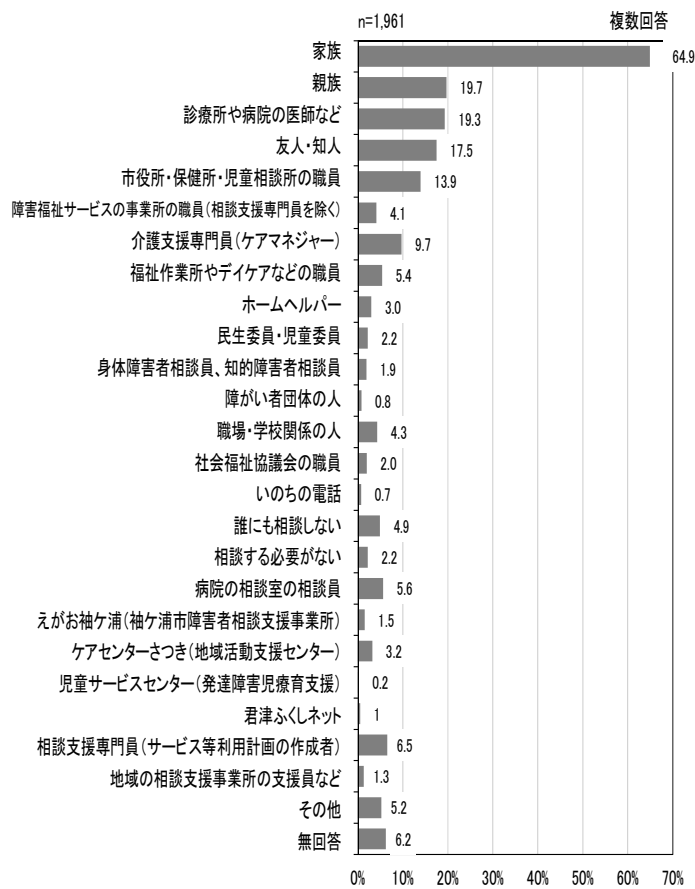
(n=1,478)



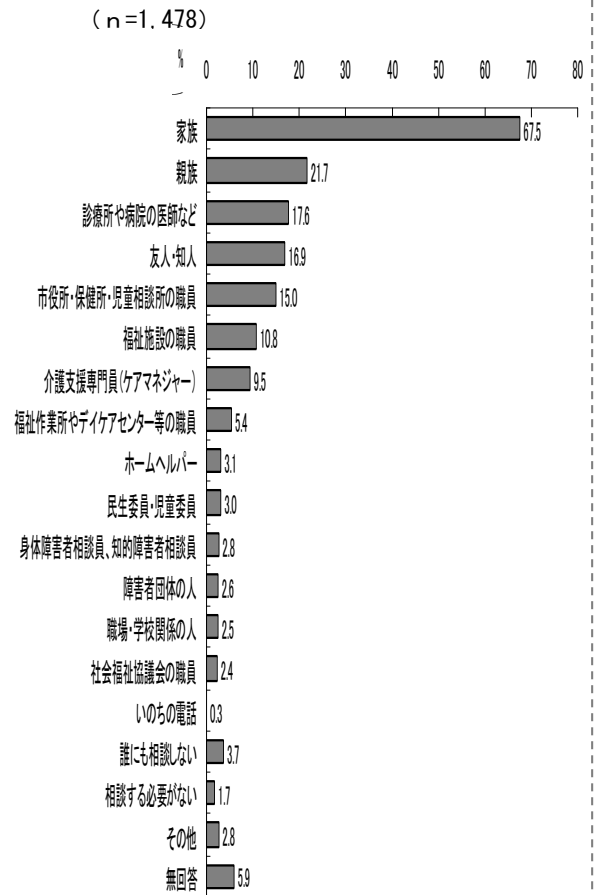
(24) 悩み事があるときや困ったとき、誰に相談していますか。(〇はいくつでも)

- 悩み事があるときや困ったとき、誰に相談しているかについては、平成 18 年度調査と同様に、「家族」が最も多く、次いで「親族」「診療所や病院の医師など」が多い回答になっています。

平成 28 年度調査の結果



平成 18 年調査の結果

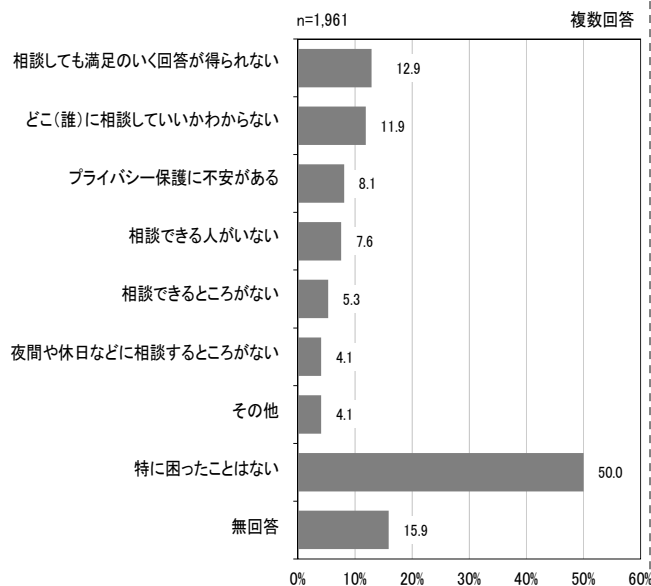




(25) 日常生活上などの相談について困ることがありますか。(〇はいくつでも)

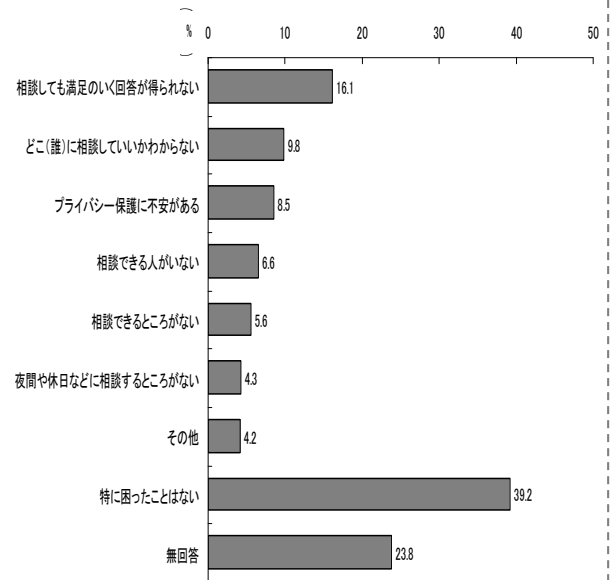
- 日常生活上などの相談について困ることがあるかについては、平成 18 年度調査と同様に、「特に困ったことはない」が最も多く、次いで「相談しても満足いく回答が得られない」「どこ(誰)に相談していいかわからない」がともに約 1 割となっています。

平成 28 年度調査の結果



平成 18 年調査の結果

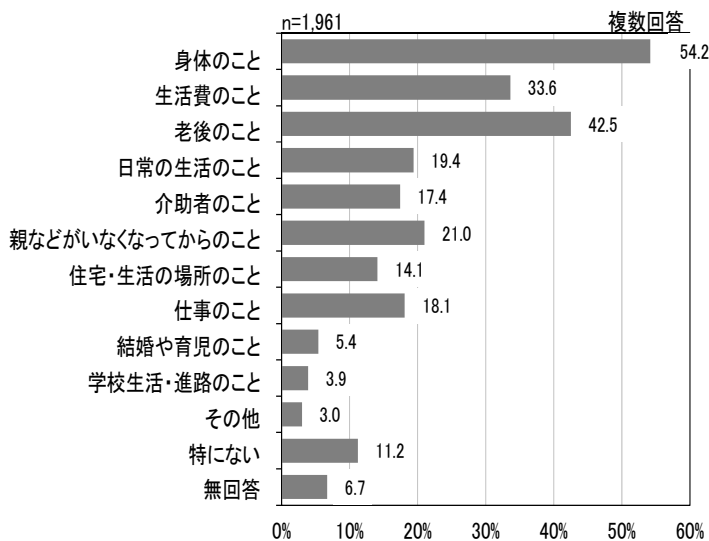
(n=1,478)



(26) これからのことについて、不安を感じていることがありますか。(〇はいくつでも)

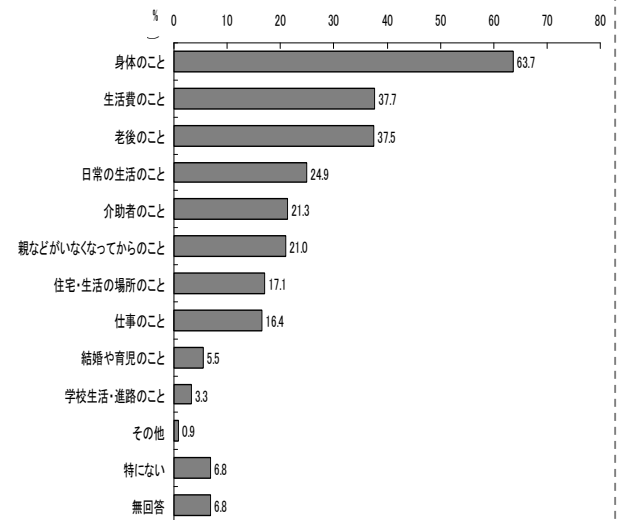
- これからのことについて、不安を感じていることがあるかについては、平成 18 年度調査と同様に、「身体のこと」が最も多く 5 割以上、次いで「老後のこと」4 割以上、「生活費のこと」が第 3 位で 3 割以上、という順になっています。

平成 28 年度調査の結果



平成 18 年調査の結果

(n=1,478)



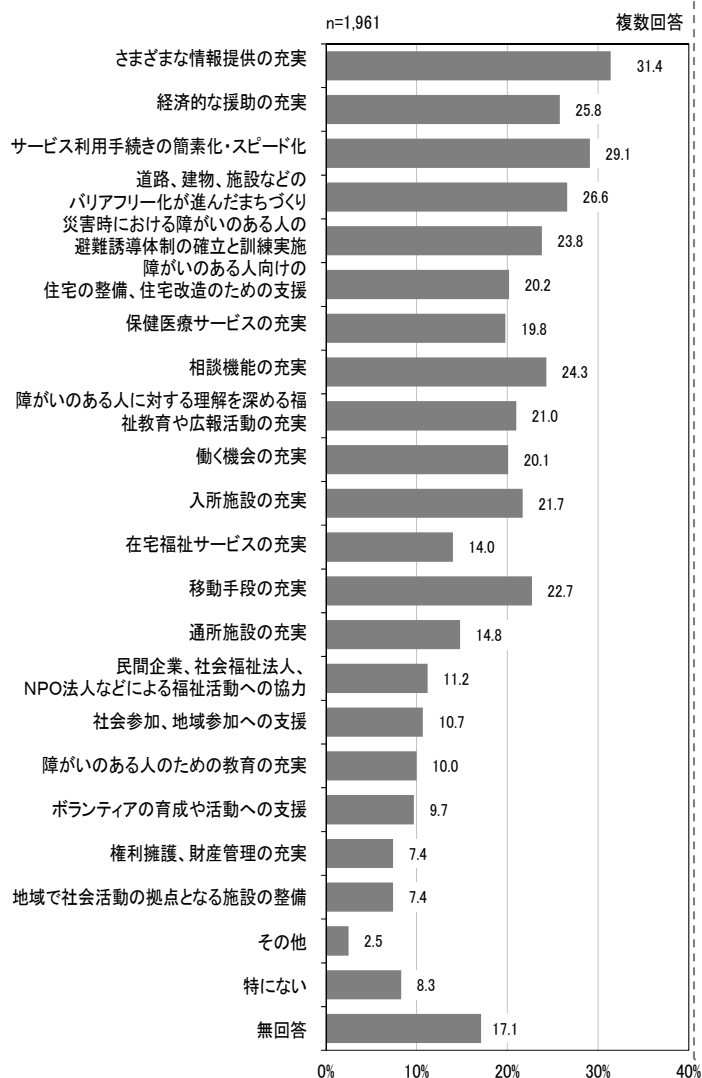
(27) 障がいのある人に対する施策として、今後、市に特に充実してほしいと思うことは何ですか。(〇はいくつでも)

- 平成 28 年度調査では、平成 18 年度調査と同様に、「さまざまな情報提供の充実」が最も多く 3 割以上となっています。

「サービス利用手続きの簡素化・スピード化」を望む割合は第 2 位で 3 割近くとなっています。「道路、施設、建物などのバリアフリー化が進んだまちづくり」を望む割合は 2 割を超え、第 3 位となっています。

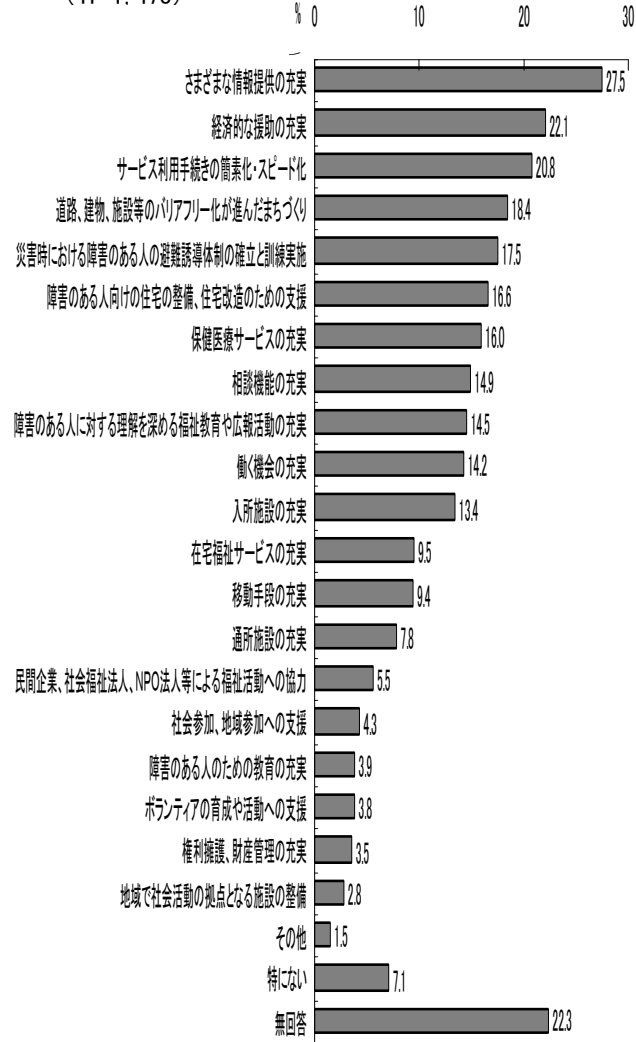
「障がいのある人に対する理解を深める福祉教育や広報活動の充実」を望む割合は 2 割を超え、また「経済的な援助の充実」を望む割合は 2 割以上となっています。

平成 28 年度調査の結果



平成 18 年調査の結果

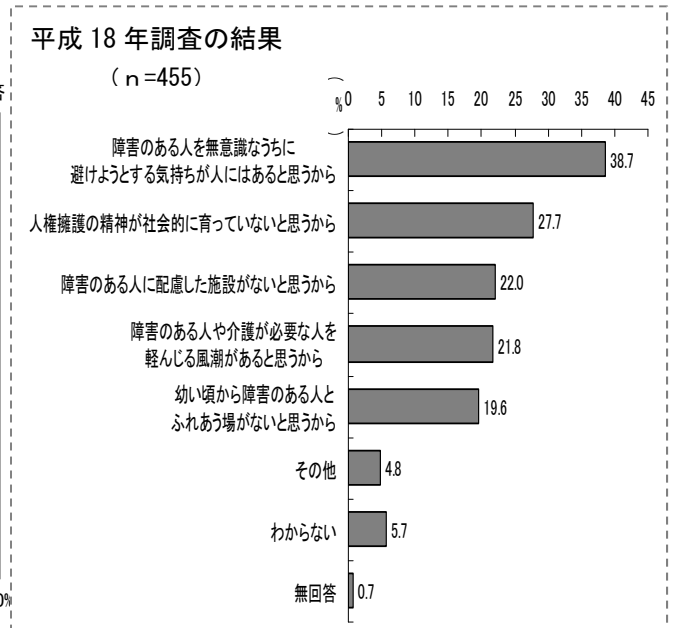
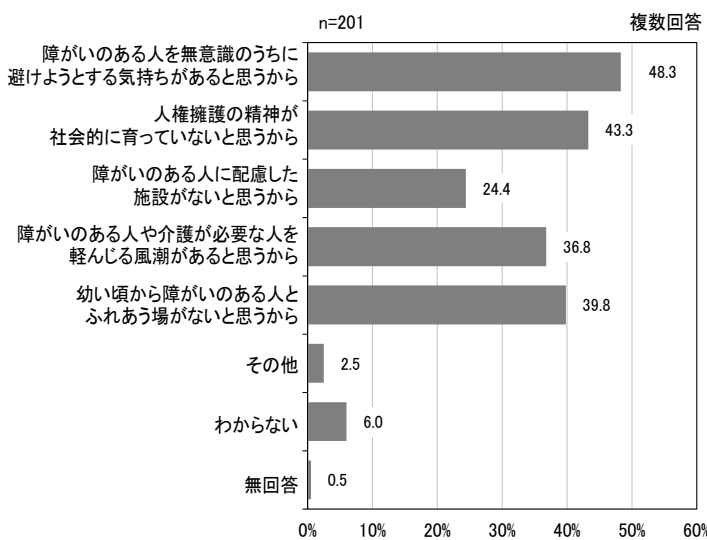
(n=1,478)



## ★袖ヶ浦市障がいに関する意識調査（一般市民向け）より

(1) 今の地域社会が障がいのある人にとって暮らしやすい理由は、どのようなことであると思いますか。（〇はいくつでも）

- 今の地域社会が障がいのある人にとって暮らしやすい理由については、平成 18 年度調査と同様に、「障がいのある人を無意識のうちに避けようとする気持ちがあると思うから」が最も多くなっています。平成 28 年度調査で、「人権擁護の精神が社会的に育っていないと思うから」「若い頃から障がいのある人とふれあう場がないと思うから」の順で多くなっています。



## 2 障害者福祉基本計画（第2期）における施策・事業評価一覧【詳細】

袖ヶ浦市障害者福祉基本計画（第2期）					担当課等
施策・事業内容（Plan：計画）					
	H29現在	評価	詳細		
<b>1. 情報、相談、権利擁護</b>					
(1) 情報提供・コミュニケーション支援	1 SPコードの利用促進	一部実施	B		障がい者支援課
	2 コミュニケーション支援（地域生活支援事業）	継続	A		障がい者支援課
	3 声の広報、インターネットによる市政情報提供	継続	A		秘書広報課
(2) 相談支援	1 相談支援（サービス利用計画作成）	継続	A		障がい者支援課
	2 障害者相談支援事業（地域生活支援事業）	継続	A		障がい者支援課
	3 居宅介護支援、介護予防支援（介護給付、予防給付）	制度改正により、事業の枠組みを変更し継続	A		高齢者支援課 介護保険課
	4 介護予防ケアマネジメント事業（地域支援事業）	制度改正により、対象者を拡大し継続	A		高齢者支援課
	5 総合相談・支援事業（地域支援事業）	継続	A		高齢者支援課
	6 身体障害者相談員	継続	A		障がい者支援課
	7 知的障害者相談員	継続	A		障がい者支援課
	8 幼児相談	実施	A		健康推進課 学校教育課
	9 教育相談	7小学校各1名、5中学校各1名配置	A		学校教育課
	10 うぐいす教育相談	継続	A		総合教育センター
	11 電話相談・来所相談	継続	A		総合教育センター
	12 君津ふくしネット	継続	A		君津健康福祉センター
	13 療育相談	継続	A		君津健康福祉センター
	14 精神保健福祉相談・訪問指導	継続	A		君津健康福祉センター
(3) 権利擁護・成年後見制度	1 成年後見制度利用支援事業（地域生活支援事業）	継続	A		障がい者支援課
	2 高齢者虐待防止事業・権利擁護事業（地域支援事業）	継続	A		高齢者支援課
	3 地域福祉権利擁護事業（福祉サービス利用援助事業）	継続	A		千葉県社会福祉協議会 （袖ヶ浦市社会福祉協議会）
	4 県条例に基づく権利擁護のための相談体制の確立	継続	A		君津健康福祉センター
(4) 障害理解、交流	1 福祉教育	継続	A		学校教育課
	2 教職員研修の充実	継続	A		総合教育センター
	3 心身障がい児（者）の集い	継続	A		袖ヶ浦市社会福祉協議会
	4 心身障害児（者）の親子レクリエーション	廃止	C	参加者の減少により、22年度をもって事業廃止	袖ヶ浦市社会福祉協議会
	5 手話講習会の実施	廃止	C	22年度をもって事業廃止、現在は地域生活支援事業の手話奉仕員養成講座を君津4市で開催	袖ヶ浦市社会福祉協議会
	6 音訳入門講座の実施	継続	A		袖ヶ浦市社会福祉協議会
	7 ボランティア講座の実施	継続	A		袖ヶ浦市社会福祉協議会
<b>2. 手帳</b>					
(1) 手帳	1 身体障害者手帳	継続	A		障がい者支援課
	2 療育手帳	継続	A		障がい者支援課
	3 精神障害者保健福祉手帳	継続	A		障がい者支援課
	4 身体障害者手帳等交付診断料助成	廃止	C	県が助成制度を廃止したことに伴い、近隣市においても事業を廃止したため、廃止。	障がい者支援課

3. 保健・医療					
(1) 健康づくり・予防	1 乳幼児健康診査	実施	A		健康推進課
	2 特定健康診査・特定保健指導	受診率52.3% (27年度)	A		保険年金課
	3 後期高齢者健康診査	受診率55.76% (27年度)	A		保険年金課
	4 がん検診	実施	A		健康推進課
	5 健康づくり支援センター運営事業	実施	A		健康づくり支援センター
	6 健康づくり推進特別事業	実施	A		健康づくり支援センター
	7 特定高齢者把握事業	廃止	C	27年度まで実施。介護予防の対象者把握については、一般介護予防事業における「介護予防把握事業」として、相談対応等から対象者把握を実施	高齢者支援課
	8 通所型介護予防事業	廃止	C	28年度に一般介護予防事業として通所型を実施。29年度には介護予防・生活支援サービス事業における事業に移行	高齢者支援課
	9 訪問型介護予防事業	廃止	C	地域包括支援センターにて27年度まで実施	高齢者支援課
	10 自殺予防対策	実施	A		健康推進課
	11 エイズ予防事業	継続	A		君津健康福祉センター
(2) 医療サービス	1 自立支援医療(更生医療、育成医療)	継続	A		障がい者支援課
	2 自立支援医療(精神通院医療)	継続	A		障がい者支援課
	3 重度心身障害者医療費の助成	充実	A		障がい者支援課
	4 精神障害医療費の助成	継続	A		障がい者支援課
	5 高齢者の医療の確保に関する法律による医療の特例適用	高齢者の医療の確保に関する法律により管理	A		保険年金課
	6 特定疾患医療費の支給	継続	A		君津健康福祉センター
	7 小児慢性特定疾患医療費の支給	継続	A		君津健康福祉センター
	8 特定疾患見舞金の支給	継続	A		障がい者支援課
	9 在宅寝たきり老人等訪問歯科保健事業	廃止	C	27年度まで実施。介護保険制度の整備や訪問診療を行う歯科医師が増加してきたため廃止	健康推進課
	10 中核医療機関との連携	継続	A		障がい者支援課
4. 生活支援					
(1) 居住支援	1 共同生活援助(グループホーム)	継続	A		障がい者支援課
	2 共同生活介護(ケアホーム)	廃止	C	26年度から、法改正に伴い共同生活援助(グループホーム)に一元化	障がい者支援課
	3 生活ホーム	継続	A		障がい者支援課
	4 認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護(介護給付、予防給付)	継続	A		高齢者支援課 介護保険課
	5 特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護(介護給付、予防給付)	継続	A		高齢者支援課 介護保険課
	6 地域密着型特定施設入居者生活介護(介護給付)	継続	C	市内に当該施設が無く、今後も整備の予定は無い	高齢者支援課 介護保険課
	7 住宅改善費の助成(地域生活支援事業)	継続	A		障がい者支援課
	8 住宅改修、介護予防住宅改修(介護給付、予防給付)	継続	A		高齢者支援課 介護保険課

	9 高齢者等住宅整備資金貸付事業	継続	C	目標を下回った (申請者がなかったため)	高齢者支援課
	10 重度障害者(児)居室等増改築・改造資金貸付	廃止	C	県社協の決定により、27年 度から新規受付廃止	袖ヶ浦市社会福祉協議会
	11 公営住宅整備再生事業	継続	A		建築住宅課
	12 袖ヶ浦市木造住宅耐震化促進事業	継続	A		建築住宅課
(2) 居宅でのサービス(リハビリテーションを含む)	1 居宅介護	継続	A		障がい者支援課
	2 重度訪問介護	継続	A		障がい者支援課
	3 行動援護	継続	A		障がい者支援課
	4 重度障害者等包括支援	継続	A		障がい者支援課
	5 訪問介護、介護予防訪問介護 (介護給付、予防給付)	継続	A		高齢者支援課 介護保険課
	6 夜間対応型訪問介護(介護給付)	廃止	C	「定期巡回・随時対応型訪問 介護看護」に移行	介護保険課
	7 ホームヘルパーの派遣	継続	A		障がい者支援課
	8 訪問入浴サービス(移動入浴車の派遣) (地域生活支援事業)	継続	A		障がい者支援課
	9 訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護 (介護給付、予防給付)	継続	A		高齢者支援課 介護保険課
	10 訪問看護、介護予防訪問看護 (介護給付、予防給付)	継続	A		高齢者支援課 介護保険課
	11 訪問リハビリテーション、介護予防訪問リハビリ テーション(介護給付、予防給付)	継続	A		高齢者支援課 介護保険課
	12 居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導 (介護給付、予防給付)	継続	A		高齢者支援課 介護保険課
	13 理容師の派遣(重度身体障害者(児)) (地域生活支援事業)	継続	A		障がい者支援課
	14 理容師の派遣(在宅寝たきり高齢者等)	一部見直しの上、継続	C	目標を下回った。	高齢者支援課
	15 紙おむつの給付(重度身体障害者(児))	継続	A		障がい者支援課
	16 紙おむつの給付(在宅高齢者等)	継続	B	おおむね達成した	高齢者支援課
(3) 介護家族支援	1 家族介護慰労金支給事業	継続	B	必要とする方へ支給する準備 は整えたが申請がなかった。	高齢者支援課
	2 家族介護教室	廃止	C	18年度まで在宅介護支援 センターにて実施。その後 「おらが出張講座」を地域包 括支援センターにて実施。	高齢者支援課
	3 当事者団体への支援	継続	A		障がい者支援課
(4) 補装具・日常生活用具	1 補装具費の支給	継続	A		障がい者支援課
	2 日常生活用具給付等事業 (地域生活支援事業)	継続	A		障がい者支援課
	3 福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与 (介護給付、予防給付)	継続	A		高齢者支援課 介護保険課
	4 特定福祉用具販売、特定介護予防福祉用具販売 (介護給付、予防給付)	継続	A		高齢者支援課 介護保険課
	5 車いすの貸し出し	継続	A		袖ヶ浦市社会福祉協議会
(5) 施設を利用したサービス(リハビリテーションを含む)	1 施設入所支援	継続	A		障がい者支援課
	2 生活介護	継続	A		障がい者支援課
	3 自立訓練(機能訓練)	継続	A		障がい者支援課
	4 自立訓練(生活訓練)	継続	A		障がい者支援課
	5 療養介護	継続	A		障がい者支援課
	6 障害児通所支援(放課後等デイサービス)	継続	A		障がい者支援課
	7 地域活動支援センター事業 (地域生活支援事業)	継続	A		障がい者支援課
	8 日中一時支援事業(地域生活支援事業)	継続	A		障がい者支援課
	9 通所介護、介護予防通所介護 (介護給付、予防給付)	継続	A		高齢者支援課 介護保険課

	10 認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護(介護給付、予防給付)	継続	A		高齢者支援課 介護保険課
	11 通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション(介護給付、予防給付)	継続	A		高齢者支援課 介護保険課
	12 短期入所	継続	A		障がい者支援課
	13 短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護(介護給付、予防給付)	継続	A		高齢者支援課 介護保険課
	14 短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護(介護給付、予防給付)	継続	A		高齢者支援課 介護保険課
	15 短期宿泊事業(短期入所)	継続	A		障がい者支援課
	16 小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護(介護給付、予防給付)	継続	B	第6期介護保険事業計画において、1事業所新設のための公募を行ったが、応募事業者が無かった。	高齢者支援課 介護保険課
	17 介護老人福祉施設(介護給付)	継続	A		介護保険課
	18 介護老人保健施設(介護給付)	継続	A		介護保険課
	19 介護療養型医療施設(介護給付)	継続	A		介護保険課
	20 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(介護給付)	継続	A		介護保険課
新規事業	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	継続	A		介護保険課
	高齢者見守りネットワーク事業	継続	A		高齢者支援課
(6) 経済的支援	1 特別障害者手当(国)	継続	A		障がい者支援課
	2 重度心身障害者福祉手当(市)	継続	A		障がい者支援課
	3 特別児童扶養手当(国)	継続	A		障がい者支援課
	4 障害児福祉手当(国)	継続	A		障がい者支援課
	5 心身障害児福祉手当(市)	継続	A		障がい者支援課
	6 児童扶養手当(国)	継続	A		子育て支援課
	7 特定疾患特別介護手当	廃止	-	(外部機関のため評価無)	君津健康福祉センター
	8 障害基礎年金・障害厚生年金 ・障害共済年金・特別障害給付金	継続	A		保険年金課、日本年金機構・各共済組合
	10 心身障害者扶養年金(県)	継続	A		障がい者支援課
	11 所得税・住民税等の優遇措置	継続	A		課税課、木更津税務署、木更津県税事務所
	12 自動車税等の減免	継続	A		課税課、木更津県税事務所
	21 有料施設利用料の減免	継続	A		体育振興課 健康づくり支援センター
	22 特別支援教育就学奨励費の支給	継続	A		学校教育課
	23 更生訓練費給付事業 (地域生活支援事業)	廃止	C	22年度の法改正により利用者負担の軽減が図られたため、24年度に要綱廃止。	障がい者支援課
新規事業	住宅のバリアフリーリフォームによる 所得税・固定資産税の優遇措置	継続	A		課税課 木更津税務署
<b>5. 生活環境</b>					
(1) 移動支援	1 移動支援事業(地域生活支援事業)	継続	A		障がい者支援課
	2 社会参加促進事業(地域生活支援事業)	継続	A		障がい者支援課
	3 福祉タクシー等利用券の交付 (福祉タクシー・自動車燃料費助成券)	一部見直しの上継続	B	県内他自治体の実施が少なく、また助成金支出の適正化を図るため、自動車燃料費助成券のみ廃止	障がい者支援課
	4 高齢者外出支援事業	廃止	C	25年度袖ヶ浦自動車教習所のバス運行方法の変更に伴い廃止	高齢者支援課
	5 バス路線整備事業	継続	A		企画課
	6 通院等送迎(移送)サービス	継続	A		袖ヶ浦市社会福祉協議会
	7 福祉力一貸出	継続	A		袖ヶ浦市社会福祉協議会

(2)生活環境の整備	1 都市マスタープラン見直し	推進	A		都市整備課
	2 袖ヶ浦駅舎橋上化及び自由通路整備事業	完成	A		土木建設課
	3 長浦駅整備事業	完成	A		企画課 土木建設課
	4 特定交通安全施設等整備計画 (袖ヶ浦地区、長浦地区)	完了	A		土木建設課
	5 都市公園におけるバリアフリー化	整備推進	B		都市整備課
	6 路外駐車場におけるバリアフリー化	整備推進	B		都市整備課
	7 小中学校におけるバリアフリー化	整備推進	A		教育総務課
新規事業	庁舎整備事業	基本設計	A		管財契約課
(3)見守り	1 高齢者等生活支援用具給付貸付事業 (緊急通報システム)	一部見直しの上、継続 (平成29年4月1日時点278台)	B	おおむね達成した	高齢者支援課
	2 徘徊老人等SOSネットワーク事業	廃止	C	「高齢者見守りネットワーク事業」を開始したことにより廃止	高齢者支援課
(4)防災	1 家具転倒防止器具取付事業	継続	A		高齢者支援課
	2 震災火災対策自主防災組織整備事業	72自治会/11,238世帯	A		危機管理課
	3 災害時要援護者の避難支援	964人	A		危機管理課
<b>6. 保育・教育</b>					
(1)保育・教育	1 障害児保育の実施	保育所 9か所	A		保育課
	2 特別支援教育の推進	コーディネーターの 複数名の指名	A		学校教育課
	3 特別支援連携協議会、専門家チーム の設置及び巡回相談の実施	継続	A		学校教育課 障がい者支援課 子育て支援課 保育課
	4 通級指導による特別支援教育の充実	言語3校 学習障害等1校	A		学校教育課
	5 市特別支援教員雇用による特別支援教育の充実	7小学校(14名) 5中学校(5名)	B		学校教育課
	6 特別支援学校における教育の推進	継続	A		特別支援学校
	7 就学相談・進路相談の充実	継続	A		特別支援学校
(2)子育て支援	1 放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ事業)	7クラブ障害児 受入補助実施	A		子育て支援課
	2 ファミリー・サポート・センター事業	実施	A		子育て支援課
<b>7. 雇用・就業、社会参加</b>					
(1)就労支援	1 就労移行支援	継続	A		障がい者支援課
	2 就労継続支援(A型)	継続	A		障がい者支援課
	3 就労継続支援(B型)	継続	A		障がい者支援課
	4 施設入所者就職支度金給付事業 (地域生活支援事業)	未実施	-	障害者福祉基本計画第2期 後期で制度廃止	障がい者支援課
	5 知的障害者職親委託制度 (地域生活支援事業)	継続	A		障がい者支援課
	6 ジョブコーチの派遣推進	継続	A		木更津公共職業安定所
	7 障害者就労促進体制の整備	継続	A		障がい者支援課
	8 福祉作業所(第一うぐいす園、第二うぐいす園)	継続	A		障がい者支援課
	9 特定求職者雇用開発助成金	継続	A		木更津公共職業安定所
	10 袖ヶ浦市雇用促進奨励金	障がい者雇用0件	C		商工観光課
	11 市職員としての採用促進	継続	A		総務課
(2)生涯学習・スポーツ	1 障がい者に対応した社会体育施設の整備	整備推進	B		体育振興課
	2 君津地域心身障害者(児)スポーツ大会	継続	A		障がい者支援課



	3 君津地域心身障害者(児)オリエンテーリング大会	廃止	C	君津地域心身障害者(児)スポーツ大会に一元化し君津4市で共同開催	障がい者支援課
	4 千葉県障害者スポーツ大会	継続	A		障がい者支援課
	5 市民三学大学講座	講座開催5回(延べ2,270人) ※H28年度の結果	A		生涯学習課
	6 図書館サービスの充実	継続	A		中央図書館
<b>8. 基盤づくり</b>					
(1)地域づくり	1 地域自立支援協議会 (地域生活支援事業)	継続	A		障がい者支援課
	2 市町村相談支援機能強化事業 (地域生活支援事業)	継続	A		障がい者支援課
(2)拠点づくり	1 (仮称)総合福祉会館	中止	-	障害者福祉基本計画第2期 後期の段階で中止	地域福祉課
(3)サービスの質の確保	1 介護サービス情報の公表、福祉サービスの第三者評価	継続	A		地域福祉課 介護保険課 子育て支援課
(4)人材育成	1 保健福祉専門職の養成	継続	A		障がい者支援課
	2 ボランティアの養成	継続	A		障がい者支援課

### 3 障害者福祉基本計画（第2期）事業の取組状況と課題等

大柱	中柱	平成20年度～28年度の取組状況と評価	アンケート調査結果より	新たな課題等
1. 情報、相談、権利擁護	(1) 情報提供・コミュニケーション支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>「声の広報、インターネットによる市政情報提供」は、H27年度のホームページリニューアルに伴い、市ホームページにおけるウェブアクセシビリティへの対応を行っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>日頃、福祉に関する情報について、どこから情報を得ているかについては、平成18年度調査と同様に、「テレビ（一般放送）」が最も多く、次いで「市の広報やガイドなど」「家族・友人」が多い回答になっている。</li> <li>今後市に特に充実してほしいことについて、平成18年度調査と同様に、「さまざまな情報提供の充実」が最も多く3割以上となっている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>文書の点訳・音声コード化、声の広報・点字広報の発行、視覚障がい者・聴覚障がい者に配慮したホームページの運営など、多様な媒体を活用した情報提供の充実を図っていく必要がある。</li> <li>また行政情報の提供にあたり、情報通信技術（ICT）の進展を踏まえ、アクセシビリティのさらなる活用が求められている。</li> </ul>
	(2) 相談支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>「幼児相談」は、現在では全ての幼児健診において心理判定員による個別相談の機会を設け、必要に応じて療育対応が必要なケースについては専門機関につなげている。</li> <li>「教育相談」は、全校にスクールカウンセラーを配置し、障がいのある児童生徒の把握、保護者の悩みへの対応が可能となった。</li> <li>「うぐいす教育相談」は、発達障がいがある、またはその疑いのある児童生徒を対象に、学校職員、保護者、本人と専門医による相談を行っている。</li> <li>「電話相談・来所相談」では、就学にかかわる相談や、障がいがある児童生徒の支援に対する助言、保護者の悩みに対応する相談活動を行っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>悩み事があるときや困ったとき、誰に相談しているかについては、平成18年度調査と同様に、「家族」が最も多く、次いで「親族」「診療所や病院の医師など」が多い回答になっている。</li> <li>日常生活上などの相談について困ることがあるかについては、平成18年度調査と同様に、「特に困ったことはない」が最も多く、次いで「相談しても満足のいく回答が得られない」「どこ（誰）に相談していいかわからない」がともに約1割となっている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>障がいの重度化・重複化、高齢化、医療的ケアの必要性に対応する居住の支援やサービス提供体制のあり方や支援体制の充実が近年における障がい者福祉の大きな課題となっており、これらに対応できるよう相談支援の充実を図っていく必要がある。</li> </ul>
	(3) 権利擁護・成年後見制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>「地域福祉権利擁護事業（福祉サービス利用援助事業）」は、平成26年度から千葉県社会福祉協議会からの業務委託を受けて袖ケ浦市社会福祉協議会が行っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>成年後見制度については、「まったく知らなかった」が約4割、「知っていた。しかし目的や内容は知らなかった」が2割以上となっている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>成年後見利用促進法の施行に伴い、制度の普及啓発や利用支援に取り組むとともに、取組を進展させていく必要がある。</li> </ul>

	<p>(4)障害理解・交流</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「教職員研修の充実」では、「LD・ADHD 児等指導研修会」を「特別支援教育研修会」として実施している。</li> <li>・「心身障害児（者）のクリスマス会」は、現在は「心身障がい者（児）の集い」という名称で、障がいのある人たちの交流を目的に例年12月頃に開催している。</li> <li>■「心身障害児（者）の親子レクリエーション」は平成22年度をもって事業廃止。（当事者団体等が主催するものが増え、参加者が減少したため）</li> <li>■「手話講習会」は、4市合同開催の手話奉仕員養成講座開設に伴い事業廃止。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後市に特に充実してほしいことについて、平成28年度調査で、「障がいのある人に対する理解を深める福祉教育や広報活動の充実」を望む割合は2割を超えている。</li> <li>・一般対象調査で、今の地域社会が障がいのある人にとって暮らしやすくない理由については、平成18年度調査と同様に、「障がいのある人を無意識のうちに避けようとする気持ちがあると思うから」が最も多い。また、平成28年度調査では、「人権擁護の精神が社会的に育っていないと思うから」「幼い頃から障がいのある人とふれあう場がないと思うから」の順で多くなっている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者差別解消法の更なる周知や、庁内及び市民・事業者などへの合理的配慮・事前的環境整備の一層の周知・啓発を図る必要がある。</li> <li>・外見からはわかりづらい発達障がいや難病、高次脳機能障がい等について、市民の理解の促進を図っていく必要がある。</li> </ul>
<p>2.手帳</p>	<p>(1)手帳</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■「身体障害者手帳等交付診断料助成」は、県の助成制度廃止に伴い、近隣市の実施状況等調査、検討の結果、平成25年4月に廃止した。</li> </ul>	<p>—</p>	
<p>3.保健・医療</p>	<p>(1)健康づくり・予防</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「健康づくり支援センター運営事業」は、幼児から高齢者まで、幅広い年齢層の方に利用されている。障がい者向けの教室等については、更なる充実を図れるよう検討していく。</li> <li>・自殺予防対策について、ホームページに「こころの健康について」の掲載、「いのちの電話カード」を商工会や市役所、市内コンビニエンスストア等で配布・掲示し相談窓口の周知を実施した。平成30年度を目途に市町村で自殺対策計画を策定する必要があるため、庁内で自殺対策計画会議を開催し、関係部署の連携及び自殺データの共有等を実施した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後の生活上の不安については、平成18年度調査と同様に、「身体のこと」が最も多く5割以上、次いで「老後のこと」が4割以上という順になっている。</li> <li>・平成28年度調査に回答した障がいのある人の年齢は、「75歳以上」が最も多く、次いで「65～74歳」となっており、65歳以上が約5割を占めている。</li> <li>・生活の状況について、食事、排泄で「ひとりでする」が最も多く8割近く、次いで屋内の移動、着替えが7割強となっている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活習慣病や各種疾病の重症化予防や早期発見のため、健診・検診の周知の充実等により受診率向上を図っていく必要がある。</li> <li>・介護の予防をより推進する必要がある。</li> </ul>

	<p>(2)医療サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「重度心身障害者医療費の助成」は、平成 27 年8月から、現物給付化。また所得制限、所得に応じた一部負担金、年齢制限の要件化を実施した。</li> <li>・「精神障害医療費の助成」は、平成 27 年8月から、所得制限、一部の給付に対する自立支援医療（精神通院医療）の利用の要件化を実施した。</li> <li>・「特定疾患見舞金の支給」は、平成 27 年及び 29 年に支給対象疾患を拡大した。平成 26 年から支給額の減額を実施した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療について困っていること、困ったことがあるかについては、平成 18 年度調査と同様に、「特に困っていること、困ったことはない」が最も多く、次いで「待ち時間が長い」「お金がかかる」が多い回答になっている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がいのある人（児）の医療的ケアへの対応や、切れ目のない支援、保健・医療・福祉・教育の各分野の連携を進めていく必要がある。</li> </ul>
4. 生活支援	<p>(1)居住支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「生活ホーム」は利用者無しの状況にある。</li> <li>■「重度障害者（児）居室等増改築・改造資金貸付」は、千葉県社協の決定により平成 27 年度から廃止となった。</li> <li>・「公営住宅整備再生事業」は、飯富、上蔵波団地の浴室の段差解消およびトイレの洋式化工事を行った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今、どこで生活しているかについては、平成 18 年度調査と同様に、「持ち家（一戸建て）」が最も多くなっている。</li> <li>・現在お住まいの住宅で、困っていることについては、平成 18 年度調査と同様に、「特に問題はない」が最も多く、次いで「老朽化している」「交通や買い物への不便が悪い」が多い回答になっている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者総合支援法の改正により、一人暮らしを望む障がいのある人を支援する新たな障がい福祉サービスとして「自立生活援助」が平成 30 年度より開始されることへの対応を検討する必要がある。</li> </ul>
	<p>(2)居宅でのサービス(リハビリテーションを含む)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「ホームヘルパーの派遣」は、法改正に伴い、難病の方でも障害者総合支援法の規定に基づき、障がい福祉サービスを提供している。</li> <li>・「理容師の派遣（重度身体障がい者・児）（地域生活支援事業）」は、平成 25 年度から理髪代の自己負担化を行っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主な養護者（介助者）については、平成 28 年度調査で、「夫または妻」が最も多く、次いで「養護や介助を受ける必要がない」、「母親」の順で多くなっており、「施設職員やヘルパーなど」は約 1 割となっている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がいのある人の自立支援と介護者の負担軽減のために、引き続き在宅サービスの充実を図っていく必要がある。</li> </ul>
	<p>(3)介護家族支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・家族介護慰労金支給事業は、申請に対し支払う準備を整えていたが、申請がなかった。</li> <li>■「家族介護教室」は廃止。（すべての高齢者の一般介護予防として「おらが出張講座」を実施したため）</li> <li>・当事者団体への支援は継続しているが、団体構成員の高齢化などによる団体の存続が難しくなっている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当事者団体等への集まりなどに「参加している」が全体の 1 割弱。「参加していない」が 8 割強となっている。</li> <li>・「参加している」のうち、参加している集まりが「なくなると困る」「なくなると非常に困る」と回答した方が 7 割強存在する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当事者団体の支援方法を検討する必要がある。</li> </ul>

	(4)補装具・日常生活用具	<ul style="list-style-type: none"> <li>補装具費の支給、日常生活用具給付等事業（地域生活支援事業）、福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与（介護給付、予防給付）、特定福祉用具販売、特定介護予防福祉用具販売（介護給付、予防給付）、車いすの貸し出しなどについて実施している。</li> </ul>	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、障がいのある人の日常生活の利便性に資するよう実施していく必要がある。</li> </ul>
	(5)施設を利用したサービス(リハビリテーションを含む)	<ul style="list-style-type: none"> <li>「短期宿泊事業(短期入所)」は、法改正に伴い、難病の方でも障害者総合支援法の規定に基づき、障がい福祉サービスを提供している。</li> <li>施設を利用した各種障がいサービスを実施している。</li> </ul>	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>高齢化も進んでいることから、障がいの状況や生活状況に応じて、自立した日常生活が営まれるよう、引き続きサービスの安定提供に努める。</li> </ul>
	(6)経済的支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>「重度心身障害者福祉手当(市)」は、平成26年度から手当額を減額したが、対象を拡大している。</li> <li>「心身障害児福祉手当(市)」は、平成26年度から手当額を減額したが、対象を拡大している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>今後の生活上の不安については、平成18年度調査と同様に、「生活費のこと」が第3位で、3割以上となっている。</li> <li>今後市に特に充実してほしいことについて、平成28年度調査で「経済的な援助の充実」とする割合は2割以上となっている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>障がいのある人が地域で自立した生活を営むためには、障害基礎年金や特別障害者手当等の制度の活用が重要であり、対象者への申請案内や相談のほか、必要に応じて制度の充実等について国・県等に働きかけを行う。</li> </ul>
5. 生活環境	(1)移動支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>「福祉タクシー等利用券の交付(福祉タクシー・自動車燃料費助成券)」は、平成26年度から自動車燃料費助成券が廃止。平成27年度から福祉タクシー利用券の2枚利用を可能とした。</li> <li>「バス路線整備事業」は、移動手段確保のため、市内路線バスの維持を行うとともに、平川地区においては、NPO法人が主体となった外出支援を実施している。</li> <li>「福祉カー貸出」は、袖ヶ浦市から業務委託を受けて袖ヶ浦市社会福祉協議会が行っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>外出するとき、介助者は必要かについて、平成28年度調査では、「行く所によっては必要」「いつも必要」が合わせて約5割となっている。</li> <li>外出をしやすくするために必要なことは、平成28年度調査では、「歩道や出入口などの段差解消」が最も多く、次いで「交通費助成の充実」「障がいのある人が利用しやすい交通手段の充実」となっている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>移動支援については、今後も移動手段の確保を図るとともに、個々のニーズの変化や交通空白地帯の解消など地域に応じた対応を図っていく必要がある。</li> </ul>
	(2)生活環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>「都市公園におけるバリアフリー化」、「路外駐車場におけるバリアフリー化」については完了した。市内5箇所ある駐車場のうち駅等に近い3箇所について身障者用スペースを確保。</li> <li>袖ヶ浦公園及び近隣公園2</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>外出するときに困ることについては、平成28年度調査では「休憩できるベンチなどが少ない」が最も多く、次いで「道路などに段差がある」「障がいのある人の専用駐車場が少ない」が多い回答となっている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>障がいのある人が暮らしやすい生活環境づくりに向けて、引き続き歩道や施設、建物のバリアフリー化を進めていく必要がある。</li> <li>ユニバーサルデザインの推進や合理的配慮等を</li> </ul>

	<p>箇所において主要施設のバリアフリー化を図った。また、バスターミナル及び袖ヶ浦・長浦の各駅に近接している2箇所の駐車場について障がい者用駐車スペースを確保した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小中学校におけるバリアフリー化は、体育館等の大規模改修に合わせてスロープの設置や多目的トイレなどの整備を実施した。</li> </ul> <p>☆新規事業として「庁舎整備事業」を実施。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後市に特に充実してほしいことについて、平成28年度調査で「道路、施設、建物などのバリアフリー化が進んだまちづくり」を望む割合は2割を超え、第3位となっている。</li> </ul>	<p>行うことにより、障がいのある人の生活や活動がしやすくなることを、広く周知・啓発していく必要がある。</p>
(3)見守り	<ul style="list-style-type: none"> <li>・徘徊老人等SOSネットワーク事業は、「高齢者見守りネットワーク事業」の開始により機能を移行している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今、誰といっしょに暮らしているかについて、28年度調査で「ひとり暮らし」が約1割となっている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政だけでは対処しきれない、ひとり暮らし高齢者や障がいのある人等の見守り、身近な住民同士の支えあいに取り組む地域づくりを進めていく必要がある。</li> </ul>
(4)防災・防犯	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「家具転倒防止器具取付事業」は、該当者がいないため、事業自体は平成24年度から予算措置なし。</li> <li>・「震災火災対策自主防災組織整備事業」では、資機材貸与、更新と併せて市が実施する防災訓練において要援護者安否確認訓練を実施するなど避難支援体制の強化を行った。</li> <li>・「災害時要援護者の避難支援」では、登録者全員にアンケート調査を行い、登録の必要がない方は登録解除するなど、名簿登録者の適正化を行った。また、福祉避難所の指定を進め、H29.4時点で19施設の指定を終えた。加えて、福祉避難所の運営訓練等の実施を通じ支援体制の強化を推進している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・火事や地震などの災害時にひとりで避難できるかについては、平成18年度調査と同様に、「できる」が最も多い。しかし、28年度調査でも、「できない」が約4割を占めている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き障がいのある人や高齢者等の自力で避難することが困難な方に対する避難支援体制の整備を図っていく必要がある。</li> <li>・平成25年の障害者基本法の改正を受け、障がいのある人の消費者トラブルの防止の取組みを関係所管と連携して進めていく必要がある。</li> </ul>
6. 保育・教育	(1) 保育・教育 <ul style="list-style-type: none"> <li>・「障がい児保育の実施」では、新たに私立保育園2か所が開設され9か所となった。障がいの程度に関わらず、集団保育が可能な限り障がい児を受入れている。</li> <li>・「特別支援教育の推進」では、コーディネーターを複数</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後の進路について、平成18年度調査と同様に、「進学したい」が最も多い。次いで、平成18年度調査では、「福祉施設や福祉作業所等に通いたい」「福祉施設に入所したい」の順だったが、平成28年</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がいの有無に関わらず、子どもが教育・保育等を利用できるよう引き続き支援に取り組む必要がある。</li> <li>・インクルーシブ教育システムの構築など国や県の新たな施策動向に対応</li> </ul>

	<p>にすることで詳細に実態把握が可能となった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「通級指導による特別支援教育の充実」について、構音に困難さがある児童が増加傾向にあり、早期からの対応が不可欠である。</li> <li>「市特別支援教員雇用による特別支援教育の充実」について、小学校低学年を中心に、通常学級における特別な支援を必要とする児童が増えている。学校の実態に応じて、特別支援教員の配置数等について検討を行っていく必要がある。</li> </ul>	<p>度調査では、「障がいのある人の雇用が多い事業所で働きたい」「福祉施設や作業所に通いたい」が2・3番目に多くなっており、就労に対する意向がより高まっている。</p>	<p>しながら、特別支援教育の取組みを進めていく必要がある。</p>
	<p>(2)子育て支援</p> <p>「放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ事業）」では、障がい児の受入を行っている。</p>	—	<p>教育・保育等に加えて、子どもの社会的な自立や発達を促すため、配慮が必要な子どもの療育の場の充実を図る必要がある。</p>
7. 雇用・就業・社会参加	<p>(1)就労支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「障害者就労促進体制の整備」について、袖ヶ浦市障がい者相談支援事業所「えがお袖ヶ浦」や障害者就業・生活支援センターエール、ハローワーク等と連携している。</li> <li>「福祉作業所（第一うぐいす園、第二うぐいす園）」は、平成27年度から法適合施設へと移行し、生活介護及び就労継続支援B型事業を実施。</li> <li>「市職員としての採用促進」について、法定雇用率は、平成30年4月より2.5%、平成33年4月までには2.6%となる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現在の日中の過ごし方については、平成18年度調査と同様に、「主に家にいる（働いてはいない）」が最も多く、次いで「働いている」が約2割となっている。</li> <li>現在の就労形態については、「常勤（フルタイム）」が約4割、次いで「パート・アルバイト」が約3割となっている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>新たな障がい福祉サービス「就労定着支援」が平成30年度より開始されることから対応の検討が必要となる。</li> <li>平成30年4月より、精神障がいのある人が障害者雇用率の算定に含まれることから、障がいのある人、雇用者双方への支援を図る必要がある。</li> </ul>
	<p>(2)生涯学習・スポーツ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「障がいのある人に対応した社会体育施設の整備」は、社会体育施設のトイレ洋式化や階段手すり等のバリアフリー化を進めている。</li> <li>「市民三学大学講座」では、聴覚障がい者向けに手話通訳を実施している。</li> <li>音訳ボランティアについては、現在対面朗読の利用が無いことから養成講座は行わず、平成28年度から視覚障がい者向け図書館「サピエ」</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>友人や仲間とともに参加しているかについては、平成18年度調査と同様に、「参加していない」が最も多く、次いで「趣味などのサークル活動」が1割強、「祭りなどの地域の行事」が約1割となっている。</li> <li>今後、参加したいと思うものについては、平成18年度調査と同様に、「参加したいものはない」が最も</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として、障がいのある人がスポーツに参加する機会の充実や、スポーツ活動を通じた障がいのある人とない人の交流を推進していくことも重要である。</li> </ul>

		に加入しDAISYを提供することで対応している。	多く、次いで「福祉に関する講座や講演会」「障がいのある人が描いた絵画などの展示会」となっている。	
8. 基盤づくり	(1)地域づくり	・「地域自立支援協議会（地域生活支援事業）」は、「地域総合支援協議会」として、それぞれ専門分野に分かれて協議を行っている。	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がいのある児童や医療的ケア児について、サービスの提供や、人材育成に向けた支援を進めていく必要がある。</li> <li>・地域生活支援拠点の整備について検討する必要がある。</li> </ul>
	(2)拠点づくり	・「（仮称）総合福祉会館」は中止となった。	—	
	(3)サービスの質の確保	・県が実施している介護サービス情報の公表制度、福祉サービスの第三者評価事業について、県とも連携して普及・啓発していくとともに、受審を勧奨している。	・今後市に特に充実してほしいことで、平成28年度調査で「サービス利用手続きの簡素化・スピード化」を望む割合は第2位で3割近くとなっている。	
	(4)人材育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「保健福祉専門職の養成」は、千葉県で実施する研修等を相談支援事業所に案内し、相談支援専門員の養成を推進している。</li> <li>・社会福祉協議会を通じ、ボランティアセンターの運営に補助金を交付して人材育成を支援している。</li> </ul>	—	



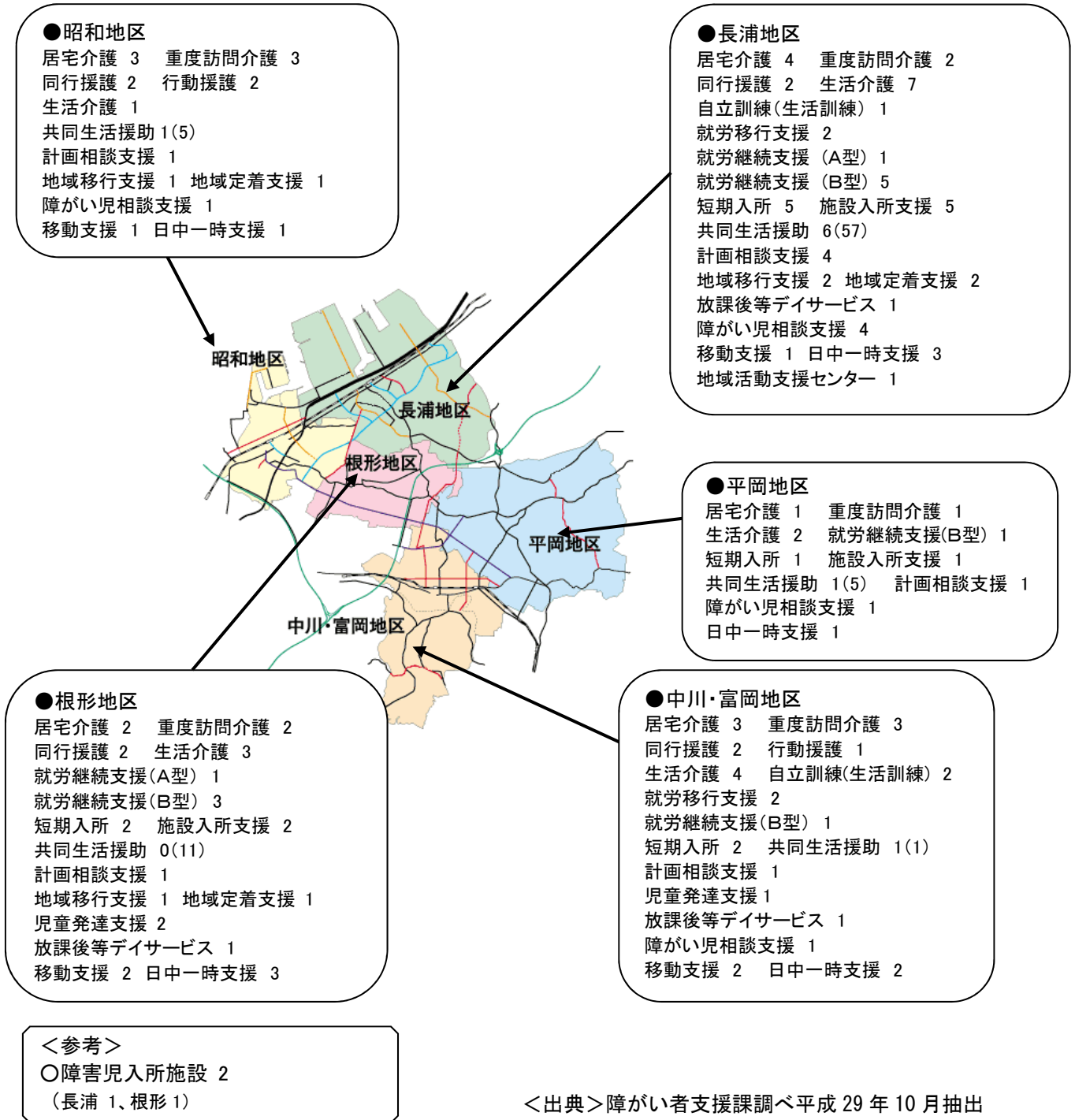
#### 4 袖ヶ浦市内の障がい福祉サービス実施事業所一覧

サービスの種類		事業者数(か所)(平成 29 年 10 月現在)					
		全市	長浦地区	平岡地区	中川・富岡地区	昭和地区	根形地区
訪問系サービス	居宅介護	13	4	1	3	3	2
	重度訪問介護	11	2	1	3	3	2
	同行援護	8	2	0	2	2	2
	行動援護	3	0	0	1	2	0
	重度障害者等包括支援	0	0	0	0	0	0
日中活動系サービス	生活介護	17	7	2	4	1	3
	自立訓練(機能訓練)	0	0	0	0	0	0
	自立訓練(生活訓練)	3	1	0	2	0	0
	就労移行支援	4	2	0	2	0	0
	就労継続支援(A型)	2	1	0	0	0	1
	就労継続支援(B型)	10	5	1	1	0	3
	療養介護	0	0	0	0	0	0
居住系サービス	短期入所	10	5	1	2	0	2
	施設入所支援	8	5	1	0	0	2
相談支援	共同生活援助	9	6	1	1	1	0
	計画相談支援	8	4	1	1	1	1
	地域移行支援	4	2	0	0	1	1
障がい児支援事業	地域定着支援	4	2	0	0	1	1
	児童発達支援	3	0	0	1	0	2
	放課後等デイサービス	3	1	0	1	0	1
	保育所等訪問支援	0	0	0	0	0	0
	医療型児童発達支援	0	0	0	0	0	0
地域生活支援事業	障がい児相談支援	7	4	1	1	1	0
	移動支援事業	6	1	0	2	1	2
	日中一時支援	10	3	1	2	1	3
	地域活動支援センター	1	1	0	0	0	0

## 5 袖ヶ浦市内の障がい福祉サービスの提供状況の分布

市内の昭和、長浦、根形、平岡、中川・富岡の各地区における障がい福祉サービスの提供状況は次の図のようになっています。

事業所の数は年々増加しています。各地区に満遍なく設置されており、障がい福祉サービスの提供をしています。



## 6 袖ヶ浦市地域総合支援協議会名簿

---

## 7 計画策定経過の概要

---

## 8 用語集

---